

平成19年12月3日
午前10時11分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(29名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
32番	三宮十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(2名)

22番	水野博	31番	原沢久志
-----	-----	-----	------

3. 会議録署名議員

5番	立松新治	6番	山本芳照
----	------	----	------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木博雄	開発部長	横井昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野雄二	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
十四山支所長	平野瞳	十四山スポーツ センター館長	平野茂雄
総務部次長兼 税務課長	佐藤忠	民生部次長兼 市民課長	加藤芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7．議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第10 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第14 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第15 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第16 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第17 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について

~~~~~

午前10時11分 開会

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第4回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から21日までの19日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から21日までの19日間と決定いたします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（宇佐美 肇君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

日程第5 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第8 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第9 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について

- 日程第10 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第14 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第15 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第16 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第4、議案第52号から日程第20、議案第68号まで、以上17件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成19年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてお忙しい中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案12件、法定議決議案2件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第52号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定につきましては、市議会の議員及び市長の選挙において選挙公報を発行するため条例を制定するものであります。

次に、議案第53号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、財団法人愛知県市町村振興協会に職員を派遣するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員に支給される地域手当との均衡を図るため、地域手当の支給率を改正するものであります。

次に、議案第55号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同組合規約中の関係規定の変更につきまして、協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定

に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号弥富市立学校設置条例の一部改正につきましては、弥富中学校を移転するため所在地番の改正をするものであります。

次に、議案第57号弥富市運動広場条例の一部改正につきましては、おみよしテニスコートを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号弥富市総合福祉センターの条例の一部改正につきましては、ゲートボール場としての使用目的を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正につきましては、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、受給資格者の優先順位を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第60号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正につきましては、老人保健法の一部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市老人医療費支給条例の廃止につきましては、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱中、老人医療費支給に関する規定が廃止されたため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第62号弥富市障害者医療費支給条例の一部改正につきましては、老人保健法の一部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正につきましては、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、通院にかかる精神障害者医療の現物給付を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税法の一部改正に伴い、65歳以上の年金受給者についての国民健康保険税を年金から天引きするため、条例の一部を改正するものであります。

次に議案第65号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同組合規約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第66号平成19年度弥富市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億8,086万5,000円とするものであります。歳出の主な内容といたしましては、民生費におきましては他市町村に入所されている児童に対する保育所運営費委託料2,000万円、前年度生活保護者への額の清算に伴う国、県への返還金1,117万6,000円を計上するものでございます。消防費におきましては、同報無線整備工事が入札により工事請負費の確定に伴い、7,718万7,000円を減額するものであります。

教育費におきましては、弥富北中学校校舎駐輪場整備等工事請負費1,800万円を計上するものでございます。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては使用料及び手数料として600万円、国庫支出金594万円、諸収入546万円等を増額計上いたす一方、基金繰入金954万5,000円を減額いたすものでございます。

次に議案第67号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、一般被保険者及び退職者被保険者等、高額医療費の伸びに伴い、1,500万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を39億5,763万6,000円とするものであります。

次に議案第68号平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算につきましては、特定入所者、介護サービス利用者の増によりまして、歳出予算科目の組みかえをするものであります。

以上提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。  
議長（宇佐美 肇君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。  
総務課長（佐藤勝義君） 議案第52号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について、説明申し上げます。

まず初めに第2条ですが、議会の議員及び市長の選挙において、選挙管理委員会は選挙公報を1回発行しなければならないことを定めるものでございます。

次に第3条ですが、候補者は選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、選挙の期日の告示の日に選挙管理委員会に文書で申請しなければならないことなどを定めるものでございます。

次に第4条ですが、選挙管理委員会は候補者から申請があった掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないこと、候補者の掲載の順序は選挙管理委員会がくじで定めること等を定めるものでございます。

次に第5条ですが、選挙公報は各世帯に対して選挙の期日の前日までに配布することを定めるものでございます。

次に第6条ですが、選挙公報の発行を中止する場合について定めるものでございます。

最後に附則、これにつきましては施行期日と適用区分について定める規定ですが、この条例はこの条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用するものでございます。

議案第53号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

まず初めに第2条ですが、職員を派遣することができる公益法人等に共同研修期間として設置された財団法人愛知県市町村振興協会を加えるものでございます。

次に第4条、第5条及び第7条ですが、地方公務員法第57条に規定する職員の呼称を単純

労務職員から技能労務職員に改めることに伴う条文の整備でございます。

最後に附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

議案第54号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

まず初めに第13条の2ですが、地域手当の支給率を100分の8から100分の3に改めるものでございます。

続いて附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項、これは経過措置について定める規定ですが、地域手当の支給率について、平成22年3月31日までの間、100分の3を100分の8を超えない範囲内で市長が定める割合とするものでございます。

議案第55号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、説明申し上げます。

まず初めに別表第1及び別表第2ですが、退職手当組合から音羽町、御津町及び宝飯南部学校給食組合を脱退させ、規約を変更するものでございます。

続いて附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年1月15日から施行するものでございます。

最後に附則第2項、これは経過措置について定める規定ですが、この規約の施行の際、現在に在職する議員はその任期が満了するまでの間在任することを定めるものでございます。以上でございます。

教育課長（前野幸代君） 議案第56号弥富市立学校設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

この改正は弥富中学校を来年1月1日から平島町西新田1244番地4から、鎌島七丁目52番地2に移転をするため住所を定める必要があり、改正をするものでございます。以上でございます。

社会教育課長（水野進君） 議案第57号弥富市運動広場条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。今回の改正は、弥富中学校の移転に伴い、現在のテニスコートを一般開放するため改正するものであります。

名称をおみよしテニスコートとし、別表第1号の表中に加える、別表第2号の表中、水明テニスコート、二葉テニスコートを水明テニスコートに改める、附則、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

総合福祉センター所長（服部昭男君） 議案第58号弥富市総合福祉センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

総合福祉センター条例の別表中でございますが、ゲートボール場という表示をなくし、一般のコミュニティー広場という感じで表示するものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成20年1月1日から施行する、以上でございます。保険年金課長（佐野 隆君） それでは議案第59号について、弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

この改正は、題名を弥富市乳幼児等医療費支給条例から弥富市子ども医療費支給条例に改め、本則中における乳幼児等を子どもに改める改正であります。

また第2条第2項の改正については、他の福祉医療受給資格者との優先順位を変更する改正であります。

また第2条の2第1項の改正については、障害者自立支援法の改正に伴う条文整備でございます。

附則、この条例は、20年4月1日から施行する、ただし、第2条の2第1項の規定は公布の日から施行するという改正でございます。

また、この2項でございますが、この条例、前項ただし書に規定する改正規定に限る、による改正後の弥富市乳幼児等医療費支給条例の規定は、18年10月1日から適用する改正でございます。

議案第60号でございますが、弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について、説明申し上げます。

第2条第2項、これは受給資格者の除外規定でございますが、この2号規定中において、老人保健法の改正に伴い条文整備をするものであります。

また同項第4号中の乳幼児等医療費支給条例に規定する乳幼児等を削る改正でございます。

それから、第2条の2第1項の改正につきましては、障害者自立支援法の改正に伴う条文整備でございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する、ただし、第2条の2第1項の改正規定は公布の日から施行する、2、この条例による改正後の第2条の2第1項の規定は、平成18年10月1日から適用する。

続きまして、議案第61号でございますが、弥富市老人医療費支給条例の廃止について御説明させていただきます。

これにつきましては、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、弥富市老人医療費支給条例を廃止するものでございます。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

続きまして、議案第62号について、御説明申し上げます。弥富市障害者医療費支給条例の一部改正についてでございますが、これにつきましては第2条の2項、これは受給資格者の

除外規定でございます。この2号中において老人保健法の改正に伴い、条文の整備をするものです。

また第3号の乳幼児医療費支給条例に規定する乳幼児規定を削り、第4号を第3号に繰り上げる改正でございます。

それから、第2条の2第1項においては、障害者自立支援法の改正に伴う条文整備でございます。

附則、この条例は、20年4月1日から施行する、ただし、2条の2第1項の改正規定は公布の日から施行する、2、この条例による改正後の第2条の2第1項の規定は、平成18年10月1日から適用する。

議案第63号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、説明させていただきます。

2枚はねていただきまして、改正要点をつけさせていただきました。改正要点の方で説明させていただきます。

第2条、支給資格者でございます。第1項は本市の区域内に住所を有している期間要件を廃止するものであります。第2項の第1号でございますが、老人保健法及び老人保健法施行令の改正により、条文を高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令とする条文整備でございます。

第2項第3号は条文整備でございます。

第2条の2第1項、住所地特例でございますが、障害者自立支援法の改正に伴う条文整備でございます。

第3条、支給の範囲でございます。障害者医療費の支給の範囲を精神障害者医療費受給者証の交付を受けたものとして、医療費支給の範囲を明確にするため、通院医療費については、精神通院医療、入院医療については精神病床への入院治療に限るとする改正でございます。

第4条でございますが、受給者証でございます。第1項でございますけれども、精神障害者医療費の支給を受けようとするものは、申請により精神障害者医療費受給者証の交付を受けなければならないとする規定でございます。

第2項でございますが、通院医療による医療費の支給を受けようとする場合は、医療機関に受給者証を提示しなければならないとする規定でございます。

第4条の2、支給の方法でございますけれども、第1項では、市長は受給者が通院医療を受けた場合、支給すべき額を限度にその費用を受給者にかわって当該医療機関等に支払うことができるとする規定でございます。このくだりが現物給付ということでございます。

第2項でございますが、これは通院医療費の支給のみなし規定でございます。

第3項でございますが、市長は、受給者が入院医療を受けた場合は、申請により支給すべ

き額を限度にその費用を受給者に支払うものとする規定でありまして、入院につきましては従来どおり償還払いとする規定でございます。

第5条でございますが、届出の義務でございます。第1項でございますけれども、届出事項を定める規定でございます。

第2項については、受給資格者でなくなったときの受給者証の返還を定める規定であります。

第6条は報告のものでありまして条文整備でございます。

第7条については、損害賠償との調整ございまして、条文整備です。

附則、1、この条例は、平成20年4月から施行する、ただし、第2条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する、2、この条例による改正後の第2条の2第1項の規定は、平成18年10月1日から適用する。

議案第64号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明させていただきます。

3枚はねていただきまして、改正要点を付さしていただきました。改正要点によりまして御説明申し上げます。

第3条、国民健康保険の被保険者にかかる所得割から、第9条納期までは主に条文整備が中心になっておりますので、第9条の徴収の方法から御説明させていただきます。

第9条、徴収の方法、国民健康保険税は特別徴収の方法を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとする規定でありまして、ここで初めて特別徴収という言葉が出てまいります。

第12条、特別徴収でございますが、第1項、特別徴収の方法によって、国民健康保険税を徴収する者、特別徴収対象被保険者でございますが、を定める規定でございます。

第2項、当該年度の4月2日から8月1日までに特別徴収対象被保険者となった場合は、特別徴収の方法によって徴収することができるとする規定でございます。

第13条、特別徴収義務者の指定等でありまして、これは特別徴収義務者は年金保険者とする規定であります。

第14条、特別徴収税額の納入の義務等でございますけれども、特別徴収義務者は徴収した支払回数割保険税額を翌月の10日までに納入しなければならないとする規定でございます。

1枚はねていただきまして第15条でございますが、被保険者資格喪失等の場合の通知等でございますけれども、被保険者の資格喪失等の場合の通知等を年金保険者が受けた場合の徴収した支払い回数割保険税額を納入する義務を負わないとする規定と、この場合の年金保険者のすべき通知を定めた規定であります。

第16条、すでに特別徴収対象保険者であった者にかかる仮徴収でございますが、第1項、前年度の10月1日から3月31日までの間に特別徴収されていた特別徴収対象被保険者につい

ての当該年度の9月30日までの当該支払い回数割保険税の特別徴収額は、前年度の最後に行われた特別徴収年金給付の支払いにかかる支払い回数割保険税額とする規定でありまして、前年度の最後というのは、通常2月に支払われた年金ということになります。

第2項でございますが、前項の特別徴収対象被保険者において、6月1日から9月30日までの仮徴収額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、前項の規定にかかわらず所得の状況その他の事情を勘案して、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収することができるとする規定でありまして、前項の2月の特別徴収された額ではなく、特別な事情のあるものについては市長が定めるということになります。

第17条、新たに特別徴収対象保険者となった者にかかる仮徴収でございますが、新たに特別徴収対象被保険者になった者にかかる仮徴収の期間と、仮徴収の額を定める規定でありまして、第1号におきましては、当該年度の初日に属する年の4月2日から8月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった者で、特別徴収の方法によって徴収が行われなかった者、または前年の8月2日から10月1日までの間に、特別徴収対象者になった者、この方々については当該年度から9月30日までの間は仮徴収ということになります。

それから第2号でございますが、当該年度の初日の属する年の、前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった者、この方々については当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間ということになります。

それから第3号につきましては、当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった方々につきましては、当該年度の初日に属する年の8月1日から9月30日までの間が仮徴収の期間となります。

第18条、普通徴収税額への繰り入れでございますが、特別徴収の方法により徴収されなくなった場合において、その後の特別徴収すべき相当額を普通徴収によって徴収するものとする規定であります。特別徴収後は普通徴収に変わるというものでございます。

第2項、すでに特別徴収した額に過納または誤納にかかる額がある場合、当該特別徴収対象者の未納にかかる徴収金があるときは、未納にかかる徴収金に充当するという規定でございます。

附則第2項、第3項、第4項、第7項、第9項、第12項、第14項、第15項及び第16項については条文整備でございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する、ただし、附則第4項、第5項の規定については公布の日から施行する。

適用区分でございますが、次項の定めるものを除き、改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

3、新条例第17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するというごさいます。

それから経過措置でごさいますが、この4項については、平成19年10月1日において、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主については、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの間に特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、それぞれの支払いにかかる支払い回数割保険税額の見込み額を特別徴収の方法によって徴収することができるとする規定です。

5項につきましては、この支払い回数割国民健康保険税の見込み額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税に相当する額を平成20年度における支払い回数割りで除して得た額とする規定でごさいます。

議案第65号ごさいます、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。別表第2中、音羽町、小坂井町、御津町を小坂井町に改める。

附則、この規約は平成20年1月15日から施行するというごさい、この変更は豊川市と音羽町、御津町が合併することに伴い、別表2の選挙区分表12中、構成市町村が豊川市、蒲郡市、小坂井町となるための変更でごさいます。以上でごさいます。

議長（宇佐美 肇君） お諮りします。

本案17件は継続議会で審議したいと思ひますが、御異議ごさいませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案17件は継続議会で審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~  
午前10時44分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照

開発部次長 兼農政課長	早川 誠	総合福祉センター 所長	服部 昭男
教育部次長 兼図書館長	高橋 忠	監査委員 事務局長	加藤 重幸
総務課長	佐藤 勝義	企画情報課長	村瀬 美樹
管財課長	渡辺 安彦	防災安全課長	服部 正治
保険年金課長	佐野 隆	環境課長	久野 一美
健康推進課長	鯖戸 善弘	福祉課長	横井 貞夫
介護高齢課長	佐野 隆	児童課長	山田 英夫
商工労政課長	若山 孝司	土木課長	三輪 眞士
都市計画課長	伊藤 敏之	下水道課長	橋村 正則
教育課長	前野 幸代	社会教育課長	水野 進

6．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里 博昭	書記	柴田 寿文
書記	岩田 繁樹		

7．議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第6 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第9 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第12 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

- 日程第16 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第69号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第70号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第71号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第72号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算について

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、村井邦彦議員と新田達也議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に  
関する条例の制定について

日程第3 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につい  
て

日程第4 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減  
少及び規約の変更について

日程第6 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第7 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第8 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について

日程第9 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

日程第10 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第11 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について

日程第12 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第13 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第14 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減  
少及び規約の変更について

日程第16 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について

日程第17 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について

日程第18 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第52号から日程第18、議案第68号まで、以  
上17件を一括議題とします。

本案17件はすべて提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 10番 伊藤でございます。

議案第54号について、質問をいたします。

13条の2項で、100分の8を100分の3に経過措置をするという提案でありますけれども、提案理由としては、国家公務員に支給される地域手当との均衡を図るためという内容であります。特にこの内容については、合併時から職員の給料について、それぞれ全国的にも、さらには愛知県下の市の中でも最下位だと言われ、今日までの職員の地域での努力の結果の中での給与が低いという状況について、多くの議論をされてきました。

そして、このたび議員の報酬なり役職の手当も見直され、さらには職員の給与も見直すという約束をされています。そんな状況であります、平成22年までに市長が判断をするということになっていきますね。今日の実態の中で100分の8を100分の3にしますと、1年分の昇給にも匹敵するような状況などが見受けられます。ですから、少なくとも今日までの経過の中で、議会も行政も職員の給料については見直さなければならないという視点に立って議論がされている内容だと思います。私は、あくまで国家公務員に準ずる地方自治体職員という、それぞれの人勤の踏襲がされて、今日、自治体も国家公務員もあると思います。しかし、この低いということについては、国家公務員の内容を充当しつつも、内容的には地方におけるそれぞれの状況の中で今日まで賃金が抑止されてきた、そういう状況であるとするなら、少なくともこの地域手当の見直しというのは、基本給の見直しの中で手当とか給与について配慮がされる、その状況の中での見直しが妥当ではないかと私は思っています。市長のお答えをひとついただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 給与の見直しと地域手当の関連性の問題でございますが、まず今回の条例改正の内容でございます地域手当の見直しにつきましては、国家公務員には、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するように、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために、平成18年度から地域手当が支給されております。本市の区域内に勤務される国家公務員におきましては、地域手当の支給率が3%でございますが、本市においては、平成17年度までの調整手当の支給率8%をそのまま運用し、18年度から地域手当8%を支給してきております。

そのような状況の中で、ことしに入りまして総務省が、国における地域手当の指定基準に基づく支給割合を超えて地域手当を支給している団体にあつては、平成22年4月1日までに是正することと強く要請をしてきております。今回、地域手当の改正は、この総務省の強い要請に基づき行うものでございます。

また一方、職員の給与の見直しにつきましては、地方公共団体の給与水準を示すラスパイレス指数は、議員も御指摘のとおり昨年は87であり、県内の市で最下位でございました。し

かしながら、本年度は給料制度の運用の見直しを始めておまして、その影響もあり、ラスパイレ指数は本年度は若干改善する見通しでございます。今後、当面の目標値といたしまして、平成22年度のラスパイレ指数が類似団体の平均値であります95という目標値を掲げ、それに近くなるように職員の勤務成績を考慮しながら、さらに給料の昇格・昇給制度の運用の見直しを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 今答弁されましたけれども、私どもの追加提案の中に給与表が出ているわけですが、これは、私はまだ見ておりませんが、国家公務員の給与の人員による今年の見直しじゃないのかという気がします。

そんな状況の中、私が申し上げたいのは、今の現状の中での見直しをどうするかということなんです。国家公務員法の見直しがあったから必ずそれを充当しなければならないという、そういう財政状況だとか指導とか、そういう部分については理解はできますけれども、現状の生活給を、労働対価を、労働意欲を損なわないようなことをきちっとしてほしいということですよ。そのことをされるのが、より市政に対するお互いの認識と市民との信頼関係を重視することじゃないのかと、このことを私は申し上げておるんですね。ですから、今の総務部長の答弁は、国家公務員法の見直しをされたから平成22年までにやるという、このことはわかります。私も理解するが、どうするかということなんです。少なくとも、給料表の見直しをきちっと22年までに整わせると。その段階で3%へ見直しをしていくというようなお話なのかと受けとめたら、提案理由の内容は何にも変わっていないんですね。ですから、少なくとも提案をされる部分で認識をされて、ラスパイレが87なのを95にしていきたいという基本精神があるなら、その基本精神に沿って、その問題にどう対応していくかということをお伺いしたいんです。再度お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） まず、具体的な給料の見直しの内容でございますが、初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則というものがございまして、それにおきまして、処遇の内容により昇格・昇給を定めた級別標準職務表というのがございまして、その運用の見直しに今年度から入っておるということでございます。

また、給料のトータル的な意味での御質問もあったと思いますが、職員の給料の見直しに当たりましては、本年度から見直しを行っておる部分につきましては給料でございますが、手当の見直しについては対象としておりません。

また、見直しの目安といたしておりますラスパイレ指数の計算におきましても、御承知のとおり、国家公務員の職務構成を基準といたしまして、職種ごとに学歴別・経験年数別に平均給料月額を比較しまして、国家公務員を100とした場合の地方公務員の水準を指数で示

したものでございます。その指数を目安として給料の見直しを進めているものでございます。今回の地域手当の見直しが、たまたま当市の合併後の給料の見直しの時期に合致をしたという、結果的にそういうことになっておるとは思いますが、あくまでも給料の見直しと職員手当の改正につきましては別のものとして御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 私が質問しておるのは、給与と給料というのは別なことは承知しています、はっきり言って。生活給というのを考えると、手当は生活給に入るんですよ。そこに働く人たちの労働対価というのは、少なくとも手当と給与それぞれを含んで生活給というんですよ。このことは理解できると思うんですね。ですから私は、そのことをきっちりと、今ある生活権を確立し、さらに信頼ある市政をするためにどうされるのかと。努力される給与については、それぞれの理解はします。しかし、今ある生活権維持のために生活給を保障するという立場に立って、この100分の8というものに対する市長の判断とされている条文、市長の判断が「22年の段階までに」という文言になっています。ですから、私は市長にお答えを願いたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員の方から、職員のことについて大変温かい気持ちを出していただいていると思うわけでございますが、先ほど総務部長が答弁したとおりでございますが、私どもとしては、これからは職員における基本給の見直しをしっかりとやっていこうということが、イコール生活給につながっていくだろうと強く思っておるわけでございます。そういった意味におきまして、弥富市の職員がいわゆるラスパイレズ指数という形においても非常に低いところにあるという中で、今後3年間、目標数値としては95%という一つの目標を掲げながら、これがイコール基本給の見直しにつながっていくと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 今の市長の基本的な職員に対する給料ということについては、私は理解できます。しかし、今提案されています条文の22年までの経過措置なんですね。例えば20年はどうするんだ、21年はどうするんだと。22年で到達目標は100分の3だよと、こういうことなんですよ。その過程において、少なくとも今私が申し上げておるのは、給料表の現行の中で諸手当、勤勉手当、それぞれの労働評価、勤務評価、そして労働意欲を修正されていくことは、当然あるべきことだと思っております。ですが、今与えられている生活給の100分の8についての移行措置です。移行措置に配慮があるのかないのか。その配慮の中で、例えば最終的に給与と言われる部分との整合性に市長の配慮がありますかということをお伺いしたい、もう一度。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 22年までの経過措置という形でございますけれども、平成20年度につきましては100分の8という形でまず決めていきたい。そして、職員にとって100分の8を22年まで続けた方がいいのか、あるいは22年までに、100分の8を100分の6としたり5としたりという形で段階的に下げていくのがいいのか、これにつきましては再度検討して、職員にとってメリットのある方を選択していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） ただいま市長から答弁いただきました。

やはりそこに働く人たちの生活権の確保、労働意欲、そして市民の信頼を得ていくという立場を通して、今市長の答弁にありましたように、それぞれこれからの経過の中でその配慮をされるということをきっちりと精査していただくことを要望して、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 私は、ただいま上程されております三つの議案について、市長、または担当部課長にお尋ねをいたしますが、まず最初に、今も伊藤議員の方からお尋ねがありました職員給与の問題について、今回の議案第54号に関連をしてお尋ねいたします。

当市の職員給与につきましては、当局も議会も、もう一日も早く改善しなきゃならないということでは一致をしておりますし、しかも服部市長は、以前の時期にも何遍も改正が必要と、努力をするというふうに言われておりましたが、実際には改善どころか、県下でも全国的な位置も下がり続けております。現在ラスパイレス指数は、たしか18年度は87で、愛知県下では全市町村の下から3番目、市では最下位であります。また、全国の中では1,820市町村のうちで下から98番目、市が779市あるうち下から8番目であります。旧弥富町は、17年度に全国で146市町村しかなかった、財政的に自立しているとされております普通交付税をもらえない、いわゆる不交付団体の仲間入りをし、その後、新市になっても市の財政力については上昇を続けておりますが、そうした中で、先ほどの市側の答弁では、19年度は多少改善をするのではないかというふうに言われておりましたが、いずれにしても本当に職員にとっては大変な状態であることは異論のないところであります。

同時にもう一つ、本当に市長や、特に市の総務担当の皆さんにお考えいただきたいことは、弥富市は、いわゆる類似団体、旧弥富町時代、あるいは現在もそうありますが、似たような条件の市町に比べて職員数ではほぼ同じか、やや多いぐらいの状況だと思っておりますが、ただ保育所を初めとした施設職員が多いこともございまして、本庁・支所等の、いわゆる機関業務に携わる職員につきましては、大体旧弥富町時代も、あるいは新市になりまして、ほぼ類似団体平均の75%ぐらいの人員で仕事をしております。

その中で、最近非常に国の制度改正が頻繁に行われておるとか、あるいはなかなか新年度発足時に国の方針が決まらないということもございまして、部や課によりましては、前に市長は11時ごろまで働いている職員がいるというふうに言われましたが、今日ではそういう状況をさらに通り越して、深夜まで仕事をしなければ毎日の事務が消化できないというような深刻な事態がございまして。こうした中で、私が知る限りでも旧弥富町だけで、命を落としたり、あるいは職員として再起不能になられた方が数名おりますし、また職務の集中する課長だとか、あるいは係長、こういう割方若い役職にある皆さんが、がん、その他の病気によって長期休業をやむなくされるとかいう事態も少なくありません。本当に職員の働き方自身も相当深刻な事態になっておることについても十分御留意をいただきたいと思っております。

今、基本給を類似団体平均の95%にすることを目標にというふうに市長の方からお話がございましたが、現在、地域手当を入れても国のラスパイレスに比べて93%というのが弥富市の現状でございまして、ほとんど県下の市町村というのは100%以下になっておりますが、調整手当を含めると、瀬戸市が18年度は108.7で最高ですよ。それから、4月1日から3%にした場合でも弥富市は県内で下から5番目、その時点で岡崎市は100.4%となることがインターネットで公表されております。そういうことを考えますと、今伊藤議員の方からお話がありましたが、基本給と、それから給与全体として、その働き方にふさわしい処遇をする。

結局、従来弥富市が低い状態にどんどんどんどん置かれてきたのは、定期昇給は多分国や、そういうものと変わらなかったと思うんですが、最大の理由は、一つは昇級短縮を定められた方法できちんとやらない状態が長く続いておって、全体の底上げがそこでストップしておったということと、もう一つは、給料表が非常に幅が狭いことがあって、普通は次の給料表に渡っていく中で給料が上がっていく仕組みがあるんですが、それがされなかったことと両方で、だから古い職員の中には、課長や部長になっていった方はともかくとして、そうでない方についてはかなり低い人たちがいることが、こういう状態を改善できない最大の理由になっておると思うんですね。そうすると、きちんとその手当ををするというのを、結局いろいろあって、多少の手直しはしても、少なぶる程度では解決しないというのが当市の給料の低い最大の理由なんですね。ここを本当に直すお考えがあるかどうかということ。

それからもう一つは、全体として職員の充足率があるということに甘んじずに、必要なところに必要な職員をちゃんと確保するというのについてどういうふうにお考えになるかということと、それから服部市長になられてからまだ1年たっておりませんので、人事を完全に服部市長がおやりになるのはこれからになると思うんですが、要するに職務権限と責任、これが非常に弥富市の場合はあいまいになっている。例えば、前市長時代に全く民生関係の仕事の経験のない方を、しかも退職半年前に民生部長に任命するとか、ヨーロッパ諸国では

大体民生部長という第1副市長が担当するような職務で、市の仕事の中で一番多忙を究める仕事ですね。そこにそういう人事をするようなことが行われて、職務権限と責任がきちんと果たされ、そしてチームとして仕事をするということが本当にあいまいになっているような気がするんですね。

実は、市長が市民に役立つ市役所にということを施政方針でも述べられましたが、市長選挙を準備する中でも、市の職員のOBの皆さんが私どものところにも何人も見えて、今の弥富の市役所の状態というのは私たちから見ても見るに忍びんと。こういう状態を変えるためにはどうしても市長にかわっていただいて、改革をしなかったら後輩たちに対しても、市民に対しても、私たちが長らく弥富市の職員として奉職してきた立場から見て申しわけないと。私たちも頑張りますから、ぜひ市政を変えるために力をかけてくださいということを言われておりましたが、そういう責任の問題を解決するというお考えでこの問題に市長は取り組んでいただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせしていただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の方からも、職員に対して非常に温かいお言葉をいただいておりますことを、まず本当に感謝申し上げます。

先ほどからお話をさせていただきますように、職員の給与につきましては、今後の私どもの一つの重要課題という形で取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。現実的な基本給という中で、しっかりとした見直しをしていきたいというふうに思っております。

それから、職務権限と責任が少し伴っていないということですが、私ども141億の一般会計の予算を消化する上において、それぞれの基盤整備、あるいは少子・高齢化という中で民生の事業、さまざまございますけれども、そういった中でこういったウエートがあるか、そして今後のまちづくりの中でどういうことがポイントになるかというようなことも十分考えながら、職務責任と権限をしっかりと人事の中で決めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 特に市長にお伺いしたいんですが、本庁と支所の職員が類似団体に比べて75%程度の状態というのは私は非常にゆゆしい問題だと思いますが、この手だてについては市長はどういうふうにお考えになっておられるでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 職員の定員管理の問題でございますが、現在、行政改革の大綱の中で総枠を定めておまして、その総枠の目標に向かって進めておるわけですが、その職員数の総枠、357だったと思うんですが、その数字の中にはすべての職員を含んでおります。

類似団体と比べますとほぼ似通ったような人数でございますが、ただ弥富が特異性があるのは、議員御指摘のように保育士の数が非常に多いということで、今後保育士についてどういう対応をしていくかというのは一つの課題だと思っておりますが、総枠が決まっておりますが保育士が多い中で、一般事務職については当然その差し引きの中で採用していくということになるわけでございますので、保育士の対応の仕方によって一般事務職に影響を及ぼすということもあります。ただ、正職でなければならない業務、あるいは嘱託、臨時職員でも可能な業務、いろんな業務がございますので、そういうものもトータル的に含めた形の中で改善を図ってまいりたいというように現在のところは考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 国の定数管理の問題があるというお話であります。結局弥富市の場合、多分愛西市などと比べましても公立保育所が多いということから、保育士の数が多いという問題がございますが、これは従来の行政の方針としてやってきたことではあります。同時に、多分保育所に行く子供と幼稚園に行く子供の割合は今7・3ぐらいの状況に大ざっぱなところではなっておるんじゃないかと思いますが、市も正確には把握をしていないようでございますが、弥富市に保育所があって希望者が全員入れるということ、しかも割方長い期間で、今この少子化の時期に、母親や父親も長女だったり長男だったりというような状態で子供とのかかわりがなかなか難しい中で、当市につきましては、保育所があることで、これは旧十四山も多分同じような状況だと思いますが、落ちついた新1年生を迎えることができるということで、名古屋なんかの方から越してきた先生たちは、本当に名古屋市内に比べると子供が落ちついていて、また同時に地域の皆さんも大変いい状況で学校とかかわってくださるというふうに喜んでいただいておりますが、そういう地域の子育てや教育を安定させる上でも大きな力になっておりまして、地方自治の独自性を考えましたら、一律の定員管理で何もかもそこに押し込めるとということについては、一つは、市の努力によってやれる裁量の範囲と、それから同時に、今ですと定年退職者の方たちを再雇用するような形で対応していく方法だとか、いろいろあると思いますが、いずれにいたしましても、例えば保育現場でも今どういうことが起こっているかといいますと、臨時職員がかなり多くて、結局正職員が基本的な業務を全部やらなきゃいかんと。年々行事なんかも派手になってきておりまして、周辺の私立の幼稚園や保育所との競合という問題もありまして、行事のいろんな道具を結局正規の職員が全部用意すると。とても保育所の勤務時間の中ではできませんから、うちへ帰って、その保育士のお父さんやお母さん、おじいさん、おばあさんまで駆り出してうちでつくってくるとか、そういう本来あってはならないような勤務形態、業務形態になっておりまして、やはり必要なところにきちんと必要な人を配置する、そのことは本当に住民サービスの基本にかかわる問題でありますので、無理な状態にならないというか、今保育士の

中でも精神の病気等で長期休業になっている職員もおるやに伺っておりますが、弥富市の職員は本当に住民・市民との関係で身の丈を超えた仕事をしておる状態にあるということを考慮に入れまして、今後必要な職員をいろんな形で確保する、しかも可能な限り正職員を基本に考えていくということについて、市長、または人事担当の基本的なお考えをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） ただいまお答えさせていただきましたように、我々の立場におきましては、職務を遂行する上で正規職員というのが一つの原則であるとは思いますが、現在の社会情勢、あるいは国等の動きの中でいろんな縛りというものがございます。そういう中でいかに効率よく職務をきちっと遂行していくかということをお大前提に考えなきゃならんことは当然でございますけれども、そういう中で、今申し上げましたように正規職員が担当すべき職務、あるいは嘱託職員、臨時職員で対応できる職務、そういうものの区分けをきちっとした上で、財政に見合った職務のあり方の部分について考えていくのが基本だと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） ちょっと現状認識について部長、または市長にお尋ねしますが、以前に市長は11時過ぎまで働いている業務とおっしゃったんですが、今はその状態をはるかに超えて、さらに深夜にまで及ぶような状態だとか、それから保育士たちが自宅に持ち帰ってそういう仕事をしておるということについては御承知でしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

深夜、あるいは家族総出でというようなことをおっしゃるわけでございますが、そのところにつきましてまでは実態を把握しておりません。しかし、その辺のことにつきましては実態を一遍伺いたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） そういう不正常な働き方で大切な職員が病気になったり、あるいは再起不能になったり、命を落とすというようなことも、私が知っておるだけでも旧弥富町時代に3名ございましたので、そういう事態を招きかねない状態だということについて御認識をいただいて、必要な職員の確保や業務の分担をお願いしたいと思います。

とりわけ職務が集中する人たち、私も監査委員をやっておって承知をしておりますが、ほとんど年次有給休暇をとれないとか、今みたいな形でやりますと、管理職は残業手当がない職なんです、しかし本当に手当てをしなければ大変な事態になっておりますし、一般職については要するに無償労働ですよね。サービス残業という状態がありまして、結局従来はこ

うということについて黙認をしておいた状態が弥富市の状態ではなかったかと思いますが、それにしても本当に最近業務量がふえておりますので、これはきちんと手だてをとっていただきたいということを重ねて要請しておきます。

あと、ラスパイレス指数は本来本給を基準にしておりますが、当然国の方も諸手当があるわけですが、したがって本給は95%になったが手当は全体として減って、あまり変わらないというような事態にならないようにしていただきたいと思いますが、この辺についてはどういふふうにお考えか、もう一度確認させてください。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） あくまでラスパイレス指数というのは、申されますように給料表に基づいて積算する数値でございますが、手当というのは、また別物でございます。例えば危険手当だとか扶養手当だとか、いろんな手当がございますけれども、それは、その部分で必要なものについて補完するというようなものでございますので、国が支給されておる手当、あるいは市が支給しておる手当、若干の相違がございますので一概には言えませんが、ただ比較をする材料としては、ラスパイレス指数が同じような形の中で比較ができるものですから、そういう形で比較をしておるといふことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 要するに本給が低いのを、辛うじて地域手当や、国が3%を当市は8%にする、それでも地域手当を含めても93%というのが現状ですよ、国の給料表に対して。だから、これを95%にするといふことは、あまり上げないと。現状は、8%の地域手当を含めて93%なんですよね。本給を95%にするといふことは、ある程度努力はするが、どう考えても総支給額はあまり変えない方法のように思いますが、その辺はどういう考え方になっているか、総務担当の方から御説明いただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 議員のおっしゃっておられます93という数値でございますが、これにつきましては、本給プラス地域手当を試算したものが93ということでございます。そういう数値が確かに公表されておりますが、これをラスパイレス指数に直しますと87ということになると思っております。先ほど来申し上げておりますように、給料の見直しを図って、ラスパイレス指数を類似団体の目標値の95まで持っていこうという見直しをしておるわけですが、あくまで95というのは給料のみ、手当を含まない数字で現在考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしておるのは、いずれにしても2年後には8%が3%

になるわけですね。今、この8%を入れて93なんです。本給は87ですが、8%をプラスすると辛うじて93になる。これを95にするということで8%を3%にするわけですから、結果的には、本給は上がりますが、給与という考え方でいくと、幾らかは上げるがあまり変えないよと。95%を目標にするということは8%の地域手当を3%にするという前提ですから、そうすると結果的には、その数字は単純にはそこにはのりませんが、あまり上げないという構想や計画ではないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 現在の93という数値でございますが、現在国の地域手当につきましては多分2だろうと思います。そういうことから考えますと、将来弥富市が目標にしております95というものはさらに上がるというふうに考えております。あくまで比較をしていただく数字は、現在の市のラスパイレス指数87と、将来の指数95、この部分での比較をお願いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今公表されておる表でいくと、93のところは最終的には99になるという、今副市長がここで言ってみえますが、現実にはかなり改善ができる。今までの、改善をする改善をするとやってきたことが、実際に結果的には改善するどころか、どんどん下がってきたという経緯を踏まえて、そういうことにならないように、必要な人たちについてしっかり調整していくということを求めて、同時に、今の職員の置かれている深刻な事態を解決するような、どういう方法でやるかは別にいたしまして、ここまでは正規職員、ここまでは嘱託その他の職員でやるというふうに、もう少し今後は立ち入って御検討いただいて、現場で本当に苦しんでいる皆さんが安心できる状態にしていただくということを強く要請して、次の質問に移ります。

次に、議案第63号についてでございますが、これは精神障害者の皆さんに対する、これまで市独自でやっておりました医療費の支援制度に対して、県が今度は精神障害者福祉手帳の2級以上、大体厚労省は身体障害者手帳の3級に相当だと言っておりますが、そういう人たちを対象にして、精神の病気につきましては県が2分の1を持っていただくということで、この面では前進であり、歓迎をするものでございますが、もともと弥富市は、この制度につきましても、まだ県下の市町村がほとんど精神の病気に対する支援をしていないときに、当時の住民の方から手紙がございまして、私も当時厚生常任委員をやっておりましたが、そこで、そういうことが今県内の先進の市町で行われているのかということで、調査に行きまして、報告をして、行政として採用するということが、この制度が始まったきっかけでございます。ところが、たしか平成5年だったと私の記憶では思いますが、当時、精神の病気については治る病気であるということから、実際に現状はどうであっても身体障害者手帳は出さ

ないし、身体障害者としての支援もしないということが当たり前のように行われてきておりましたが、平成5年に障害者基本法がつけられたのか改正されたのか、どちらかだと思うんですが、要するに身体障害、知的障害、精神障害、日常生活への支援が必要なものについては同一の支援を国や行政はすべきだというふうに改正されたこともございますが、ただ精神の病気については治るということから、一回手帳が出ればそれで終わりじゃなくて、かなり短い期間で検査をして、現状はどうか確認をして認定するという仕組み、これは今も事柄の性質からそうだと思いますが、そこで、まだ県内の半分には達しておりませんが、かなりの市町村で身障手帳の3級相当以上の人たちに対しては全部の病気を対象にするという制度が既に行われております。ぜひ、きちんとそういう3疾病へ同じような支援をすべきだという法律の趣旨に沿って、県の制度として、一定の条件を満たす者については、すべての病気についても他の身体障害者の皆さんと同じように対象にするように、今までも要請をいただいているはずでございますが、引き続いて要請をいただくことですね。こういう形で半分県が持っていただくようになった状況もございますので、できたら弥富市としても可能な限り早い時期に、飛島村や愛西市もそういうふうにしておりますので、全部の病気を対象にする制度にしていくということについてはどうお考えになっているか、関連してお尋ねします。御答弁お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、精神障害者医療制度については、このたび愛知県の福祉医療制度の見直しによりまして、平成20年度から精神障害者の1・2級の方を対象に、精神科の診療につきまして通院と入院医療に対して助成制度が始まることとなります。県に対しては、他の市町村とともに全疾病を対象とした助成制度とするように、機会あるごとに強く働きかけていきたいと考えています。

また、市町村独自の全疾病への助成制度の実施についてでございますが、まず現物給付を前提とした今回の精神障害者医療制度を実施し、今まで精神障害者医療制度の医療を受けられていた方が不利益な状況に至らないことを大前提に考えていって、全疾病については今後の課題とさせていただきたいと考えています。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 次に、議案第64号についてお尋ねいたします。

この条例改正案では、65歳から74歳までの月額年金受給額、ここの文面にはありませんが、これは法律の方で決まっておりますが、1万5,000円以上の世帯に対し、国保税、または全国的な利用もありますが、特別徴収をする、いわゆる天引きですが、もはや働けなくなって、年金だけで生活している人も少なくありません。国税徴収法でも地方税法でも、最低生活費

に食い込む税等の強制的な徴収は禁止をしており、低年金者からの天引きは法の趣旨にも反するものだと私は考えております。さきに、年金未納付者に対しては国保証を渡さないようにするとか、年金と失業給付制度は別の制度であるにもかかわらず、ある日突然給付の一方を打ち切るとか、要するにもともと法律にないことを他の法律でついでにやるというようなことが最近安易に行われておりますが、こういうことは国民生活の根幹にかかわる問題でございますので安易に行わないように、ぜひ市長会や、それから担当実務者会議等で要請をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

時間があまりないようでございますので、あわせてほかの問題についてもお尋ねをしておきます。

後期高齢者医療制度の発足によりまして、支援金の負担が、国保加入対象者1世帯当たり負担限度額が12万円となりますが、これに伴い介護納付金は現在9万円、医療費分の国保税負担分が限度額47万円となりまして、法律的には現在弥富市は国保加入者の最高負担額は61万円であります。来年からは68万円と大幅な負担増となることが決まっております。現在の国保税や国民年金は、極めて弱者に重い負担となっております。40代の夫婦と子供1人、固定資産税8万円、健康保険のない方で事業所等で働いている方が国保と国民年金に加入した場合で、現在の当市のもので計算をいたしますと、所得100万、給料総収入168万の方で、年間の負担額が52万7,300円あります。これは、給料総収入に対する割合は31%にもなります。所得1,000万円、給与収入122万2,000円で計算をしますと、総負担額が94万9,360円。これを負担することで、社会保険控除で所得税と住民税が減額される額が31万3,289円でありまして、実質の負担額は63万6,071円。これは、給与収入の総額に占める割合は5.2%であります。所得2,500万円の方ですと負担額は同じ93万9,936円、税金の減額になる分が47万4,680円で半額減額になりますから、所得100万の人の負担よりも実質負担率は低くなる、こういう非常に所得の低い人たちに過重な負担になる仕組みになっております。したがって、来年度は多分制度改正がありますので、弥富市の国民健康保健税の税率等の変更が行われると思いますが、この管内の100万円ごとの現行の一覧表も事務方に提出をしておきましたので、どういう課税の仕方が本当に支え切れない人たちに対して払える保険税にすることができるのか、全体としてどういう方法で集めれば無理のない負担方法にすることができるのか、そういうことについて十分御検討いただきたいと思います。

同時に、特に農家の皆さんは今農業収入の大幅減少で苦しんでおりますが、特に資産割、大きいうちを持っておりますので、収入がどんどん減少しておる中で大変な負担になり、これがまた国民健康保険税にはね返るとか、あるいは年金暮らしになって、そんなに多くない年金の中から相当多額の資産割を負担しなきゃならんとかという問題が出ておりますので、今後の改定に当たりましては、可能な限り資産割を減少するとか、現在の弥富市の皆さんの

生活状況に見合った工夫をしていただく必要があると思いますが、この点についても御答弁  
いただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

まず、年金の関係と国保の関係を同一視の中で安易に持ち込むなというような御質問でござ  
いますが、まず65歳以上の方で一定の要件に当てはまる方については、平成20年度から国  
民健康保険税が年金から天引きされるようになります。この方法は、高齢化が進む中で、高  
齢者に対する納付の方法として改良を加えた制度と考えます。また、年金未納者に対して国  
民健康被保険者証を短期証とすることができるとする法律改正が行われましたが、本市につ  
いては、ただいま年金制度の諸問題もありまして、現在のところ納税者の理解も得られない  
と考えております。年金の未納者に対する短期証は、現在のところ考えておりません。交付  
は行いません。

それから、先ほどの税率改正の問題でございしますが、平成20年度から後期高齢者医療制度  
が始まることによりまして、国保などの保険者から後期高齢者医療費制度に対して支援金を  
拠出することになります。このため、国民健康保険税の内訳として、新たな限度額が医療部  
分と支援金部分として設定されることになります。医療部分が、先ほど議員が言われました  
ように47万、それから支援金部分の限度額が12万ということですが、必要な額を適  
正に徴収できるように努力しまして、新たな税率をすべての面で見直しながら検討してい  
こうと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 検討は当然制度改正ですからされるわけですが、その際現実に、  
例えば私は前から申し上げておりますが、40歳から64歳までの介護納付金を納める弥富市の  
国保加入者の場合、退職者医療である程度年金がある加入者の方は98.8%とかいう、ほとん  
ど100%に近い市民税と同じような納付率ですが、介護納付金の人たちというのは、100万で  
もいろんな減免措置は一切受けられんとか、そういう条件の人たちですね。だから、結局払  
えない人たちに無理な課税がされていることで納付率が88%と10%近く違うわけで、こんな  
状態が放置されれば制度そのものが成り立たなくなるということで、国民健康保険の問題に  
ついては全国的に大問題になっておるわけですが、さっき申し上げましたように、高額の人  
たちは負担をすることで、そんなにようけはないと思いますが、例えば今言ったように  
2,000万なんて所得の人だと、国民年金や国保税を払った半分が、ほかの税金が減る仕組み  
になっているわけですね。ところが、100万とか150万の所得、給料だともうちょっとあると  
思うんですが、そういう人たちは払ったやつが社会保険控除を受ける土台が一切ないわけ  
ですから、収入の3割もそういうものに払わなきゃならんということでは、もう暮らしが成り

立たないわけですよ。そういうことを考慮に入れて、あるいは今言った固定資産税の負担が、農家にとってもそうですし、年金暮らしで、今、年金はどんどん減っていく一方ですから、そういう人たちにとってはかなり大きい負担に、固定資産税そのものは今の制度ではどうしようもないことですが、それがまた国民健康保険やそういうものによってくるということになりますと、これもまた暮らしが成り立たんということで大きい問題になっておりますので、弥富市民の生活実態に伴った、おかげさまで、まだ東北や、そういうところに比べると所得の結構ある人たちが一定割合おりますので、そういう人たちの御協力もひとついただくとか、そういう必要な検討をしっかりとさせていただきたいということなんですが、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 議員の言われます低所得者の方、それから高所得者の方、それぞれの税に対する現在の状況にそれぞれの違いがあるというのは、確かに税金の計算の方法の中ではあるようでございますが、国民健康保険税はあくまでも目的税でございますので、一定の費用に対するものは皆さんが応分な状況の中で負担はしていかなければならないと考えております。確かにその中で低所得者の方、それから中間所得者の方、それから資産に対する考え方、そういったものをすべて含めて、どういった形が一番有効的に税率も収納率も上げることができて、皆さんが安定的な医療が受けられるような国保にできるようにしていく努力をすべきだと思いますので、そういったものを含めて、すべてを検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 目的税であるから、ある程度負担をしていただきたいというのが課長のお話なんですが、ところが目的税であっても、これは前にも申し上げましたが、秋田県で行われました国保裁判で、秋田県は国保料という形で取っておって、国税徴収法や地方税法の最低生活非課税の原則が適用されんという、そういうストレートな言い方じゃないですが、それに近い言い方を秋田市はやっておりましたが、高等裁判所の判決で、「料」だろうと何だろうと、やはり最低生活非課税の原則というのは、国や地方公共団体が一定の方法で賦課をする場合のすべてに適用されると。したがって、国民健康保険を皆保険という制度にするとき、所得のない人たちも入れるということを前提にして、弥富市がこの10月から実施をしております、医療費の一部負担についても必要な人には支援をします。当然この考え方は「税」だとか「料」の方も適用されるわけございまして、市税等につきましても、海部津島の市町村長が合意をして、見直しをする担当者会議が開かれておりますし、そういう形で市が取り組んでいる時期でございますので、むちゃくちゃに何もかもなしにせよなんということを私は求めるわけではありませんが、やはり必要なことについては必要な支援を

していくというのは市長自身のお考えでもありますし、同時にそれは法律で決められた、あるいは判決で確定した行政実例となっておりますので、さまざまな形で全国の市町村を拘束するものでもございますので、十分これらも御研究いただいて、無理のない方法で御検討いただきながら準備を進めていただきたいということを要請して、質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 以上で質疑を終わります。

本案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第19 議案第69号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第70号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について

日程第21 議案第71号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算について

日程第22 議案第72号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算について

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第19、議案第69号から日程第22、議案第72号まで、以上4件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 追加提案の議案について御説明をさせていただきます。

本定例会におきまして追加提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案1件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第69号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、主に初任給を中心に、若年層に限定した給料月額を平均0.82%引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を0.05ヵ月引き上げ、1.5ヵ月に改正するものであります。

続きまして、議案第70号平成19年度弥富市一般会計補正予算につきましては、給与改定等に伴い人件費を精査したものでございまして、歳入歳出それぞれ2,095万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を141億5,990万8,000円とするものであります。

次に、議案第71号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、給与改定等に伴い人件費を精査したものでございまして、4万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を3億7,804万円とするものでございます。

次に、議案第72号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、給与改定等に伴い人件費を精査したものでございまして、183万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億5,716万1,000円とするものでございます。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

す。

議長（宇佐美 肇君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第69号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、条例案を3枚はねていただきまして、改正要点をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

この条例は、第1条、公布の日施行分と、第2条、平成20年4月1日施行分の2段階に分けて改正するものでございます。

まず第1条、公布の日施行分について説明申し上げます。

第12条は、子等に係る扶養手当の支給月額を6,000円から6,500円に引き上げるものでございます。

第13条は条文整備でございますが、第21条は、勤勉手当の12月期の支給月数を0.725月分から0.775月分に引き上げるものでございます。別表、これは給料表ですが、初任給を中心に、若年層に限定した給料月額の引き上げを行うものでございますが、級別の改定率は1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%でございます。

次に第2条、平成20年4月1日施行分について説明申し上げます。

第21条は、勤勉手当の6月期の支給月数を0.725月分から0.75月分に引き上げ、12月期の支給月数を0.775月分から0.75月分に引き下げるものでございます。

次に、附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、第1段階目の第1条の規定は公布の日から施行し、第2段階目の第2条の規定は平成20年4月1日から施行するものでございます。

次に附則第2項、これは適用区分について定める規定ですが、第1段階目の第1条の規定のうち、勤勉手当の改正規定以外の部分は平成19年4月1日から、勤勉手当の改正規定は同年の12月1日から適用するものでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認めます。

本案4件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前11時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 村 井 邦 彦

同 議員 新 田 達 也



平成19年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(29名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 佐藤博   | 2番  | 武田正樹  |
| 3番  | 小坂井実  | 4番  | 佐藤高清  |
| 5番  | 立松新治  | 6番  | 山本芳照  |
| 8番  | 新田達也  | 9番  | 渡邊昶   |
| 10番 | 伊藤正信  | 11番 | 栗田和昌  |
| 12番 | 杉浦敏   | 13番 | 炭竈ふく代 |
| 14番 | 三浦義美  | 15番 | 浅井葉子  |
| 16番 | 中山金一  | 17番 | 前田勝幸  |
| 18番 | 安井光子  | 19番 | 佐藤良行  |
| 20番 | 高橋和夫  | 21番 | 立松一彦  |
| 23番 | 高橋清春  | 24番 | 木下道郎  |
| 25番 | 宇佐美肇  | 26番 | 久保文哉  |
| 27番 | 黒宮喜四美 | 28番 | 四方利男  |
| 29番 | 大原功   | 31番 | 原沢久志  |
| 32番 | 三宮十五郎 |     |       |

2. 欠席議員は次のとおりである(2名)

|    |      |     |     |
|----|------|-----|-----|
| 7番 | 村井邦彦 | 22番 | 水野博 |
|----|------|-----|-----|

3. 会議録署名議員

|    |     |     |      |
|----|-----|-----|------|
| 9番 | 渡邊昶 | 10番 | 伊藤正信 |
|----|-----|-----|------|

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

|                   |      |                   |      |
|-------------------|------|-------------------|------|
| 市長                | 服部彰文 | 副市長               | 加藤恒夫 |
| 教育長               | 池田俊弘 | 総務部長              | 北岡勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 大木博雄 | 開発部長              | 横井昌明 |
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 平野雄二 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 村上勝美 |
| 十四山支所長            | 平野瞳  | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野茂雄 |
| 総務部次長兼<br>税務課長    | 佐藤忠  | 民生部次長兼<br>市民課長    | 加藤芳二 |

|                        |         |                        |         |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 開 発 部 次 長<br>兼 農 政 課 長 | 早 川 誠   | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長 | 服 部 昭 男 |
| 教 育 部 次 長<br>兼 函 書 館 長 | 高 橋 忠   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 加 藤 重 幸 |
| 総 務 課 長                | 佐 藤 勝 義 | 企 画 情 報 課 長            | 村 瀬 美 樹 |
| 管 財 課 長                | 渡 辺 安 彦 | 防 災 安 全 課 長            | 服 部 正 治 |
| 保 険 年 金 課 長            | 佐 野 隆   | 環 境 課 長                | 久 野 一 美 |
| 健 康 推 進 課 長            | 鯖 戸 善 弘 | 福 祉 課 長                | 横 井 貞 夫 |
| 介 護 高 齡 課 長            | 佐 野 隆   | 児 童 課 長                | 山 田 英 夫 |
| 商 工 労 政 課 長            | 若 山 孝 司 | 土 木 課 長                | 三 輪 眞 士 |
| 都 市 計 画 課 長            | 伊 藤 敏 之 | 下 水 道 課 長              | 橋 村 正 則 |
| 教 育 課 長                | 前 野 幸 代 | 社 会 教 育 課 長            | 水 野 進   |

6 . 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

|             |         |         |   |         |
|-------------|---------|---------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 下 里 博 昭 | 書       | 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書           | 記       | 岩 田 繁 樹 |   |         |

7 . 議 事 日 程

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 日 程 第 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日 程 第 2 | 一 般 質 問             |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、渡邊昶議員と伊藤正信議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いをいたします。

32番（三宮十五郎君） おはようございます。

今回の任期の最後の一般質問の機会でございますので、通告に基づきまして、基本的な点では市長、細部は担当の方からお答えいただいてもいいんですが、3件にわたってお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、国の基準を満たしていない弥富市の学校給食の調理業務委託の是正についてお尋ねいたします。

日本共産党の市田書記局長の参議院本会議での偽装請負等の追及に対し、当時の安倍総理は、派遣会社だけでなく、派遣労働者を受け入れている企業にも厳格に指導すると答弁をされました。その後、穀田代議士の質問に対し柳澤厚生労働大臣は、民間であれ、公的な団体であれ、不安定雇用を促進することは労働行政の上では全く望ましくないことだと衆議院予算委員会の分科会で答弁がございました。

自治体の委託業務を含む偽装請負の是正に対する国の行政指導が各地で強められております。弥富市が給食調理業務を業者委託するに当たりまして、私の方から職業安定法などに違反をしているのではないかという質問をいたしました。それに対して法制度上の問題はないとして、委託を初め年々これを拡大してまいりました。労働省告示37号は、適正請負の条件を厳格に定めておりますが、それに基づいて当市の給食調理業務の実態を見てみますと、いわゆる学校職員、公務員であります栄養士がつくりましたメニューに基づいて給食調理を行っているということとか、あるいは市または学校が購入した食材の調理・加工のみしか行っていないこと、さらに市の施設の事実上の無償貸与がされていることなどは業務委託としては認められないというのが、先ほど申し上げました労働省告示37号の見解だというふうに思われますが、いかがでしょうか。

本年の2月14日に兵庫県の丹波市は、給食調理業務の外部委託を兵庫労働局の指導で断念をいたしました。松山市でも、本年4月からの学校給食調理の民間委託に当たって、市民団体が職安法施行規則違反の疑いがあると申し入れを行ったことに対し、市は愛媛労働局と協議をすると約束をしたことが報道されました。この新聞の記事のコピーを教育課長にもお渡ししておきましたが、弥富市の業務委託のあり方は法令や国の基準を満たしていると考えておられるか、まず御答弁をいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

国の基準を満たしていない民間委託の是正をということで、特に弥富市の学校給食のあり方についての御質問だと思います。

学校給食の民間委託についてでございますが、請負条件には次の4号の要件が示されておりまして、1号としましては、作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること、2号としまして、作業に従事する労働者を指揮・監督するものであること、3号といたしまして、作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること、それから4号としまして、みずから提供する機械、設備、機材、もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し、また企画、もしくは専門的な技術、もしくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものではないということになってございます。

そして、まず1号につきましては、契約書及び仕様書等によりまして、損害賠償、あるいは事業主としての経費負担等を明確にしています。

2号につきましては、調理作業を直接指揮・監督することはしていません。ただし、栄養士が献立表を作成いたしまして、それに従いまして調理するということ責任者に求めることや、作業の開始前に責任者に対し、当日の献立表によって作業に関する指示を行うことにより、その結果として、受託者側の意思が労働者に反映されることがあってもよいということですので、責任者に対しての指示を行っております。

それから、3号につきましては業者側でやっていただいております。

4号でございますが、企画、もしくは専門的な技術、もしくは専門的な経験を必要とする作業を行うというものでありまして、単に肉体的な労働力を提供するものではないということになっておりますが、特に学校給食の場合は、調理業務は限られた時間内に日々の献立表に示されたとおり大量の調理を行うものでありますことから、このような作業に当たると考えられています。しかし、議員が御指摘のように、4号の前段の「みずから提供する機械、設備、機材、もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し云々」につきましては、受託者が委託者より借り入れ、または購入する場合には、請負契約との関係のない双務契約による必

要があります。学校給食の民間委託は全国的にふえてきていますので、今後、先進地を参考にしたり、労働局等関係機関と相談しながら、現状のやり方がどうかということ協議してまいりたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 学校給食業務委託は、結局一方で総務省の方から公務員の総定数を削減するという働きかけが執拗に行われておること、もう一方で当時の市の担当者の方たちの話を聞きましても、ほぼ半額近くに経費が節減できると。それは何だといったら、人件費をパート化することによって削減をすることができるということでありまして、今ほど非正規の働き方が、フルタイムで働いても生活保護とあんまり変わらんような状態が全国に蔓延をするという状態の中で、地域の将来、国の将来、日本の若者の将来が大きく損なわれているということで問題になっております。

弥富市でも、従来は給食調理業務につきましては母子家庭等の皆さんを積極的に採用しまして、そういう人たちの安定した働き場所として提供もされてきておりましたが、だんだん効率化の波にさらされて、こういう形に踏み込んできたという経緯がございます。しかし、今教育長もお認めになられましたが、食材は業者は買ってないんですね。それからもう一つは、学校の給食調理室を使っておって、これも、双務協定をちゃんと結ぶということは、それにふさわしい使用料を払うということでもありますから、予算を単に削減するという市の目的からいうと、こういう方法をとれば予算の削減にはなりませんよね。あそこの使用料を業者から取るなら、それだけのものを払わなきゃいかんということになるわけですから。

人材派遣の場合ですと、従来の法律ですと1年以上勤めた者については市の方から弥富市の職員として採用するという申し入れをしなきゃならんということが法律で決められておりました。現在は3年になりましたが、以前からそういうことをやっているところについては、厳格に厚生労働省が指導して是正させるということをおっしゃりまして、重複しますが、既に各地の労働局の指導によって、こういうやり方がもうだめだということでやめさせられたところが出てきておるといことは、国もそうですが、法律を守る、そして地域住民の権利を守るという立場から考えますと、おっしゃられるように既に相当のところでは給食の外部委託はやっておりますが、それがだめだという判断を労働局が出すに至った理由というのは、先ほど申し上げましたように、全国的に国民の経済格差の拡大、それから将来の若者たちの暮らしというものを顧みない雇用の仕方が蔓延する中で、これを是正しなきゃいかんということが大問題になって、国も、従来決めている範囲も現実に守られていないということで、やめるべきだという指導を開始しておるわけでありまして、ぜひ早急に労働局と協議されることを求めます。恐らく、この3月議会で県下の各市町村で一斉にこれが問題になります。愛知県の労働局としてもすぐに対応を求められる問題でありますので、弥富市としても、法

律を守るといふことと働く人たちの権利を守るといふ立場から、きちんと対応していただきたいといふことをもう一度確認させていただきたいといふことが一つでございます。

もう一つ、これは市長にお尋ねをしたいと思うんですが、こういう委託をすることで、基本的にほとんどパート化することで経費を半減する。要するに人件費の大幅な切り下げですね。公務労働をこういう形で置きかえるといふことについてはすべきではないといふことを、一方で定員削減を言いながら、もう一方で総理大臣も、それから厚生労働省もすべきでないといふふうに言っておりますが、たしか27日の中日新聞で報道されておったと思うんですが、今後、学校給食の問題は従来の栄養問題という観点ではなくて、食育という立場から大幅に見直しをしていくといふこともまた提起されておる中で、給食問題、それから学校調理職員の問題といふのは子供たちの教育にとっても地域にとっても非常に大きな問題になりますので、それも含めて、やはりあるべき姿に正していくべきではないかといふふうに思いますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

今、議員御指摘の学校給食の件でございますが、私どもは学校給食そのものにつきまして、いかに児童・生徒に対して栄養価の問題であるとか、あるいはバランスのとれた食材の提供、また温かいものは温かく、そして冷たいものは冷たくという観点から学校給食を考えていくという形が中心でございますが、運営的には過去の慣習的な制度に少しとらわれているといふようなこともあろうかと思えます。一度総点検をいたしまして、この辺のところについては、いろんなところとの兼ね合いも含めまして勉強していきたいといふふうに思っております。

それから、食育ということにつきましては、昨今さまざまな教育の再生の中で非常に重んじられていることでございます。愛知県といたしましても、5年計画の中で児童・生徒に対して、あるいは全体の地産地消といふことも含めて食育制度というものが考えられてくるわけでございます。私どもも来年の予算の中には、この3月でも答弁させていただいたと思えますけれども、少し予算をつけて、いわゆる食べ物であるとか、あるいは物ができるまでの大切さといったことを中心に、食育制度につきましては児童・生徒の中にきちとした位置づけをさせていただきたい。また、親御さんに対してもそういうようなことをお願いしていくといふことで、児童・生徒を育てていくといふことを考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） もう一度申し上げますが、既に各地の労働局が、今のやり方、要するに食材を業者が買わずに調理だけやるとか、それから公共施設を事実上無償で使うとか、

こういうやり方というのは業務請負にならないということを明らかにして中止をする事例が各地で出ておりますので、そうすると、法的に不備のあるもの、しかも全国的に指導がされて是正がされておる問題であり、単に協議するということじゃなくて、きちんと法律の趣旨を守る、そして必要なら是正するという立場で労働局と御相談いただくということを考えてよろしいですか。御確認をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

三宮議員がおっしゃられたように、全国的に業務委託というのが進んでおりまして、先進地はもう既にそういうようなこともやられておると思いますので、私どもといたしましては、そういうところもよく見せていただいたり、相談をしながら労働当局とお話をしていきたいと思えます。

それから、先ほど市長が申されましたように、食育ということで各小・中学校とも栄養士を中心に研究をし、弥富の子供が将来いい子供に育つように食育教育というのは一生懸命にやっておりますので、それとあわせて今後そういうようなこと全体を考えてまいりたいと思えます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 先進地を見るとかいうことは時間をかけておやりいただければいいんですが、既に学校給食の業務委託というのは全国的にかなりやられておることですね。今教育長もおっしゃられたし、私たちも承知しております。そういう中で、これはだめだといって中止をさせれば、全国的に大きな影響を持つことはわかっておるわけね。わかっておりながら労働局がそういうことに着手しておるということは、一つは、そのやり方が先ほど申し上げましたように派遣の基準に適合しないということが明白であるにもかかわらず、ずるずるとやってきたということと、もう一つは、今の非正規労働の拡大がいかに社会的格差を生んでおるかということが大問題になった中で、国自身が、もうこういう状態を放置することはできんと考えたからこそ、労働局というのは当然国のかなり強い指導を受けて仕事をやっておるセクションでございますので、そこがだめだということで中止をさせた事例が出ておるということは、そういうことを承知してやっておるということでございますので、まず一日も早く愛知労働局とこの問題について御相談をいただいて、指導いただくということを最優先にやっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

他の市町村のこともございますので、当方だけが一番最初にというわけにもまいりませんで、これは教育長会等でも話題にいたしまして、真剣に取り組んでいきたいと思えます。以

上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） いろいろ影響や関係がありますので御協議されることは結構ですが、既に適切でないということで中止せざるを得ない、あるいは中止をしたということが報道されており、そのことが指摘をされて、学校教育現場でそういうことを続けるということは子供の教育上からも大変よろしくないことでありまして、誠実に対応していただいて、まず本当に今のやり方をやっていいかどうかということについて、政府答弁や、労働局がそういう指導を実際に始めておるといってございまして、一日も早く実際に協議をしていただいて、指導していただきながら、何よりも法律を守らなければならない市として、特に教育行政の中で適正に行われることを強く求めて次の質問に移ります。

次に、お年寄りや障害者の皆さんが安心して住めるまちについてお尋ねいたします。

弥富市は、子供の医療費無料制度や長期にわたる保育料の据え置きだとか、あるいは、さきに学童保育につきましては非課税世帯を無料にするとか、市の遺児手当受給者については2分の1に減額するなど、愛知県下の市で1番と言われるようなすぐれた子育て支援を行っております。その一方で、お年寄りや障害者の皆さんに対する対応というのは他市に比べてかなりおこなっている面があると思いますので、その改善についてお尋ねいたします。

一連の高齢者への税制の改悪、介護保険料と医療費の負担増、来年4月からの後期高齢者医療制度等によりますますさらなる負担増、年金の減少などで、もうあと数万円何とかならんかと、体力に見合った形で働ける場所が欲しいということでシルバー人材センターに仕事を申し込んでも、なかなか仕事が回ってこない。その話を聞いて、私もそうだが、あなたたちが申し込んでそんなふうでは、やってもだめなことならということで申し出を控える人たちが少なくない。何とかならんかという声が私どもにも少なくない人から寄せられております。高齢者の働く場所と条件を整えるために、シルバー人材センター任せにせず、市としても市内の事業所への協力をお願いするとか、人材センターとしても、登録者にそれなりに仕事が配分できる仕組みをつくっていただくとか、登録しても仕事がない状態が長期に続くというようなことがないようにする必要があると思いますが、この点について実情はどうなっており、どのように改善をしていくお考えがあるか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 現実に業者への派遣といった方法が大変難しくなっておりまして、職が確かに少なくなっているというのは事実でございます。そういったことにおきましても、市としては、お願いできることについてはお願いしていこうという考えで進めておりますし、担当事務局の方におきましても、それぞれどういった仕事があるかということで一生懸命お探しになっているということは知っております。私どももいろいろ

る考えておりますが、なかなか難しいのが現状でございますので、議員におかれましても、いいアイデアがありましたらひとつ御提案いただければ大変ありがたいと思っております。今後ともシルバー人材センターの活動には引き続き市としても支援をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） その点では、実際に働きたいと思っているお年寄りがどの程度おるかという把握をまずしていただきたいというふうに思うんですね。これはやっぱり市がやらないとできないことだと思いますので、週に何日、あるいは何時間ぐらい、あとどの程度の収入が欲しいと考えておられる方がどの程度おるかということと、もう一つは、特に企業なんか恒常的に派遣というのは非常に難しくなっておりますが、弥富の場合ですと農家が結構あって、農家の場合は、ある時期というのは物すごく忙しい状態があると思うんですが、ここでどういうことができるかというのがありますが、例えば信州とかですと、お茶の機械摘みよりも手摘みの方が品質のいいものが確保できるということで、その時期だけシルバー人材センターの人をお願いするとかいうこともやられておりますので、弥富の農業の中でそういう一時的な雇用ができる条件がないかどうか、一度専門でやっておられる皆さんにも御意見をお伺いするとか、それと、私自身が町なかを歩いておって非常に感じるのは、高齢化が進んだ中で、家の片づけとか庭の草取りとかいうことが、結構お屋敷が広くて私らではできんとかいうのがありますが、シルバー人材センターに見積もりしていただくと結構高いものになるとか、あるいは一人前の建設業者をお願いすると何万円というようなものになるとか、先日、シルバー人材センターで働いておった人がシルバー人材センターに、そんなに広くないところに、除草剤も機械も全部あるもんで、かけるだけやってもらえばいいということをお願いしたら、2日来て、やったということなんですね。結局、そんなことでは困るからということで、何でもやりますなんていう御商売を最近やっておる人がおるもんで、お願いしたら3,000円でやってくれたということで、きちんとした見積もりができるということですか、お年寄りの人たちが自分のうちの始末ができないから助けてほしいというようなことについても対応できるような仕組みというのを考えていくとか、ひとり暮らしのお年寄りがふえてきておりますので、シルバー人材センターができる方法でやっていく。

いずれにしても、今弥富市に自分が働くことでどうしても一定の収入を得たいという人たちがどの程度おるかというのは、ぜひ市の努力でおおよその把握をしていただいて、今弥富市が対応をしなければいかん人たちがどんな程度おるかということも見ながら、実際にできる方法を考えていくというのも一つの方法ではないかと思っておりますので、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） どういった仕事をしたいかということ把握すれ

ば、当然どういった仕事が必要とされているかということの逆になるかと思しますので、事務局、あるいは我々を通じて一度何らかの方法で考えてみたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 大変御苦勞をかけることになると思いますが、実際にあと二、三万何とかというのは相当の人たちの声になってきているような気がしますので、何もかも一度に解決するということはありませんが、努力していただいて、よりよい方法をお互いに探していきたいと思しますので、お願いいたします。

次に、お年寄りや障害者の皆さんに対する配食サービスを月に5日にしていただいたということで、先日も、足が不自由でなかなか外に出られない方が「本当に助かります」と言っています。お話を聞くと、もうお年の方ですので一遍に全部食べられんもんで、冷蔵庫へ入れておいて2回に分けて食べておりますとか、そんな話もありますが、とにかく今までの1回から5回にしていただいたことについては大変喜ばれております。

ところが、給食というのは毎日ですよ。そういう御不自由な方にとっては、5日までできるならやっぱり毎日、どっちみち業者に委託してやるわけですから、あとは費用の問題になると思うんですが、全県的にも毎日というところがかなりふえてきておりますので、そんなにたくさんの人ではないと思いますが、必要な人には毎日提供できるような仕組みをぜひお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 給食サービスにつきましては、平成8年度より週1の割で実施しておりました。それをことしの9月から週5回という形でサービスをさせていただきました。これは高齢者保健福祉計画の目標数値に基づいて、月曜日から土曜日までのうち5回を限度に実施をさせていただいております。

それで、毎日できないかというお話でございますが、当面は現在のサービスを継続してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 週5回以上というのは、多分県下の市町村の6割、7割に達しておるといふふうに私は承知しておりますが、その中でも恐らく週5回以上のうちの4割近くは毎日になっておるのが愛知県の現状ではないかと思うんですよ。そういう御不自由な方にとっては、ヘルパーさんなんか調理をお願いしている方はまた別の方法があると思うんですが、そうでない方にとっては、1日1食の配食でどれほど自分がほっとして暮らせるかわからんというふうになっておりますので、保健福祉計画について5回というのも、たまたま私が厚生委員長のとときに策定委員にかかわりまして数値目標を入れなかったのを、幾ら何でも今どき、全県の様子から見て、しかもその当時は5ヵ年計画ですから、数値目標を入れ

ずになんていうのはまずいんじゃないかということでさんざん議論をして、皆さんから御賛同いただいてやったわけですが、やはり必要な人に必要なものということと、そんなに費用のかかることではありませんので、希望者があれば、重度の障害とかで在宅で生活をしている方も少なくありませんし、施設に入るよりは在宅で生活できた方が公費負担の割合も少なく済むわけですから、特に給食サービスについての費用負担というのは1食当たりにすると大きくないわけですから、御希望のある方についてはやっていくとか、元気な方については会食制度なんかで非常に喜んでいただいております、それなりの効果は上げておられると思うんですが、やっぱり生きていく基本になる問題ですので、ぜひ一度御検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか、再度お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 11月末で111の方が給食サービスについては御利用いただいております。週5回が限度でございますが、そのうち5回御利用いただいておりますのが30人、約4分の1弱の方だと思います。今後の検討材料になるかとは思いますが、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 多分、週5回以上やっておるところの4割近くが毎日になっておりますので、今言ったように5日の方が現状で今程度の数字でございますので、本当に必要な人には必要なサービスを、そんなに高額な負担がかかるものではないと思いますので、あとは市の考え方の問題だと思いますので、一日も早く御検討いただいて結論を出されるよう要望して、次の質問に入ります。

次に、市の障害者作業所等についてをお尋ねをいたします。

現在、弥富市の場合は基本的に中度障害の人を対象にしたような障害者作業所になっておりまして、自力で通所できる人だとか、それからもう一つは、賃金といって本人にお渡しするのは恐らく1万円を切っておるんじゃないかと思われるぐらいの、1日じゃなくて1ヵ月ですよ、額でありますので、作業所というにはちょっとひっかかるようなこともありますが、制度としてありますので御利用いただいて、そういう人たちの生活のリズムをつくるものになっておりまして、ただ途中でいっぱいになったということで、前から入っていた方を出されたこともありまして、いまだにいつ出されるか心配だということですね。いつも心配しながら毎年過ごさなきゃならんという状態が続いておりますので、基本的に現在の作業所に入っている人たちが定員超過を理由にして出されることがないようにしていただきたいと思いますが、これが一つ。

それからもう一つは、弥富市の場合はそういう性格の作業所でございますので、重度の方、重複障害でいろんな障害があつて、介助がなければいろんなことができないという人につい

ては、海部地域内や、中には名古屋市内の施設に通所する。送り迎えも基本的に親御さんがやるという人たちが一定数おります。やっと県の助成制度ができたこともありまして、それにのりという形にしておりますが、実際に重複障害の方を、2日ほど休みがあっても基本的に毎日そういうところに親御さんたちが送り迎えするというのは大変な負担ですよ。したがって、市内でそういう重度の方を例えばデイサービスのような、要するに日常的な生活のリズムを、そういうのがないとその人たちは確立できないから、甚目寺なんかはデイサービスという方法で甚目寺町内でやっておるわけでありまして、デイサービスにするのか、あるいは今のような形でよそをお願いするなら、それに必要な支援をしていくのか。一部負担金が減ったということで済まない障害が重い、あるいは市の制度がないゆえにそういう負担がある人たちに対しては一定の支援をする必要があるのではないかと思います、これが二つ目。

それから、中度・重度の方については、年金や、それに相応する手当が出るわけですが、それを越えた、例えば療育手帳のC判定の方というような人たちについては、市の障害者手当が幾らか出る程度で、ほとんど基本的には経済的支援はないんですよ。制度上の支援もその人たちはないわけでありまして、ところが現実問題として、そういう人たちが能力を生かして働ける場所というのはほとんどない。障害者の採用でも、車いすでなければならないとか、そういうことでの採用はあるんですが、知的障害のC判定のような人たちを採用していただく場所はなかなかないんですよ。そういう人たちの親御さんから、結局ずっとうちにおいておかないかということではあれだし、せめて数万円でもいいから、そういう人たちの能力を生かして働けるような場所や仕事のあっせんを市としてお願いしたいという強い要望が今出されておりますが、障害の程度に応じた処遇について市として本格的にお考えいただかなきゃいかな時期に来ているというふうに思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 現在、福祉授産所にお見えの方がいつ出されるかということは大変御心配になることだとは思いますが、それで、御承知のように、福祉授産所につきましては新体系の施設に移行することになっておりまして、まだ詳細については詰めておりませんが、弥富の福祉授産所につきましては今の19名を30名、それから十四山の福祉授産所につきましては、案でございますけれども地域活動支援センターというような方向で、定員はそのままと考えておりますが、これは社会福祉協議会とか、指定管理とは違うかと思っておりますが、相談しながら進めていくことですので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、重度の障害者の方は現在は他の市町村の方へお願いしておるわけですが、これ

については方針としてはまだ私どもは出しておりませんので、市として行っていくのか、このまま他でお願いして一定の支援をするのかということについては今後の協議になるかと思えます。

それと、軽度の方、C判定程度の方について雇用の場がないということでございますが、こういった方については、働く意欲がありながらなかなか見つけにくいというのは事実でございます。今後、旧海部南部4ヵ町村の圏域での雇用関係機関や相談支援事業者、教育機関、これは養護学校等でございますが、そういったところが参加をして自立支援協議会等を設置する予定でございます。そういったところを通じて支援を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 行政としての方針がないことから今までそのまま放置されてきた人ですので、一日も早く、どう対応すべきかということも含めて御検討を進めていただきたいということを強く求めます。

次に、障害者、高齢者、それから若年の不安定雇用の方が非常にふえておりまして、以前から私は何遍も申し上げたことがあります。今新たに県や市が公営住宅をつくるということについて言うと、これはなかなか資金的にも大変だと思うんですが、借り上げ公営住宅という制度がありますし、耐震なんかの強度上でどうかという問題がクリアできれば、市内にも結構あいている賃貸住宅もあるわけでございますが、ただ、今の料金体系ではほとんどそこに入ることができないという、年金の少ない皆さんとか、あるいは障害があって、生活保護は受けないけれども実際に頑張っている人たちが入れる住宅というのは物すごく制約されますよね。借り上げ公営住宅制度というのは、一定の条件に合った住宅を市が借り上げると。そして、公営住宅法の適用を受けて、公営住宅法の適用を受ければ、条件の悪い方に対しては家賃の減免制度がございます。減額や免除するものについては当然法律の定めに沿ってやるわけでありまして、国や県の補助制度もあるやに私は伺っておりますが、弥富でそういうものがなければもう住居が持てないと。先日も、ある生活保護家庭の方の住居を移すということで、私も相談を受けたし、市の方にも直接相談に来ておる人がおるんですが、今住んでおるところはおふる場にツクシが生えてくると。直すのも10万ちょっとなら制度として出るけれども、そんなものでとても直すこともできないし、家主さんも、もうそこを借家とするメリットはないもんで、出ていかねばもうつぶしてしまうと。だから、もう一切手をかけないと。家賃も上げないかわりにそういう状況でということですので、実際に地震災害等でつぶれて圧死が起こる条件だと思うんですね。そういうところも少なくないわけでございます。もう移転できる住居がないという人たち、あるいは今の年金では生活できない。さりとして生活保護も適用されないというボーダーラインの人たちが一定数おります。一定の

条件が当てはまる人については、例えば住宅を建てると税金が四、五百万減免される仕組みが一方である中で、生活弱者の人たちが公営住宅法なんかの恩恵が受けられないということはあってはならないことだと思いますので、この際、どういう制度があって、市が利用できるかどうかも含めて本格的に御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 障害者、高齢者、若年不安定雇用者への公営住宅法による借り上げ住宅制度を利用しての住宅提供であります。施設から地域への移行という大きな流れの中にある障害者施策、急速に進む高齢化等への対応の中で研究していかなければならない課題という認識はさせていただいております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） そういう御認識であれば、ぜひ一日も早く研究に取りかかっていただいて、実際に弥富市としてどういうことができるか御検討を始めていただきたいと思いますので、強く求めさせていただきます。

次に、市の遺児手当の再検討についてお尋ねいたします。

これは母子家庭などに対する国の手当制度でございますが、一定の条件になれば最大半減させるということが法律で決められて、来年の4月施行になっております。これは今の自公連立政府が提案したものであります。民主党もそれに一たん賛成をして、そういう形で決まったものが、さきの参議院選挙で民主党もその見直しを行うという公約をされまして、とうとう政府も来年4月からの実施を事実上凍結するということを決めました。この削減の土台になった根拠が崩れて、今日、母子家庭等が置かれている状態というのは全く改善されていないし、就労支援ということもほとんどできない状況が続いている中で事実上凍結するというふうになりまして、根拠としている理由もそうではなかったということも明らかになり、国もそういう方針の転換をしたわけでありまして、市がそれぞれ独自の制度を持っておりますが、弥富市としても国の凍結に倣って、制度をもとに戻していただくということが本来あるべき対応ではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 弥富市の遺児手当につきましては、愛知県の制度に上乘せという形で実施してきたところでございます。平成17年8月1日より愛知県の遺児手当制度が改正になりまして、従来18歳未満の児童に支給していましたが、5年間に期間を短縮され、支給開始から3年目までは月額4,500円、4年目・5年目については半額の2,250円と改正されました。弥富市についても同様に、愛知県に準じて改正したところでございます。弥富市の支給額につきましては、支給開始から5年目まで一律の月額2,200円となっております。愛知県では改正の理由として、それまでの遺児手当等、個人への金銭給付による

経済支援中心から、就業に結びつための各種講習会などの就労支援中心に施策を転換することとされました。遺児手当を離婚後の激変期に集中的に支給する方向で見直しをされたということでございます。今後は県や周辺市町村の動向を注視し、検討していきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 建前は就労支援なんですが、例えば弥富市におきましても、かつては母子家庭の皆さんなんかを給食調理なんかの職員として数多く採用してきておりましたが、そういう場所をどんどん行政自身がなくしておるんですね。この中で就労支援といったってできるはずもないことでありまして、できないことを決める。そして、結果として、直前になってこれをやったら大変なことになるということが今度の国の制度の変更なんですね。したがって、例えば後期高齢者制度への移行に当たりまして、これまで県と市町村でやっておりました福祉給付金を障害者についてはきょうも続けると言うんですが、ひとり暮らしの非課税老人に対しては削減するということに対して、市はそのまま続けるというふうに判断をされておりますので、この問題については、国そのものが今までのやり方では大変なことになるということでやめたこととございますので、一番いいのは県が国と同調して制度の改正をしていただくことですから、それを要望していただくこととあわせて、そうでない状況になったときには、一度、市独自の方法についても御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現在、弥富市といたしましても、子育て支援、あるいは高齢者に対する福祉支援ということにつきましては、さまざまな角度からさせていただいているのが現状でございますことは議員も御承知のことと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。基本的な福祉政策の考え方といたしましては、やはり自助・共助・公助という精神が必要だろうというふうに思っておるわけでございます。そういった中で、さまざまな課題に対して私たちもよく研究し、弥富市としての福祉政策が立ちおくれのないような形で、さらに充実させていく方向で一生懸命頑張っってやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 一般論で、市長が頑張っっていただいておりますということはよく承知をしておりますが、この制度の土台になっておる国の制度が、そういうやり方ではもたないということがわかって転換をしておるときなんですね。したがって、本来は県も市もそういう方向に倣うのがあるべき姿ではないかと思うんですが、その点も含めて御検討いただい

て、これは上乘せの制度でございますので、県と双方で一致できれば一番いいわけですが、そういう努力をしていただくということとあわせて、そうでないときには、さっき申し上げましたように、後期高齢者制度なんかでは県がやめるやつについても、市としては必要だということで継続するという御判断もされておるわけでございますので、やはりそこは具体的に市長自身がどうお考えになっておるか、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 具体的な項目につきましては、先ほど民生部長が答弁しておるとおりでございます。さまざまなそういった形においては、近隣市町村等との兼ね合いも含めましてしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど言いましたように、一般的な形としては、弥富市としての福祉政策がさらに充実するような形で頑張ってまいりますので、よろしく御理解くださいませ。

議長（宇佐美 肇君） ここで1時間経過いたしましたので、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議に入ります。

次に浅井葉子議員、お願いいたします。

15番（浅井葉子君） 通告に従いまして質問いたします。

最初に、道路整備について質問をします。狭い道路の安全対策、改善対策についてお伺いをいたします。

道路の幅は1.8メートルもあれば十分な時代もありましたが、時代も変わり、各家庭で車を持つ時代となり、そのために交通量もふえ、また車の大型化に伴い、旧来の狭い道路では車のすれ違いができないなど、いろいろな問題が起こっております。今、弥富市には現代の車社会に対応していない状況にある道路もあるかと思えます。狭い道路を挟んで家が密集しているところは、病人、火災などの緊急の場合に救急車や消防自動車もスムーズに活動ができず、日常生活を行う上で不安がいっぱいです。先進地ではこうした部分に着目をし、狭隘道路の拡幅整備計画に積極的に取り組み、住民と行政が協力・理解のもとで住みよいまちづくりを進めてみえます。弥富市でも、このような取り組みを早急に開始することが次の世代に引き継ぐための重要な施策であり、防災上、また生活環境の改善とあわせて、住民の生命・財産を守る上においても重要であり、これからの安心・安全のまちづくりのために必要かと思えます。

そこで、質問をさせていただきます。弥富市において管理してみえる道路は何路線あって、

その中で狭い道路は何キロありますか。現状の把握はどのようにされていますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 弥富市の道路についてのお尋ねでございます。

市道路線につきましては1,880路線で、総延長といたしましては約550キロあり、そのうち3.5メートル未満の道路につきましては約189キロございます。

また、現状を把握することについてでございますが、全路線の幅員等を道路台帳において把握しております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 道路台帳で把握してみえるということですが、先日の議会の初日にも市道綱浦140号線の拡幅について説明があり、地権者の協力のもと順次進めていただいているとは思いますが、やはり狭隘道路の拡幅は住民の皆さんの理解と協力が必要であります。住民の皆様の負担の軽減とあわせて後退用地の活用を図るため、土地の買い上げや既存の門扉等の物件委託の補償等の支援を特別に手厚く行っている自治体もあるようです。弥富市でもこのような取り組みを行って拡幅を進めていただきたいと思いますと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

浅井議員御指摘の道路整備につきましては、私どもまちづくりの上におきましても、あるいは特に今おっしゃいますような防災の上におきましても、大変基盤整備としては大事なものであるというふうには共通認識をしておるところでございます。特に狭隘道路における地権者さんの問題につきましても、この道路に対しては積極的に御支援をいただきたいというふうに思うわけですが、こういった狭隘道路につきましてはまだまだ30%ぐらいが未整備というふうなところもございますので、これから計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。また、土地の買収等につきましては、そのときそのときの適正価格ということがございますので、そういった基準に基づきまして交渉させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今お答えの中にありますように、まだ30%が未整備ということですので、重要な課題として取り組んで整備を進めていただきたいと思います。

次に、狭隘道路について、防災上の問題から防災安全課長にお伺いをいたします。

このように緊急自動車の通行ができない道路、また防災安全面からも、現状の把握と関係機関との連携はどのようにしてみえますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 市内では、御指摘のように狭隘道路で緊急車両が通行できない箇所が一部あります。市や海部南部消防署では、狭隘道路においては消防車両等が入れなくても可能な体制づくりということで、消火栓とか消防水利の確保に努めております。また、作業的には、こういうところにつきましてはストレッチャー等での対応になりますけれども、こうした箇所については市も消防署も把握しておりますが、常日ごろからこうしたことを念頭に入れ、あらゆる機会を通じ総点検をしております。また、道路幅員は満たされていても緊急車両の通行の妨げになる違法駐車や、駐車して3.5メートル以上の幅員がない無余地違反といった迷惑駐車の一掃を警察と連携をとりながら強化を図っております。

現在とっている市の役割ということで、具体的には市と消防署も一緒でございますけれども、資器材の活用ということで、現在、小型動力ポンプ積載車が20台ございますけれども、そこに動力ポンプ可搬式のもので20台ありまして、狭隘道路についてはそういった対応になるかと思えます。あとホースカーということで、10本入りのもので200メートルほど延長できますけれども、こういった対応とか背負い器、それから先ほど言いましたストレッチャー、あと夜間用の移動式の照明機とか発電機等の整備を図っております。また、弥富市の消防団における再点検ということで、分団長会とか月に1回ほどあるわけがございますけれども、そういった機会に消火栓ボックスとか消火栓の再点検をしております。あとは自主防災組織化の推進ということで、25年度までぐらいに100%を目指して推進をしていきます。

次に市民の役割ということで、予防上とか被害を最小限に食いとめる観点ということで、各家庭におかれましては日ごろからの備えということで、消火器とか住宅用火災警報器の設置等の啓蒙活動に努めてまいります。また、先ほど言いました地域における自主防災組織の活動とか、初期消火を含めた消火栓を使用した防災訓練の実施という啓蒙もお願いをしていきます。いずれにしましても、こうしたことを含めて整備の充実、再点検をしております。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 今、防災安全課長から各方面にわたってのお答えをいただきました。

現在まで、火災とか救急で支障が起こり、消火活動や救急搬送で困難をきわめたことはなかったでしょうか。一昨年、弥富の市街地の中で火事が発生し、なかなか消火活動が難しいという例もあったように思いますが、その後の対応について関係機関と話し合われたことはありましたでしょうか、よろしく願いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災課長。

防災安全課長（服部正治君） 消防署等、そういう話し合いはしております。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 話し合いをされたということですけど、では弥富の市街地で両サイ

ドに鉄道が走っておってなかなか消防活動ができなかったということについての改善点はどのような話し合いが進められたでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災課長。

防災安全課長（服部正治君） 中六のことを言ってみえると思うんですけども、地区から申請がございまして、消火栓を1ヵ所設置するという事になっております。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 消火栓を設置ということなんですけど、本当にその消火栓で消火ができるか。やはり日ごろの指導と地元の皆さん方の訓練というのが必要かと思えます。ぜひとも防災安全課としてバックアップ体制をとっていただき、緊急車両の通れない場所についての重要課題として受けとめていただきたいと思います。東海、東南海地震がいつ起きてもおかしくないと言われております。もちろん災害は、先ほど申し上げておるように地震ばかりではありません。今後すべての住民が安全で安心した生活が享受できるよう、また地域間の格差是正に向けて検討されるよう要望いたします。

次の項目に移らせていただきます。通学路で歩道が設置されていない道路について伺います。

弥富市では小学校は集団登校、中学校では個人登校と差はありますが、各学校で児童・生徒の安全を考え、通学路を定めてみえます。割と学校周辺では歩車道がきちんと分離されておるようですが、学校から離れるに従い少なくなっております。それにかわる防止対策として、車両は通学の時間帯である朝7時から9時までの通行を御遠慮くださいという、乗り入れを少しでも少なくするように、規制まではできなくても、注意を促すことを担当の土木課で行っていただいております。しかし、児童・生徒の安全を確保する上でも通学路の歩道設置が必要かと思えます。市長の考えをお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

児童・生徒に対する通学路のきちとした安全ということにつきましては、過去からも継続的な事業としてやらせていただいておりますが、今後も引き続き児童・生徒に対する安全というものを考えながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 安全ということで進めていきたいというお答えをいただきました。

私が特に危険と思っております平島地区の県道富島津島線は桜小学校の通学路となっております。歩道もなく、交通量も非常に多く、車もスピードを出して通り過ぎます。また、桜保育所の出入り口と交差しており、非常に危険な道路であると思えます。弥富市でも保護者、学校、教育委員会で各種の対応が検討され、実施されているとは思いますが、登下校の安全

対策についてどのようなことが行われておるか、お尋ねをいたします。

道路の拡幅等は、最初の質問の中でもお話をさせていただきましたように、地権者の理解と協力が必要ですので、行政としての御努力をお願いするわけですが、ソフト面での安全点検とか、安全マップなどを子供の目線に合わせて作成していただき、児童・生徒の交通上の危険箇所の把握と解消に向けての取り組みが必要かと思いますが、教育の方で答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

弥富では、歩道の設置されていない道路で車の速い道路もたくさんございます。そういったことにかんがみての浅井議員の御質問だと思いますが、順を追って説明いたしますと、小学校入学前にはまず就学時の説明会がございます。いろんな学校の内容も話をしますが、そのときに各学校とも力を入れて説明いただいておりますのは、まず小学校1年生に入ってくださいと、子供さんは学校までの地理が十分つかめていない、あるいは交通事情もよくつかめていないということで、親さんと一緒に、親さんが子供の目線に立って、何回も入学するまでに歩いてくださいというような説明をどこの学校もしていただいております。また、4月当初のPTAの役員会におきましても、実際に児童と一緒に各地域の登下校をともにいたしまして、通学路の安全点検を行っているところでございます。全保護者に対しましては、地震等はあってはならないものでございますが、そういったことも想定いたしまして引き取りの訓練も行ったりと、あるいは一緒に通学路を歩いて点検していただくということを随時やっております。また、職員も通学路の点検を行っておりまして、何かあるようなときには安全を確かめながら子供が帰るのに付き添っていくようなこともいたしております。市役所や児童・生徒から通学路の危険箇所の情報があった場合には、通学団の児童・生徒を集めて指導してまいります。また、そのような情報は校区の安全マップとしてまとめまして、児童が見ることができる学校の廊下等に掲示をしております。しかし、道路の安全性が保たれていないところがたくさんあるわけですので、各学校ではさらに警察官を招いて交通安全教室を開いたり、登下校の指導も何回も訓練をいたしております。また、職員以外にもスクールガードの皆さんにもいろいろお世話いただいておりますので、そういった方々、また地元のいろいろな方々の御協力もいただきながら登下校の安全を図っているところでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 今、教育長の方から、小学校、また中学校でのいろいろな安全対策、安全点検の報告をいただきました。その言葉の中にありましたように、地域の住民の皆さんによるスクールガードとか防犯パトロールとか、協力をいただいた取り組みも本当に大切な

ことだと思います。しかし、本当に危険な交差点とか、例えば県道でも歩道橋のないような、そんな県道を渡らなくてはならない通学路は、今安全性が保たれていないところがあるというお答えをいただいた路線に入るのではないかと思います。市として子供たちを守るために、安全第一という信念のもと、名称はちょっとはっきりしておりませんが、きちんと制服を着られた中年の女性の方、昔はよく「緑のおばさん」という名称で呼んでいたと思いますが、そういう方を配置され、最も危険な通学路の横断に予算をとっていただいている行政も多くあると思います。市長、このように歩道橋のない、また本当に危険な交差点を渡らなくてはならないところにこのような措置を考えておみえでないでしょうか。私といたしましても、ぜひとも新年度予算の中で考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 道路におきましては、非常に交通量の多い道路もございます。そして、歩道橋がないところにおいても交通量の少ない道路等もございます。そういった中で、特に議員御指摘の平島地区の通称平島街道につきましては非常に交通量が多いというふうに思っております。この交通量の問題をいかに解消していくかということ、私ども行政としては、先ほど言いましたような道路の基盤整備の中で考えていかなきゃいかんというふうにまず思うわけでございます。

それから、子供さんに対する登下校の安全対策につきましては、現在さまざまな地域の皆さんのお力添えをいただきながらやっておるわけでございますが、その絶対数が足りないのではないかとございまして。そういった中で、先ほどシルバー人材センター等のお話もございましたが、いろいろと外部の団体を含めて御検討させていただきながら、児童・生徒に対する交通安全というか、身を守っていくということについては今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。前向きなお答えをいただきました。

「緑のおばさん」ということで女性を上げたんですけど、先ほどからお話が出ておるよう、シルバー人材センターの活用という方向からも、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。未来の弥富市を担う子供たちの安全確保が何よりも大切ですので、よろしくお願いをいたしまして次の質問に移らせていただきます。

2件目の質問をさせていただきます。ごみの減量と循環型社会の実現に向けた取り組みといたしまして、資源回収ステーション設置について質問をいたします。

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、廃棄物の搬出量の増加を招いただけでなく、天然資源の浪費や不法投棄の増加など深刻な社会問題や環境問題となってきました。日進市では資源回収ステーションを開設され、施設の管理をシルバー人材セン

ターに委託されており、高齢者に環境事業の担い手として就労の場を提供してみえます。この施設を「エコドーム」と名づけ、資源持ち込みの施設で、家庭で分別した資源を気軽に持ち込むことのできる体制が整っております。回収品目は、新聞、雑誌、ダンボール、古布、缶、食品トレイ、ペットボトル等二十数種類になっており、常駐してみえる高齢者の方が分別指導や異物の除去に当たってみえます。この施設は、市民が気軽に立ち寄ることができるように、土曜日と日曜日、祝日も開館し、月曜日を定休日としてみえます。十四山村のときは回収ステーションが設置してあり、いつでも利用でき、大変助かっておりましたが、やはり無人のため、心ない人の不法投棄がふえ、撤去を余儀なくされてしまいました。弥富市になり、資源ごみ回収が毎月行われ、衛生委員さん、役員さんのお骨折りのもと行われておりますが、いろいろな仕事の方がお見えです。その関係上、資源ごみの集団回収に出せない方々も含め、随時受け入れができる資源回収ステーションの設置が必要かと思えます。各自治体でもこのような取り組みを多く行っておみえます。お隣の飛島村でも行ってみえます。弥富市として、資源を有効に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用するという取り組みのもと、このような常設の資源回収ステーションの設置はいかがお考えか、お尋ねをいたします。

先ほどの三宮議員の質問の中で、シルバー人材センターの活用を「議員、何かいいアイデアはありませんか」と民生部長が発言されておりました。私、これはいいアイデアだなあと。シルバー人材センターを活用する上でそのように思い、ああ私のためにいい発言をしてくださったなあとお思います。ぜひとも高齢者の雇用対策、また環境問題の面においてもこのようなステーション設置がお願いしたいわけですが、担当のお答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、浅井議員の常設の新集積所をという御要望の中でお答えをさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃられました日進市のエコドームでございますが、日進市にお尋ねをさせていただきました。日進市では、通常の収集、いわゆる私どもがやっておりますカレンダーに組み入れる形での収集というのは瓶と缶のみを収集している。それ以外の資源につきまして、例えばペットボトルとか紙といったものについては、市内に100カ所程度の、かつて十四山にございましたような常設の資源置き場を設置しているということでございました。エコドームは、先ほど議員が言われましたように、土曜日・日曜日も開設をしており、資源を持ってきてもらい、あわせて資源ごみの処理方法などを見学したり、環境資料の展示をして、単に資源ごみを集めるというところにとどまらず、循環型社会についての意識普及を図ることを目的とした施設ということで、運営はシルバー人材センターが担っております。

しかし、問題点が全くないというわけではございませんでして、中には車のない人、あるいは運転できない人は持っていけないという問題、それから当然土曜日・日曜日には多くの人が資源を持ってきてもらえるんですが、周辺道路が非常に渋滞することが多い。駐車場においても20台ほどのスペースしかないということで、そういった新たな問題が発生しているということでございました。

そして、先ほどの十四山の常設の資源置き場を撤退したという問題にも関係あると思いますが、時間外だとか、あるいは深夜に、周辺に資源ごみだけでなく、テレビとか冷蔵庫などを置かれることもたまにはあるということで、そういった問題に非常に困ってみえたわけです。弥富市としては、こういった民間方式による収集形態を基本として、循環型の社会を実現していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 日進市でいろいろ問題が起きてきているというお話なんですけど、先進地でそういうお話を聞かれ、その問題点を解消するというをさせていただくのが次に続くことだと私は思います。いろいろ今後研究をしていただきたいと思います。課長は言われなかったんですけど、車がない人のために運んでいってくださるボランティアの方も多数集まってみえる。そういうことも日進市では進んできておる。やはり地域みんなの助け合いのもと、運んでいけないからそういうものはつくらないというふうではなく、前向きな考えのもと、そういうボランティアの方の活用とかも進めてみえる。そういうことで成り立っているのではないかと私は思います。問題点を参考にされ、ぜひとも環境型社会に向けての取り組みを進めていただきたいと思います。よく言われます。「捨てればごみ、分ければ資源」という言葉があります。循環型社会形成推進基本計画も策定されております。弥富市としても時代に即した取り組みを今後お願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

3件目の質問、職員対象の防災訓練について伺います。

弥富市では例年、地震災害対策の一つとして、各コミュニティ単位で区長さん初め市民の皆さん、海部南部消防、各関係機関の総合協力のもと、防災訓練が行われてきております。行政を担う職員にとって、危機管理意識や災害に対しての状況判断は住民の生命を守る意味で大変重要なことと思います。いつ起こってもおかしくないと言われております地震災害に対し、初動態勢の確立、被災状況の迅速かつ的確な把握と伝達、応急対策の適切な指揮など、災害対策本部を設置した場合はすぐ実践することが必要となってきました。災害は夜間とは限りません。昼間発生すれば、来庁者の避難誘導、非常持ち出し品の確認、初期消火体制の確立など、災害に対して、その状況下における周囲の状況をどう判断し、どのような行動をとるべきか、一歩先を予測して対策をとることが重要かと思っております。

そこで、お伺いたします。職員対象の防災訓練は行われましたか。行われたとしたら、その内容をお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員の御質問にお答えを申し上げます。

ことしの防災訓練も日本全国いろんな形をとられて、起きてはならないんですけれども、自然災害に対して備えてみえるマスコミの映像であるとか、あるいは新聞紙上等で私どもも幅広く検証したわけでございます。ただマニュアルがあるからいいというような状況ではもう済まされない。いざというときに私どもとしては市役所という司令塔の中におるわけでございます。そういった中で、職員の行動が本当に迅速にスピーディーに行われることが被害そのものを非常に軽減化していくと思っております。それぞれの機関に対する密接な連携プレーをとりながらやっていかなきゃいかんということでございます。そういった意味におきましては、過去にも何度かそういう訓練をしておりますけれども、決して実際的な訓練にはなっていないというふうに反省をしておりますので、ぜひ来年の事業計画の中にも、職員の防災ということに対する意識は高まっておりますけれども、実際行動としての訓練を心がけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 今、市長の方から実際の行動は伴っておらないということだったんですけど、防災安全課長にお尋ねをいたします。今まで防災訓練で行われた内容を詳しくお尋ねをしたいと思います。お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 職員を対象とした防災訓練につきましては、非常招集訓練といたしまして、徒歩または自転車で参集する訓練を平成16年度までに3回ほど実施してきました。また、平成17年度につきましては、総合防災訓練時におきまして災害本部立ち上げ、被害報告、避難所開設訓練を実施しております。また18年度につきましては、7月に職員全員がAED講習を受け、普通救命士の資格も取得しております。12月には参集時の情報訓練も行っております。今年度につきましては、弥富市地域防災計画に基づく職員としてとるべき災害時の心構えや行動指針、初動態勢の確立、各課のとるべき応急活動、こういうものを記載した災害時職員行動マニュアルを作成し、全職員に配布しております。それで、災害時に対応できる体制を整えておるところでございます。今後、災害時におきまして市のとるべき対応の訓練として、防災計画に基づいた訓練とか、それぞれの目的を持った訓練を実施していきたいというふうに思っています。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 今、防災課長からお答えをいただきました。

私が一番最初から申し上げておるように、初動態勢の確立、いつ起こるかわからない、またいつ起こってもおかしくないというときの実践訓練、市長が言われたように来庁者の避難誘導とか、やはり市民が頼ってくるのは市だと思います。そのときにすぐ初動態勢がとれるという実際の訓練をぜひ計画の中に組み込んでいただきたいと思います。やはり応急対策というのが的確に絶えず訓練で実施され、災害から住民の生命と財産を守る防災体制づくりが本当に必要なことだと思います。職員の災害に対する認識を高め、安全・安心なまちづくりを進めていただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、安井光子議員。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、通告に従って三つの問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目、後期高齢者の医療制度についてでございます。

ある方が言われました。「私たちは戦中戦後ろくなものも食べられずに、日本の復興のために一生懸命働いてきた。今度の新しい年寄りの医療制度は、年寄りにはもう死ぬということですね」。このような大変つらい、悲しい高齢者の方からの声が寄せられております。来年4月から実施しようとするこの制度、今不安と批判の声が広がっております。11月の終わりから12月にかけて私どもが住民の皆さんにお願いしましたアンケート中間集計ではございますが、この制度について「中止してほしい」という方が67%、「よくわからない」という方が25%、「実施に賛成」8%という結果が出ております。このことを御紹介して、問題点について質問をいたします。

まず一つ目、保険料についてでございます。75歳以上で、国民健康保険やサラリーマンの扶養家族で負担のなかった人も加入しなければなりません。財源の5割を公費で賄い、ほかの医療保険から4割、高齢者自身が1割を負担する。医療費が膨らんだり、高齢者の人口比率が増加すると財源の割合が引き上げられるという仕組みになっております。11月20日、愛知県の広域連合の臨時議会で保険料が決まりました。これは新聞等でも発表されておりますから皆さんも御存じだと思いますが、愛知県は平均年9万3,204円、月平均で7,767円と発表されております。全国平均より、試算も含めての中間集計より平均で約1万4,000円も高くなっております。保険料率は、均等割額4万175円、所得割額7.43%、保険料の限度額は50万円と伺っております。

まず第1問目の質問、新しい制度で市の国民健康保険から外される人は何人でしょうか。新しい制度に向けて市では準備作業が進められていると思いますが、わかりましたらお答えください。

二つ目、子供などの扶養になっている人は今まで保険料が要らなかった方でございますが、

何人ぐらいで、負担する保険料はどのようになりますでしょうか。

この二つについてお答えをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 具体的な数でございますが、国民健康保険の方から後期高齢者の方に変わられる方は約3,000名程度と考えております。それから、社会保険の被扶養者の方の数は約780名程度と考えております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 先ほどの質問に落ちていた点がございまして、あわせてお答えいただきたいと思います。扶養になっている方の負担する保険料はどのようになりますでしょうか、この点、次の質問とあわせてお答えいただきたいと思います。

広域連合の資料とか一定の基準を設けての保険料の試算資料を厚生常任委員会にぜひ提出していただきたいと思います。保険料の算定とか非常に複雑になっておりますので、ぜひ資料の提示をお願いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 後期高齢者医療の保険料の試算について、一応後期高齢者連合の議会の方で提示されました参考資料がございまして、そちらの方で御用意させていただければと思います。

それから社会保険の被扶養者の方、今まで扶養になっていて息子さんとかが負担しておりました方が、新たに高齢の方だけで保険料を課せられることとなります。今回、そういう方の経過措置として、半年間そういう方に新たに保険料が課せられることはないということになります。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今、半年間の問題だけお答えいただいたんですが、新聞等での報道によりますと、半年間から後の半年間は半分とか率が決まっております、幾らかずつ負担をして、2年後にはその方の保険料の満額を払っていくというふうに聞いております。

それから次の問題です。新しい制度の発足によって、市の財政とか国保から後期高齢者の方が外れるわけでございますが、国保会計にどのような影響が出ると予想されておりますでしょうか、これについてお答えをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、国保会計への影響について御説明させていただきます。

75歳以上の方が被保険者から後期高齢者医療制度の方に移行されることによりまして、多くの土地や家屋などの資産名義が高齢者の方の名義となっていることを考えると、国民健康

保険税に占める資産割が減少すると。資産割に対する課税が減少するということが予想されます。また、歳出については、老人保健の医療費の拠出金が後期高齢者支援金となりまして理論的には敬遠されるんですけども、制度が移行期でありますので、20年度においては残った老人保健医療費の部分もありますので、老人保健医療費に関する支出だけを見、後期高齢者も含めた老人関係の拠出金等を考えますと、微増になると予想されております。

議長（宇佐美 肇君） ここで1時30分まで休憩といたします。1時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時29分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き安井議員、お願いします。

18番（安井光子君） 午前に続いて質問をさせていただきます。

午前中に、新制度の発足によって国民健康保険には影響が及ぶという御説明をいただきました。来年度、国保税の条例改正も行われると思いますが、先日の議案質疑で三宮議員も発言しましたように、低所得者への減免や農家の資産割の軽減など配慮いただきながら、全体として所得の低い市民にとって無理な負担にならないようにしていただきたいと私は考えます。これは要望事項としてお願いしておきます。

次の質問です。後期高齢者制度で所得の低い人たちへの減額、免除の制度はどのようになりますでしょうか。広域連合でどのように検討されましたでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、所得の低い人への減免制度でございますが、弥富市の国民健康保険の減免規定には福祉減免というものがあります。この独自の国民健康保険税に対する減免制度というものは、後期高齢者医療制度の中では採用されません。愛知県の広域連合の方では採用されません。したがって、当市の国民健康保険税の減免の規定というものは適用されませんので、その方々については保険料の増額ということも考えられます。それから減免制度でございますが、著しい所得の減少、それから災害に遭われた方々に対する減免規定、保険料とか一部負担金等も、一部負担金の方は災害を中心ですが、検討を進められています。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 所得の低い人たちへの減免制度が新しい制度には盛り込まれていな

いということですが、これについては広域連合で決められることですので、市独自の減免について次の段階で質問をしたいと思います。

次に、保険料滞納者への対応についてでございます。

一つ、保険料の徴収というのは年金から天引きされますが、年18万円以下の年金者は普通徴収となります。普通徴収というのは、それぞれが納付書で納めていただくという制度でございます。弥富市の場合、普通徴収の人は約何人ぐらいでしょうか。

続いてお尋ねします。今まで国民健康保険では70歳以上の人には資格証明書は発行されませんでした。しかし、後期高齢者の制度では滞納するとまず短期保険証が発行され、1年間滞納したら資格証明書が発行されると言われております。低所得で保険料が払えない人に対して、1年滞納したからといって機械的に資格証明書ということになりますと、医者にかかることもできなくなります。資格証明書を機械的に発行すべきではないと考えますが、この点につきまして広域連合ではどのように検討されましたでしょうか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） まず最初に、減免のことについてちょっと御理解されてみえないようです。

広域連合の方では、著しい所得の減少といった保険料の減免制度については検討はされていますので、全くされていないというような状況ではございません。

それから普通徴収になる方でございますが、10月末現在で国民健康保険で後期高齢者の方の対象になる老人保健の方は3,000名ぐらいとお答えしておるわけですが、普通徴収の対象は広域連合は大体18%ぐらいを見込んでおりますので、大体600名程度と予想しております。

それから、保険料の資格証明のことでございますけれども、保険料を滞納している方については、滞納理由や生活状況を十分に考慮して、細かな納付相談の体制をとっていくということになります。資格証明の交付については、長期間の未納付が続く方について相談に応じながら、やむを得ず行っていく方法の一つと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 先ほど課長から、所得の著しい減少の方には減免制度があるというお話でしたが、もともと所得の低い方、恒常的に所得の低い方に対して厚い手が差し伸べられるべきだと考えておりますが、その点はないんですね。いかがでしょうか。

それから、保険料の滞納の件でございますが、滞納されている方については短期保険証、いろいろその方の状況に応じて、お話し合いをして決めていくということですが、長期間未納の人に対しても、お話し合いの上で資格証明書を発行していく。その長期間未納というのはどれぐらいの目安なんですか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） まず軽減のことでございますが、現在のところ、恒常的な方々に対する部分についてはまだ議論の中には入ってはいません。ただし、一つの軽減制度として、前年度所得が33万円、課税基準額がゼロということになります。その方については7割軽減という大きな軽減制度が設けられます。それから、少し所得があるんだけど、まだ低所得水準に至っている低い所得の方については、5割軽減であったり2割軽減であったりする減免制度が設けられます。

あと、資格証明の部分の基準については、まだまだこれから議論の余地を残しておりますので、今後広域連合の方で資格証明としての取り扱い、それから短期証としての取り扱いといったものについて議論が進められていくだろうというふうに考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 低所得者への減免制度もまだ議論には上っていないが、今後検討されるということでしたが、ぜひ課長が、部課長会議等もあると思いますが、所得の低い人たちへの減免について実現できるように、積極的に発言をしていただきたいと思えます。また、資格証明書、短期保険証につきましても、今まで弥富市では資格証明書は発行されておられません。だから、本当に納付についての御相談をしっかりとやる中で、機械的に資格証明書などが発行されないように、この点も積極的な御議論をお願いしたいと思います。

次に移ります。

国民健康保険加入の65歳から74歳の方は保険税を年金から天引きするという便乗天引きが行われます。70歳から74歳の窓口負担の医療費は国民の批判を受けて1年間は凍結となりましたが、1割から2割負担に引き上げられるのも便乗の負担増でございます。この2点につきましては、時間の関係もありますので割愛させていただきます。

次の問題です。

県は福祉給付金の見直しを来年4月から行おうとしております。福祉給付金制度のひとり暮らし高齢者を対象から除外すると言っております。この制度は、障害者やひとり暮らし高齢者の命綱ではないでしょうか。市では存続をしていただきたいと思えます。三宮さんの発言にもありましたが、市としての正式なお答えをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

福祉給付金制度でございますが、20年度から後期高齢者福祉医療の給付金制度に生まれ変わるわけでございますけれども、愛知県は、ひとり暮らし高齢者をこの助成の対象から除外する予定でおります。本市については、従来どおり福祉給付金の対象者として助成していこ

うと考えています。また、今まで償還払いではありましたが、これを医療機関窓口で現物給付ということにさせていただき予定でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 大変うれしいお答えをいただきました。

では、次の問題に移ります。

関連しての質問でございますが、国保法44条、国保加入者の医療費自己負担分の減免制度、本市では市長を初め関係者の御努力により10月から取扱要綱が決められ、実施されております。生活保護基準の1.1倍以下の実収入世帯は全額免除、1.2倍以下の世帯では2分の1免除など今全県的に検討がされ、実施され始めようとしているときに、後期高齢者医療制度にはこれに見合った減免制度が盛り込まれないとすると大きな問題ではないでしょうか。74歳までは適用され、75歳になったらなしというのは、高齢者を裸で寒空にほうり出すようなものではないでしょうか。担当部課長会などでは、この制度に見合ったものを取り入れようとする御努力がなされていると聞いておりますが、その点いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 73歳、74歳を含めた若年者の保険である国民健康保険と、後期高齢者医療に属する75歳以上の保険というのは、市町村が運営する医療保険と県単位で運営する医療制度とそれぞれ制度が違います。こういったことによって維持をしていくわけですから、後期高齢者医療制度についても後期高齢者支援金として保険者から支援する制度が新たに設けられますので、差別としての制度、それから違う制度としては考えておりません。

それから、減免制度の広域連合での話し合いでございますけれども、それぞれ会議のたびに話し合いになっております。その中では、今のところ災害減免といったものが中心に話し合いが進められています。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 減免につきましては災害減免が中心というお答えでございましたが、災害のときの減免も大事ではございます。しかし、今、高齢者には税金の負担増、それから介護保険料、国保など負担増が押し寄せて、暮らしがとても厳しくなっております。75歳以上の方たちは、働くことのできる人はもう少ないと思っております。年金はどんどん減っていきます。ぜひ課長会などで積極的に減免制度が確立されるよう、お力添えをお願いしたいと思います。

では、次の問題に移ります。後期高齢者の医療保険の制限と差別医療についてでございます。

この制度がスタートしますと、後期高齢者と74歳以下の人とは診療報酬、医療の値段でござ

ざいですが、これが別立てとなります。これは10月に厚生労働省が策定した後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子案に盛り込まれております。新制度の診療報酬を包括払い、定額制にして、保険医療に上限をつけるというものでございます。上限をつけますと、何とかの病気は幾ら、入院は何日で幾らというように保険のきく医療に上限がついて、どんな治療行為をしても報酬がふえなくなる仕組みです。後期高齢者に手厚い治療を行う病院を赤字に追い込むこととなりますし、検査・投薬の制限、入院・手術の粗悪化、早期退院などを促進すると言われております。高齢者を邪魔者のように扱い、切り捨てようとするこの制度を、元厚生労働省局長 堤修三氏は「うば捨て山」と呼ばれました。これは今では一般の新聞などでも使われるようになっております。すべての人に保険で必要な給付を行う国民皆保険制度を根底から掘り崩し、さらなる医療を受けられない人を生み出すこの制度、広域連合ではどのように議論が行われ、市ではこの点についてどうお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 診療報酬体系が現在国の方で検討されています。今までの医療体系というのは、それぞれの診療報酬が診療ごとに設けられたものでして、新たに今検討中のものは、先ほど議員がおっしゃられました包括的な考え方が中心となっております。その部分については、2月、3月ごろにある程度決まって告示される見込みになっておりますので、それを見ながらどういうふうになっているのか、もう少し見ていく必要があるかと思えます。

それから、「うば捨て山」と厚生労働省の方が言われたとかいいますが、当市としましては、先ほども言いましたが、73歳、74歳までの若年者の制度、後期高齢者の医療制度、それぞれの制度の中で別の差別の医療制度等は考えておりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 次の質問に移ります。

後期高齢者の健診とか葬祭料の支給額はどのように検討されておりますでしょうか。健診料とか葬祭料、検査の手数料、財政安定化基金などの負担は恐らく保険料に含まれているのではないかと思います。国や県への公費負担を要望して高齢者の負担を少しでも軽くすべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

最後の問題も同時に質問させていただきます。

私たちが行ったアンケートでも、25%の方が「まだ後期高齢者医療制度についてよくわからない」というお答えでございます。各家庭には広域連合と弥富市の名前の入った後期高齢者のリーフレットが配布されております。今後、市民へのより詳しい周知徹底はどのようにされるでしょうか、この二つ、3点になると思いますが、お答えをいただきたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 先ほどの御質問で健診料とか審査手数料、埋葬料などがどうなっておるのかということですが、一応この部分につきましては新たな保険料の中に含まれてくるということになります。こういったこともありますので、制度の安定的な運営を図るためにも、国や県の方へ公費負担を増額されるように他市町村とともに働きかけを行っていきたいと考えております。

それから、医療制度のパンフレットでございますが、11月の当初、広報のときにお配りさせていただきました。これもまだまだ周知不足と考えておりますので、2月ごろを一つの目安として、改めてもう一度パンフレット等で周知していこうと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） ぜひ国や県に対して働きかけをお願いしたいと思います。そして、この制度に取り残されたり泣いたりする方がないように、ぜひ一步でもよりよい制度にしていていただきたいと思います。

次の問題に移ります。次は、保育所条件の充実についてでございます。

昨年からことしにかけての税制改定で保育料が引き上げにならないように市で調整していただいたこと、若いお父さん、お母さんに大変喜ばれております。

まず一つ目の質問でございます。正規保育士の増員についてでございます。

現在、市立保育所は9カ所、ことし4月1日現在の定員は1,250名、入所児童数は1,085名だと聞いております。現在、正規の保育士は所長、主任を除いて69名、臨時保育士は91名です。国の保育士の最低基準から見ますと、充足率は100%とはなっております。臨時保育士91名のうち、社会保険に加入し、1日8時間以内、週40時間以内で働く正規保育士並みの臨時保育士が14名お見えになります。賃金は時間給で930円、仮に1日8時間、20日働くとして14万8,800円、ここの中から社会保険料が引かれます。正規の職員並みに働いても、それに見合った賃金が支給されているとは言えないのではないのでしょうか。保育所は子供たちが健やかに育つための保障、母親の就労の保障、そして家庭生活をよりよいものにするための機能を持っていると考えます。これを支えている保育士が仕事に誇りを持って生き生き働ける環境づくりが市としては必要ではないでしょうか。

まず、一つ目の質問です。8時間対応で社会保険加入の保育士を正規の保育士に採用するなど、また賃金の引き上げ、待遇の改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目の問題も同時に質問いたします。来年度、正規保育士の採用は何名でしょうか、これについてお答えをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） まず、保育士の来年度の採用予定人数でございますが、8名を予

定いたしております。

それから、正規職員と同じような働く時間帯を設定しております臨時職員の待遇改善という御質問だと思いますが、臨時保育士の賃金につきましては従来から毎年度見直しをしております、平成19年度、本年度につきましても、勤務内容、あるいは勤務時間、他市の状況等を勘案いたしまして見直ししておりますところでございます。また、来年度につきましても、給与改正等もございまして、それらを踏まえて勤務実態に合った体系になるように見直しを検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 来年度も見直していくというお答えでございましたが、正規保育士と同じように社会保険に加入して、働く時間は正規保育士と同じような8時間働くという方は正規保育士として採用するべきではないかと私は考えますが、今回の8名の採用は新規の方で8名なのか、現在の臨時保育士を正規に採用される部分があるのか、この点についてもお尋ねします。

それから、現在、先ほど言いました8時間対応の社会保険に加入しておられる方も1時間930円でございます。その方の条件とか働き方に見合った賃金をというお話でございましたが、40時間の方も同じ、その半分の方も930円の対応でございます。果たしてこういう対応がいいのかどうか、そこら辺の検討はどのようになされるのでございましょうか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） まず1点目の、8名の新採用と申し上げましたけれども、これはあくまで新しく採用する職員という意味でございまして、臨時職員を正職員にという御要望でございましたが、これは全然枠の違う話でございますので、臨時職員につきましてはまた別に考えていくというような状況でございまして、臨時職員につきましては去年は時間当たり930円ということでございました。また、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、新たな考え方のもとに改正を現在検討しておる段階でございます。したがって、1時間当たりの単価でいう通常の臨時保育士、あるいは延長の場合の、夕方終わってからちょうど家族団らんの6時、7時ごろの時間帯を担当していただく臨時職員、あるいはまた正規職員と同じような形でお勤めいただく保育士につきましては、それぞれの体系をもって検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 臨時保育士の時間給といいますのは、資格のある人は働き方はともかくとして1時間当たり930円、資格のない人は880円、延長保育の方は1,040円という現在の時給でございます。それで、正規の保育士と同じような働き方をして時間も8時間という

方に対しても、その半分で働いている方についても930円の対応でございます。これについて、正規の保育士に匹敵するような待遇改善をぜひ検討いただきたいと思います。最低賃金が今では1,000円要求される昨今でございます。資格を持っておみえになる専門職にふさわしい賃金を保証すべきではないでしょうか。弥富市職員の給与の見直しとあわせ、ぜひ改善を図っていただきたいと考えます。これは要望をしておきます。

次、栄養士の配置についてでございます。

弥富市では保育所に栄養士が配置されておりません。現在は主任保育士によって給食委員会が設置され、献立がつくられていると聞いております。午前中でもお話がございましたが、学校と同じように食の安全・安心面、アトピーの子供に対する除去食、おやつ指導、食育など専門の栄養士を配置すべきだと考えますが、この点についていかがでしょうか。愛西市とか稲沢市には1名配置されていると聞いております。保育園でお話を伺いましたが、ある保育園は、お昼の給食というふうに考えずに、食育の点から食事というふうに位置づけて考えている。そして保護者の方にも、きょうはこういうメニューで子供さんの食事を出したんですよと展示して、お迎えのお母さん方に見ていただいて、ああこういうふうにやるといいんだねと、それでまた家庭で話が弾む。このような食育に力も入れていただいております。ぜひ専門の栄養士を配置すべきではないかと考えますが、これについてお答えください。

次も関連の問題でございますが、保育所での食の安全・安心面、調理員の人たちの健康管理の面からも、調理室にクーラーを設置してほしいという声が出ております。市の方にもこういう声は届いていると思いますが、現在はスポットクーラー、象の鼻のような小さいクーラーのみで、昨今の気温が35度以上になる夏場、調理室では38度から40度を超える室温になり、調理士さんは食事が傷まないか非常に神経を張り詰めて調理と食の管理に当たっておられるようでございます。調理員さんは短い時間で、園によっては200食を超える食事をつくらなければなりません。調理員さんも高い室温の中、汗だくになって大変な御苦労をしておられるようでございます。ぜひすべての保育園の調理室に早急に、また計画的にクーラーを設置していただきたいと思いますがいかがでしょうか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 栄養士の配置につきましては、御指摘のように現在保育所には配置はしておりません。したがって、主任保育士が中心となり、言われたとおり献立を作成いたしておりますが、小・中学校の栄養士を講師としてお招きして研修などを実施し、食の安全や工夫に努めておるのが現状でございます。来年度からにつきましては栄養士1人を臨時職員として配置したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、調理室のクーラーにつきましては、保育所の方からも十分暑いということは聞

いておりますので、今後、予算の関係もございまして、そういったことに留意しながら、また予算については考えていきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） クーラーの点でございますが、市の方もよく御存じだと思います。ぜひ来年度の予算で、一度に全部の保育園というのでは財政的に無理もあるかと思っておりますので、計画的に一つずつ、ぜひ早い時期に設置をしていただきたいと思います。強く要望をしておきます。

次の問題に移ります。すべての保育所で延長保育の実施をという問題でございます。

現在、ひので保育所では延長保育が行われておりません。すべての保育園で延長保育が行われることを、地域の特性もあると思っておりますが、延長保育の時間も保育所によって違います。希望者があれば延長保育の時間延長も考えていくべきだと思いますが、この点はいかがでしょうか。

次の問題も同時に質問いたします。保育所の行事のあり方についてでございます。

現在、十四山保育所を除いて運動会などの行事はすべて平日に行われております。働くお父さん、お母さんから、保育所は親が仕事をしているのが預ける条件なのに、休みをとって行事に参加しなければならない。何とか土・日にやってもらえないものではないかという強い要望が出されております。

この2点についてお答えをいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 保育所の延長保育時間につきましては、それぞれ保育所によって多少時間のずれがございまして、南部、桜、弥生については午前7時半から7時まで、白鳥は午前8時から午後7時まで、十四山保育所については午前7時45分から午後6時45分、大藤、栄南、西部については午前8時から午後6時となっており、多少ばらつきがございまして。なお、先ほど言われましたように、ひので保育所については現在実施はしておりませんが、平成21年度から延長保育は実施する予定で考えております。ただ、時間につきましては、それぞれ地域の特性等がございまして、保護者のニーズを考慮して、無駄のない適切な運営に努めてまいりたいと思っております。

それから保育所の行事でございますが、御指摘のとおり、弥富地区の保育所については平日に行っております。それから、十四山保育所では運動会と生活発表会は土曜日に行っておりますのが現実でございます。それぞれ過去、土曜日・日曜日に行っておったわけでございますが、いろいろな問題もございまして現在のような状態になっておるわけでございますけれども、保育所の行事につきましては、運営面、安全面、管理面を考慮し、保護者の皆さんの意向をよく聞いた上で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） ありがとうございます。

では、最後の問題に移ります。三つ目の問題は、十四山地区の公共施設の有効活用についてでございます。

まず一つ目、公共施設の活用検討委員会が既に2回開かれていると思いますが、どのような検討が行われたのでございましょうか。

二つ目の問題です。検討委員会には市民公募の委員が入っておりませんが、なぜ委員を公募しなかったのでしょうか。

三つ目の問題でございます。市の方から提案された有効活用については、随分住民の方から新しい使い方は大いにいいことだというお話をいただいております。有効に活用される第一歩が踏み出されたということは非常にうれしいことだと考えております。しかし、十四山の保健センターにつきまして、先ほど申しましたアンケートはすべての住民の方が対象になっておりますが、8割近くの方が「存続してほしい」というように答えておりますし、6月に私が行った3歳以下の乳幼児を持つお母さんたちへのアンケートでは、97%の人が十四山の保健センターを乳幼児健診、それから予防接種などを行えるように残してほしいという願いが強うございました。市の方は弥富保健センターへの統合を打ち出しているのですが、十四山の保健センターを存続するには何が障害になっているのか。市民のための市政をという市長のお考え、お立場から考えますと、その障害は本当にクリアできないものなのか、真剣に御検討いただきたいと私は考えます。効率化の追求も一面では必要かとも思いますが、福祉や保健、医療、介護の分野ではあまりなじまないことではないでしょうか。一人一人の子供たち、お年寄り、弱い立場の人のことを考えて、ぜひ十四山の保健センターの存続を求めたいと思います。

この3点についてお答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えをさせていただきます。

まず、委員会の内容につきましては、当十四山地区におきましては十四山支所、保健センター、スポーツセンター、公民館、産業会館、福祉センター、十四山体育館等いろんな施設がございます。各施設の現地視察もし、利用状況、管理状況、あるいは耐震状況等を踏まえて、施設を有効に利用するためのいろいろな意見が出されております。有効活用するための基本的な考え方といたしましては、弥富地区とのバランス、あるいは集中改革プランを踏まえた事務事業の効率化、あるいは十四山地区の将来性等を見せる中で、共通認識の中で今後さらに協議を続け、よりよい結論が得られるように協議を重ねてまいりたいと思っております。

また委員につきましては、公職者や、あるいは各種団体の代表者など、施設に偏りがなく、できる限り幅の広い、より多くの団体の代表者の方々に委員会構成としてお願いをしております。

それから、十四山の保健センターの存続につきましては、当委員会におきまして意見が出されておりますので、その委員会での意見、協議を踏まえて考えてまいりたいと思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 次に佐藤高清議員、お願いいたします。

4番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。よろしくお願いいたします。

今回、行政サービス向上のための行政評価システムの導入についての質問をさせていただきます。

弥富市は、水郷地帯として有名な地域に位置しております。水稻作物の条件としては絶好の環境にあることから、古くから水稻中心の農業地域としての歴史を持っております。木曾山脈の急で険しい山々から流れ出す雨水は木曾三川という日本有数の河川をつくり出し、肥沃な大地を形成している一方で、海拔ゼロメートル地帯という水害との闘いの歴史もつくり上げてきました。我々の先代は伊勢湾台風で受けた被害の教訓を生かし、肥沃な大地に位置しながら、海拔ゼロメートル地帯の条件をクリアする手段として、台風シーズンの到来前に収穫できる特早品種の「あきたこまち」「コシヒカリ」といった人気ブランドの作付にチャレンジをしてきました。1年で一番暑いであろうというお盆の時期に収穫の最盛期を迎えることは、肉体的にもかなり厳しいリスクを背負う作業だと思いますが、その努力も報われて、今では弥富産の「あきたこまち」「コシヒカリ」は愛知県下で一番早く出荷される新米として幅広く認知していただいているまでになりました。また、早くから減農薬に対する取り組みも行われ、病虫害に強いとされて愛知県下で品質改良された「あいちのかおり」の作付もどこよりも早く行われ、「あいちのかおり」は今や十四山の代名詞とも言われて過言ではない存在であります。これらは、市民の皆様方がこのような歴史と文化を正確に認識し、正当な評価をしていただいている結果であって、米の生産とその歴史が誇りであるかのように、弥富市において金魚、宇宙ゴイ、文鳥、港、市内を走る2本の高速道路、また2本の国道といった弥富市民が自信を持って誇れるもの、またほかにない好条件のものが数多く存在しております。今後も誇るべきものは誇り、有効に利用できるものは有効に利用して、さらなる弥富市の飛躍へと発展していかねばならないと思います。

しかし、我々が携わっている行政運営において、誇れる活動が誇れる活動として受け入れられ、有効利用できるものが適切に有効利用できるという点で疑問に思うものがあります。行政が提供するサービスについて、市民の皆様にとどの程度理解していただいておりますか。今回の定例議会の一般質問において、教育、福祉、環境、

防災、市民の生活向上等、さまざまな角度から各議員の皆さんが質問をされております。我々議員関係者だけが自己満足に浸っているだけのものかもしれませんが、行政サービスの提供を決めるまではいいものの、そのサービスが市民にとってどれだけの効果があったのか、もっと効率を上げるために見直すことはないものか、これらにもっと真剣に取り組むべきではないでしょうか。市長を先頭に我々議員と市職員が団結をし、市民の皆様とともに手を取り合って弥富市を運営していく市民本位の安定的かつ効率的で質の高い行政運営を目指していく上では、事業を実施した後の効果を調べる評価のもとで改革・改善についての分析等を行っていくことは重要な要素であります。計画したものを実施し、それを評価して改革改善に努める評価サイクルシステムを積極的に導入することこそ行政サービスの向上につながるものと考えております。

今まで行政評価に取り組んで、大きな実績は弥富市にあるかもしれませんが、現在インターネットの普及によって、インターネット上のサイトや掲示板を利用して、だれでも簡単に意見交換ができる時代となりました。検索すれば、市民同士が意見交換をする機会の場はすぐに見つかります。現実として、今現在市民の皆様が一番表立って意見を表明している場でもあります。その場で意見交換をすることは、弥富市民の皆様が弥富市の取り組みに対する評価を下していることにほかなりません。行政が評価されている数少ない場でもあります。このような場合は、市民の皆様の政治・行政に対する熱意のあらわれであって、多くの意見が得られる点で大変有効的な手段であります。が、その半面、匿名性ということから発生する大変大きな問題もあります。インターネット上のこのような場での意見の書き込みは、ほとんどが匿名で行われます。匿名だからこそ言えるとも言えますが、匿名でだれの書き込みか特定できないことで誹謗・中傷や無責任な行動を呼び起こしています。

これらの問題は、昨今マスコミ等で報道されているように、学校におけるいじめを呼び起こす書き込みや、やみの職業安定所といった社会的な問題まで発展しております。まじめに意見に対して耳を傾けて、真摯に受けとめる態度は必要であります。が、どんどんエスカレートしていき、手に負えなくなる状態となっていく場合、全く意味を持たなくなります。インターネットの世界では「炎上」という業界用語があるようですが、手に負えなくなる状況が非常に生まれやすい環境にあります。評価することは公平に、明確で、簡単に行われる体制の必要性も明らかに存在しております。

そこで、質問といたします。公平で、明確で、簡単に行える評価サイクルシステムを導入することについて、この条件をクリアできるだけの要素をもつツール、ISO（国際標準化機構）の存在が一般的に認知されております。行政評価制度の導入にISO9001という仕事の管理と仕組みに関する品質マネジメントを取得することは、全国の先進的な市町村では既に始まっております。大変多くの実績を上げておられます。財政状況の悪化、地方分権

の促進、業務の透明性の要求、住民ニーズの多様化など行政を取り巻く環境の変化に伴い、職員の政策形成能力の向上や情報公開を通じた市民参加の促進が求められる時代であります。行政評価に求められることは、有効的に税金を使うとの考え方の上に立ち、評価結果をわかりやすく公開し、市民の市政に対する関心や理解を求めることと市民満足度を上げることであります。その点、ISO9001の目的が顧客（住民）満足に置かれ、業務を手順化し、その手順をISOの要求事項に従って文書化し、関連づけし、実施をし、さらに実施したことを記録していくシステムを確立することで、このシステムを継続的に維持し、改善していくことが有効的だと考えられておりますが、弥富市において、行政サービスの向上のために行政評価システムを導入し、その行政評価システムの仕様としてISO9001を取得することについて、市長のお考えや可能性についてお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ただいま佐藤議員から大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

行政評価システムの導入ということでございますが、まず私どもとしては確認をしておきたいわけですが、私どもが行政として、さまざまな平成19年度の事業展開をしておる途中でございます。一般会計141億、特別会計102億でスタートさせていただきまして、合計243億の事業会計といった中で、いかにそれを効率的・効果的に運用していかなくやいかんかということでございます。それぞれの分野においても、例えば総務関係におきましては情報通信網の整備であるとか、あるいは安心・安全という中における防災計画といったことを今着実に進めておる状況でございます。また民生の事業におきまして、少子・高齢化に対するさまざまな子育て福祉政策ということを考えながらやっておるところでございます。また開発部門におきましては、道路であるとか、あるいは下水であるとかさまざまな社会的な基盤整備をさせていただいております。また教育関係におきましては、学校建築ということを中心といたしまして、児童・生徒に対する安心・安全ということを現在も進めておるわけでございます。そういった観点から、私どもとしては大変大事な税を預かる者として、こういった状況での事業展開の中にやはり行財政改革を常に頭の中に置いて進めなくやいかんということと同時に、いわゆる費用対効果ということを高めるために努力をこれからも継続していくということでございます。

そういった中で、私は民間企業の出身でございますので、ある意味では民間企業の経営手法である、先ほどもおっしゃいました計画をする（プラン）、それを実施する（ドゥ）、それを検証する（チェック）、そして見直しを図っていく（アクション）というサイクルを取り入れながら、事務の組織的な編成であるとか、あるいは行政組織運営の全般にわたりまして点検、あるいは見直しをしていかなくやいかんというふうに認識をしておるところござい

ます。そういった意味におきまして、今後も佐藤議員のおっしゃる行政評価システムということについては、さまざまな角度から検討しながら導入し、その結果を効果的に、あるいは積極的に活用していきたいという考え方をしておるところでございます。そういうことが、まさに行政の責任として果たしていかなければならないことであろうというふうに思っております。そして、特にチェックからアクションというところにつきましては、さまざまな部署における管理職との確認について、会議を開いたりして確認をしているわけでございます。

地方分権がさまざまな形で進んでくる中で大変厳しい状況ではあります。そういった中で、私どもとしても将来的に行政運営に対しては、今議員のおっしゃるNPMという概念も取り入れていく必要があるのではないかというふうに考えておりますので、いわゆるNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）という形でおっしゃっておりますけれども、民間企業の経営手法を行政の中に取り入れていくということでございますけれども、そういったことも一生懸命勉強させていただきたいと思っております。

そのほかのことについては、特にこれから団塊の世代における大量退職というようなことが続きます。そういった中においても、さまざまな事業におけます民間委託、あるいは指定管理者制度の導入も調査・研究していきながら考えていかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。

それからISO9001、あるいはもう一つ、環境対策としてよく言われるISO14000とか14001ということがありますが、この辺のことについては、私たちとしては基本的な今現在の考え方として、住民サービスに対してどういう形の中でしっかりとした自分たちの考え方を持つとか、あるいは成果志向への転換をどう位置づけしていくとか、あるいは民間企業の一つの手法の市場メカニズムみたいなものを活用していかなきゃいかんというふうに思っております。そういった意味で、ISO9001というのは特に企業における工業製品の品質管理という中で企業経営をやっていくツールでございますので、行政のその取得についてでございますが、現状としては考えておりません。それは、いろいろ導入されたところがあるわけでございますが、かなり費用がかかるということが原則としてあるわけでございます。認証を得るためにも大変な経費がかかります。そして、更新というのが必ずあるわけでございます。そういった更新時についても、更新時の手数料であるとか事務経費というのが発生いたします。そういった中で今のところは考えておらないということです。それよりも行政を担当していく職員のレベルアップというか、意識の高揚ということを先にもっともっとやらなきゃいかんというふうに思うわけでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 市長から私の訴えたISO9001、また行政改革に伴うニュー・パ

ブリック・マネジメント（新公共経営）ということについて御理解をいただきました。

ISOの取得につきましては、大変な時間、労力、経費がかかることは認識をしておりますが、ISOの取得に向けた準備に取りかかる意思、またその意味を評価することによって、弥富行政が前向きに進んでいくことと確信をしております。ISOという基準があるということ認識し、それに向かって行政サービスに取り組んでいただけるということが一番重要であると思っておりますと同時に、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）の概念は、服部市長が就任されたときに掲げられております市民政策方針とも合致し、服部市長のお考えのもとであれば十分に実現可能なことだと期待しております。市民の皆様のご信頼がなければ、対外的な第三者からの信頼も得ることができません。「弥富市のグレードアップ」という言葉も市長からいただきました。今後、5万人に至る人口増加も目指しております。また、企業誘致も目指しております。そういった上で、弥富市のグレードアップをするためにも、こういった行政サービス向上のための行政改革システム導入の前向きな検討を希望して質問を終わります。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） ここで時間もたちましたので、2時45分まで休憩いたします。

~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時46分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じまして会議を再開させていただきます。

次に佐藤良行議員、よろしく申し上げます。

19番（佐藤良行君） 通告に従い、安全・安心対策の総括について御質問します。

私は、住民の安全・安心対策が市政の最重要課題の一つとして機会あるごとに指摘し、一般質問でもたびたびお聞きしてきました。また、去る9月定例会で私が同趣旨の確認を服部市長に伺ったところ、市長も「全く同感だ」との答弁をいただきました。そのような基本的な考え方に立ち、今回は今まで質問してきた中で取り入れてもらえなかった項目や、前向きな答弁はもらいましたが現在継続中の項目の推進状況を総括的に御質問します。

1、まず最初に開発部長に伺います。

以前から私は、弥富市の中で台風、増水、地震対策で最も危険な箇所として木曾川左岸堤の治水対策を指摘してきました。ここが決壊したら伊勢湾台風と同様の大水害に見舞われると考えられるため、国への陳情等を何回も求め、ようやく高水敷工事が80%ぐらい終わろうとしています。一日も早い完了に向けて国へのプッシュを強力的に続行されたく、市側の決意と誠意を込めた答弁をお願いします。

まず、(1)現在、五明地先で実施されている高水敷の完成予定はいつか。

(2)第2期工事として予定されているスーパー堤防の着工と完了見通しはいつですか。

(3)さらに現在、木曽岬町の下流から実施されてきたスーパー堤防の小島地先までの完成予定はいつですか、まずお聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 木曽川下流河川事務所にお尋ねしましたところ、木曽川水系における今後おおむね30年間の整備計画を定める木曽川水系河川整備計画について、地域住民の方々や行政機関及び学識経験者の意見をお聞きしながら策定中で、整備計画の原案を取りまとめ、公聴会を開き、その後、関係知事の意見を聞きながら整備計画が定められます。五明地区は、今年度緊急的に確保した補正予算にて約300メートルの護岸及び環境整備を実施しており、残り300メートル区間になりました。当地区は堤防の拡幅が必要な区間であり、整備計画原案において整備予定地と位置づけられていますが、予算計画のめどがたっていない状況でございます。また、高潮堤の整備はJR関西線より下流が対象で、橋梁部分を除き整備予定となっており、橋梁部分につきましては、施設管理者の改良工事にあわせ整備を行っていく予定であり、当事務所とし、財政状況が厳しく治水事業が減少していく中でありますが、予算確保に努力していくとの回答でございました。市といたしましても、毎年、木曽川下流河川事務所と調整会議、また国への陳情につきましては、中部地方整備局、国土交通省等2回行っております。メンバー的には木曽三川関連の協議会メンバーで、5市1町で毎年2回行っております。河川改修工事につきましては、市民の生命と財産を守るため、早期整備の完了を国へ強く要望してまいります。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今の御答弁によりますと、1番の答弁だけいただいたような形になっておるんですが、1番の、来年の3月までに今やっておるのが終わると、約300メートル高水敷の工事が残るわけでございます。これは何のためにやるかということ、一番の問題は、地震があったときに堤防がぐしゃぐしゃとつぶれてしまうということで、外側に約30メートルの満潮でも水がつかないというような土盛りをしておるわけですね。これをどうしても続けて来年やっていただきたいという陳情はぜひともやっていただきたい。これは要望です。

それから、2項、3項についても今の御答弁でははっきりしないので、国土交通省の方針としては、去年の年末に第2工事としてスーパー堤防のちょっと小型の堤防をつくるということですが、これについても去年出てきたことであって、これから計画的にぜひともプッシュをしていかないとやってもらえないと。そういう意味で、この2点、3点目も要望として、今まで以上に隣接する市町村とも連携をしながらぜひとも進めていっていただきたいと思います。

それから、大きい2点目に入ります。次に、大雨対策について開発部長に伺います。

(1)として、(仮称)境排水機場新設の件は、その後どうなっていますか。当初計画によれば、もう着工すべき時期に来ていると思いますが、現状を明確に御答弁いただきたいと思えます。

それから(2)として、次に鍋田排水機の更新について伺います。本件については、聞くところによると耐用年数がオーバーで、いつ使用不能になるか不安だとさえ言われているようです。排水機場の新設がおくれるならば、先に一日も早く鍋田排水機の更新をしてほしいとの地元の意向が来ていますがいかがですか、御答弁をお願いします。

議長(宇佐美 肇君) 開発部長。

開発部長(横井昌明君) 大雨対策は、鍋田土地改良区管内の寛延以南で集中豪雨等の災害に備えた排水機場及び排水路の整備を目的に、県営湛水防除事業鍋田第2地区は平成8年から事業がなされています。この事業推進の過程で排水機能が低い稲元地区の排水をいかに迅速に対応するかが問題視され、平成16年度に事業計画の変更を申し入れました。当初は、鍋田排水機場、末広排水機場の整備から新たに境排水機場を計画し、3排水機場で事業の推進をしているところでございます。御質問の排水機場につきましては、平成17年度に全体実施計画を行い、境地区での説明会を実施しました。その後、愛知県に対し、三重県側の漁業者から事業説明を求められました。平成18年度において、水質調査等の結果に基づき、三重県側の漁業者に理解を得るべく鋭意努力を願っているところでございますが、いまだに理解がしていただけない現状でございます。

また、鍋田南部第2排水機場につきましても26年経過し老朽化しており、現在、県営農業水利施設保全対策事業でオーバーホールを実施し、施設の延命を図っています。

いずれにいたしましても、排水機場、鍋田南部第1排水機場につきましては、事業関連もあり、計画変更を視野に入れ、県、市、鍋田土地改良区による調整と結論を早急に出し、地域農業者に理解を得るべく調整中でございます。

議長(宇佐美 肇君) 佐藤良行議員。

19番(佐藤良行君) 今の答弁によりますと、1点目の境排水機場の新設というのは漁業補償が絡んで非常に難しいんじゃないかと、このようにもとれるわけですね。それなら、私が(2)点目で申し上げておるように、鍋田排水機場の更新を先にやらないと大変なことになる。これ、ちょっと開発部長は勘違いされておりますが、この鍋田排水機場のできたのは昭和49年7月で、もう33年経過をいたしております。補用品も全然ありません。修理を頼むと、補用部品がありませんので、その都度、メーカーが頼まれてから図面を引いてつくって、現物合わせで修理しておる。中には冷却水のパイプ、たしか50ミリから100ミリの間のパイプだと思うんですが、ちょっと漏れたのでそれを外したら、中が全部詰まっちゃって、ほんの数ミリしか水が通っていないというような、そういう現物でございます。ですから、これは

ぜひとも早いこと更新をしてやらないと、今度大雨が降ったときにこの排水機が稼動しないと、鍋田地区がそれこそ水害になるということを非常に地元の皆さんは危惧されておりますので、この辺についての考え方を市長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

大きく排水の区分をブロックで分けますと、いわゆる境地区、鍋田地区、それから寛延地区という形の大きなブロックに分かれるかと思えます。そして、今御指摘の境地区というのは、南部の方の地理的な条件からしますと一番低いところにある。ゼロメートル以下、マイナス1.5ないし2メートルぐらいのところその境地区が存在するというところでございます。一番低いところでございます。そういった中で、境地区、いわゆる境港に対する排水という形でさまざまな計画を今までさせていただいております。私どもは県を超えての交渉になるものですから、海部事務所管轄の中でいろいろとお骨折りをいただいておりますという状況でございます。

そして、現状といたしましては、その境地区における排水機の問題に対しましては、先ほど開発部長が答弁したとおりでございます。非常に難航しているという状況でございます。それは、一つは漁業補償の問題であり、あるいは今、伊勢湾の木曾川河口付近の水質が汚れているということをおっしゃっています。赤潮が非常に多く発生するというような状況であると。そして、その中で生存する貝であるとか、あるいは魚群に対してさまざまな影響があると向こうの方は御指摘をされるわけでございます。そういったようなことに対して、さまざまな排水という形の中では風評被害等も発生しかねないというようなことをおっしゃるわけでございます。そうした中で現状としては非常に難航しておりますけれども、一方では、その交渉はこれからも県を通してさまざまな形をお願いをしていくような交渉になるわけでございますけれども、交渉を継続してまいりたいということが一つでございます。

そしてもう一つは、今おっしゃっていただきました鍋田排水機と、それから操出の方にございます排水機の機能というものをさらに高めていかなきゃいかんということでございます。そうした中において、鍋田排水機が非常に老朽化をしてくる、非常に耐用年数もたってきているということで、こういったことについて同時並行的に考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 市長は、現実にこの鍋田排水機を見に行ってみえるんです。ですから、忙しい公務の中で目の前でどういう状況か御確認されておりますので、ぜひとも県とか区画整理の関係の方面へ働きかけていただきたいと思います。これは要望でございます。

大きい3点、次に地球温暖化対策について市長に伺います。

本件については過去数回にわたり質問してきましたが、その都度、コスト上、費用対効果でもうひとつ確信が得られないので、今回は見送りたいとの答弁を繰り返し受けてまいりました。が、最近の社会情勢はそれを許さない状況となっています。ちなみに、その例として、私が新聞記事をスクラップした地球温暖化防止関係資料によりますと、まず1番目としては、2006年6月22日の愛知県議会の6月定例会一般質問に対する答弁によると、地球温暖化防止について神田知事は、県としての対策はいろいろあるが、県民の最も身近な一つで地球温暖化防止に普及可能なのは太陽光発電である。そのために、まず一般家庭への設置を重点的に推進したい。これはその後、補助金を出している市町村については、県から1キロワット5,000円、最高4キロワットまで補助金が出ておりますが、残念ながら弥富は補助金制度がありませんので、県からももらえません。こういう内容でございます。

それから二つ目としては、最近の新聞では11月17日から12月4日まで、私の手元にあるだけで9回も新聞報道されています。特に皆さん御承知のように、去る12月3日からとりあえずきのうまで、インドネシアのバリ島で開催された国連気候変動枠組み条約第13回締結国会議には世界より180カ国が参加し、CO₂から将来の地球を救うための白熱した議論が展開されております。その内容は、きのうの新聞まで毎日のように報道されておると思っていますので、皆さん御承知のことと思えます。このような状況変化を受けて、6月議会に続いて、あえて市長に伺います。

まず(1)として最初に、技術的には世界のトップレベルであり、またコスト的にもほぼペイできるレベルであると言われている太陽光発電及び太陽熱温水器について、市の公共施設に導入する考えはありませんか。先ほども申し上げたとおり、これ以上急速に温暖化が進むと、現在でも海拔マイナス地帯の弥富市は、大げさかもしれませんが、大変な事態にもなりかねませんので、弥富市のトップとしての賢明なる判断をお示し願いたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

地球の温暖化対策というのは、過去さまざまな形で、世界的な取り組みの中で行われておるわけでございます。ことしにおきましてもドイツにおける先進国首脳会議、いわゆるサミット会議でも、これは環境問題を含めまして中心的な問題でございました。そして、今おっしゃいましたインドネシアのバリ島における温暖化対策におきましては、今度は具体的に先進国諸国に対して非常に厳しい要求が突きつけられているのが現状でございます。同時に、来年の夏に行われます洞爺湖サミットにおきましても、この温暖化対策ということが中心的な課題になるというふうに聞き及んでいるわけでございます。地球の温暖化問題というものは、その予想される影響の大きさとか、あるいはその深刻さから見て、まさに人類の生存基盤にかかわるような非常に重要な環境問題だろうと認識をしているわけでございます。

そうした中で、私ども市役所といたしましても、さまざまな取り組みをさせていただいております。広報7月号におきまして、その取り組みについて掲載をさせていただいておりますので、ほかの議員の皆様におかれましても、いま一度弥富市の取り組んでいる地球温暖化対策、あるいは環境対策ということについて御確認をいただきたいというふうに思っております。

それから、太陽光発電及び太陽熱温水器でございますが、これはまさに温暖化防止に対して大きく寄与するものであらうと私も認識しております。現在では住宅産業における一戸建ての住宅においては、かなりの頻度で導入が図られるようになりました。そういった形においては、技術的、あるいはコスト的なことが十分配慮された上だろうというふうに判断するわけでございます。そういったことをかんがみながら、私どもといたしましては、公共施設への導入については市民のリードをする上においても必要なことであるというふうに認識しておりますので、今後はさまざまな公共事業の中で導入する機会があれば積極的に考えていきたいと思っておる次第でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） ありがとうございます。

市長の基本的な考えをお聞きして、ぜひともその基本的な考えに沿って推進していただきたいと思います。

それから(2)として、市有車の排ガス対策として、愛知県は数年前よりハイブリッド車の導入を実施していますが、弥富市での導入はどのように考えてみえますか、御答弁を願います。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

車メーカーの新しい商品開発におきましても、高性能なハイブリッドといいますか、いわゆる低公害車といいますか、そういったようなことがこれからは自動車産業そのものの首位を有するというような競争社会になっております。そういった中で、排ガス対策ということが住民、あるいはさまざまな団体から要望されているのではないかというふうに思っております。私どもとしては、今後、新規購入において低公害車、あるいは低燃費車ということを検討してまいりたいと思っております。来年度、車を買いかえる需要がございますので、そういったところにおいてはハイブリッド車を計画していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） それでは次に移ります。

(3)として、担当部長に市有地の緑化について伺います。

本件も以前より法的にはクリアしているとの答弁を繰り返し受けておりますが、残念ながら鍋田地区の野鳥公園以南を含めてであり、市民が多く住んでいる北部では1人当たりの緑化は不足していると思われます。そこで、イとして、市全体の緑化と旧弥富地区（鍋田と十四山を除いた場合）の1人当たりの緑化は各何平米ですか。ロとして、その結果、現状での問題点はありませんか、お伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 緑化関係につきましては、人口1人当たりどれだけの都市公園、都市緑地の面積を満たしているかでお答えさせていただきたいと思います。

国が目標とする整備水準は、人口1人当たり20平方メートルであります。平成19年11月現在で弥富市は人口1人当たり2.64平方メートルで、愛知県の人口1人当たり6.9平方メートルより低い数値となっております。しかしながら、都市計画決定がなされていない輪中公園、憩いの広場、駅前ポケットパーク、富浜緑地、楠緑地、児童公園などを算入すると1人当たり27.99平方メートルで、鍋田、十四山地区を除いた弥富地区では1人当たり4.33平方メートルとなります。今後、議員指摘の地域格差を少しでも解消すべく、都市計画マスタープランを策定後、次のステップとして緑のマスタープランを策定し、防災公園や都市公園の中・長期計画とあわせ、民有地の緑の保全や都市の緑化を総合的に、かつ体系的に推進してまいりたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 開発部長も私と同じような認識に立ってみえると思いますので、ぜひとも北部の人口密集地の緑化ということを今後計画的に進めていっていただきたいと。これは要望でございます。

次に、4として担当部課長にAEDの導入状況について伺います。

まず、今年度末までの設置場所と設置数について伺います。

(2)として、さらに将来計画としてどのような場所まで設置されるのか。例えば各町内の公民館まで拡大するとか、ちなみに本件については、去る11月11日の新聞報道によりますと、本年度より国や都道府県等の自治体の補助対象となり、1台当たりの設置費約30万円の6分の5相当（この場合は25万円）の補助金が出ます。この制度を利用して、今年度、全国で140台のうち半分の70台を名古屋市商連に加盟する商店街が設置したと報じております。このような意味から御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいまの件についてお答えさせていただきます。

AEDですが、現在は弥富市の総合社会教育センター、十四山スポーツセンター、弥富市総合福祉センター、十四山総合福祉センター、弥富市の保健センター、いこいの里、白鳥コ

コミュニティセンターの7カ所と、三つの中学校、弥富中学校、弥富北中学校、十四山中学校に設置されており、10カ所で基数としては合計で10基設置されております。

2番目の質問でございますが、市としての設置場所の将来計画についてですが、心臓停止に陥る状況はさまざまなケースが考えられることから、公共施設を管理する関係課とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。そうした中で、教育委員会におきましては平成20年度に7小学校すべてにAEDを設置する計画があると聞いております。

いま一つ、補助金制度のことも含めながら、今後設置する施設をまず公共施設から考えながら、どのように設置するかとか、講習会なども一緒になって検討していこうと考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今のところ7カ所の施設と三つの中学校という10基なんですけど、このほかに開業医の辺についておると思うんです。私も先日、風邪の予防に行ってお願ひしたら、いつでもいいので、そういうことだったら使ってくださいということも言っておりますので、開業医が弥富・十四山で何軒あるか知りませんが、そういうところも入れて、次の機会があったら、ここにありますよということをまず入れていただきたいのが1点。

それから、早急にまず保育所まで、保育所も人が集まりますので入れるということと、先ほど私が申し上げましたように、その次はぜひとも各地域の公民館まで設置を検討していただきたい。これも要望でございます。

それから、次に担当課長に地域防災会組織づくりについて伺います。

(1)として、まず市が考えている地域の総数は幾つで、現在何カ所設置されてはいますか。私が9月10日に聞いたときは25だと聞いておるんですが、最新で何カ所、防災会が組織されておるか。

それから(2)として、全地域での組織づくりの予定はいつですか。これは、午前中の浅井議員の質問について、平成25年までに100%に近づけたいという答弁がございました。25年というと、今から6年もあるわけですね。どういう指導をして6年もかからなきゃできないのか。つくれないところへ行って指導してつくれば、私は二、三年で設置が可能だと思いますが、25年までかかる根拠と、二、三年でできないかという、その辺について御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部彰文君） まず、自主防災会の枠組みとか規模につきましては分け方がいろいろございまして、大きなところになりますと、平島のように1,400世帯を超えるようなところも1組織ということでございます。東西中六とか佐古木とか下之割、五明等、かなり大きなところもございまして。また、五之三の防災会のように、五之三の新田、本田、それ

から川平地区が一本化という自主防災組織もあります。逆に小さい単位でいきますと、稲吉とか間崎地区におけます20世帯とか30世帯規模のところもありますし、十四山地区では四郎兵衛なんかの50世帯ぐらいの規模のところもございます。御質問の地域の総数については、あくまでも地域が主体となって決定されますので、地域の枠組みのパターンがいろいろ考えられます。総数は幾つかということは残念ながら申し上げることは困難でありますので、御理解願います。

次に組織数につきましては、荷之上のかおるヶ丘地区が立ち上がりまして、12月10日現在26地区であります。

2点目の自主防災組織の組織づくりについては、一応目標ということで25年に100%を目指していくと。早ければ早いにこしたことはないんでございますけれども、職員が地区に出かけて、早目に立ち上がるために説明等に伺います。よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今御答弁ありましたように、職員の方が出かけて行って、25年と言わずに1年でも2年でも早くつくっていただいて、いつ災害が起こるかわかりませんので、防災訓練をやって初めて機能すると思っておりますので、つくっただけでは機能しません。そういう意味でぜひとも、何回も申し上げますが、一年でも早く設置されるように指導をしていただきたい。要望でございます。

次に、大きい6点目としてスクールガードについて担当課長に伺います。

(1)現在、小学校別におのおの何人登録されているか。また、下校時間等の連絡方法はどのように行われているか。

(2)として、最終的なスクールガードの将来計画はありますか。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） スクールガードについての御質問にお答えをいたします。

まず学校別の人数でございますが、弥生小学校が23人、桜小学校95人、大藤小学校35人、栄南小学校17人、白鳥小学校12人、十四山東部小学校22人、十四山西部小学校11人でございます。今後ですが、保護者や地域の皆様に子供の安全確保を図るためにお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、下校時間等の連絡方法につきましては、毎日、曜日によりまして下校時間が決まっておりますので、毎日の時間割表によりましてスクールガードさんの方にはお知らせしてありますが、行事等で下校時間の変更があるときは、前もってスクールガードさんの方に変更のお知らせをして御協力をいただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今、将来の計画はどうかという答弁をいただいておりますので、

後でこれもお願いしたいと思います。

1 番目で下校時間等の連絡方法はどのように行われていますかというのは、たまたま「下校時間等の」と申し上げたんですが、皆さん御承知の人がほとんどだと思いますけれども、去年でしたか、弥富口に何か不審者が出たということで、ちょうど通学の関係で学校の先生等が飛んで歩かれたことが新聞に載っておりました。私どもは五明でございますので、私どもの防災会のきんちゃんパトロール隊12名がスクールガードをやっておるわけですが、そのうちの5名が電話を受けて飛んでいかれたということがあります。ですから、私はそういう緊急事態にどのような連絡方法をとられようとしておるのか、これを聞きたかったんです。例えば私どものグループ12名はほとんど携帯電話を持っておりますので、だれか連絡をしてもらえば、そこから全部連絡して、来られる人はそういうところへぱっと集まることもできるようになっておりますので、そういう意味で、ぜひともどのような方法を考えて見えるかお聞きしたいと思います。

2 点、再度お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） まず、1 点目の将来計画等でございますが、学校の方のいろんな事情というものもありまして、P T A の役員会等で執行部の方とか、それから保護者の集まられるときに保護者の方を対象にお願いをしたり、また学校によりましては、そのほか老人クラブの方をお願いをしたり、それから一般の方にも御協力していただける方があればということで声をかけたりして拡大を図っていきたいというふうに思っております。

それから、今言われた緊急時のときの対応なんですが、学校につきましては、春にあったときには教職員が下校時に通学路等の付き添い下校をしたり、今は携帯のメールを行っておりますので、メールによりまして保護者等へのお知らせということをやっております。スクールガードさんにつきましては、今そういう緊急の対応の方までは取り組んでおりません。ほとんどが下校時、通学路の安全点検等を含めてのお願いをしておりますので、まだ緊急時までにはやっておりませんが、今言ったように先生、またはメールによりまして保護者等の迎え等で安全を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

1 9 番（佐藤良行君） 最後の問題ですが、7 番目として教育長に生徒のいじめ対策について伺います。

去る11月16日の新聞報道によれば、2006年度の全国の小・中・高校におけるいじめの件数は約12万5,000件で、前年度の6倍以上に膨らんだと報じています。この増加原因の一つは今回から定義を緩和したためとありますが、いずれにしても小学校で48%、中学校で71%、高校で51%のいじめが認知されています。そこで、この認知率から推定すると、弥富市の

小・中学校でも半分以上でいじめが発生していると考えられますが、現状と対策について御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 佐藤議員にお答えいたします。

いじめの問題というのは非常に大切なことございまして、人権侵害といいますか、本当に子供の心を踏みにじるようなことございまして、絶対にこれは許されないことございまして。しかし、それが起こるといのは、必ずしも初めからいじめてやろうというようなこともなく、ちょっと悪ふざけをしている間にだんだん悪くなったというようなことも往々にしてあるようでございます。そういったようなことで、気がつきましたら学校を挙げてそういうようなものの防止に取り組んでいただいております。それから、カウンセリングも学校へ配置するといったこともしております。

それから、佐藤議員がえらい人数がふえておるといようにおっしゃいましたが、私の考えでは、そうふえてはないと思います。といいますのは、初めのうち、いろいろ調査をしたときには、学校の方もどれだけ続いたらこれはいじめだとかというようなことを非常に厳しく精査しておりましたが、このごろはもう何でも言いなさいというようなことを言いましたのでふえてはおりますが、実態としては私は横ばいぐらいではないかと思っております。ただ、最近はメールとか、いろいろそういった機械文明の情報機器から出てくるいじめとかというような問題が深刻でございまして、そういうものにつきましては校長会等でも先日も話をいたしまして、対策をいろいろ考えていこうということで、警察なんかにもいろいろそういったものでアドバイスをいただけるかどうか、そんなことも考えて取り組んでおります。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今の教育長の答弁によりますと、大したことはないとおっしゃっているんですが、私は2006年に何件あったかと聞いておるんです。これは新聞にもこんな大きな字で、後ろの席からわかると思うんです。いじめ6倍、12万5,000件と。それで、12月7日の一宮の一般質問では、一宮市も2006年度に文科省へ報告した件数は270件だと。前年度の5.5倍あります。今後については、子供たちがいじめなどで苦しむということは大変悲惨なことだと。そのために第三者機関をつくって、そういうことのないようにしますということをはっきり答弁しておるんです。これはデータが出ておる、おととしのね。同じ文科省へ報告しておるのに何で弥富は件数が出てこないのか、それが私は前向きじゃないと思うんですが、その辺について教育長の御答弁を再度お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

議員の方でちょっと誤解されているのではないかと思います。私は、非常に重大なことで人権問題だと冒頭申し上げたとおりでございます。最初に調べたときは小学校が10件、中学校はゼロというように出ておりました。そういったような意味でございまして、非常に大事なことで、先ほども申しましたように情報機器とかで非常に卑劣な、昔なら押した突いたの続きぐらいでありましたものが集中攻撃を受けるようなこととございまして、非常に深刻に受けとめております。そういったことで校長会でも諮ったり、あるいは警察とも連絡をとっておるわけとございまして、そんな軽く考えておるようなことはございません。本当に深刻に考えておる次第でございます。そういったことで、保護者会とかあらゆる機会を通じまして、地域の方、あるいは保護者の方の御協力もいただいて真剣に取り組んでおるところでございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 2006年度の弥富市の報告がどういうふうにしたかは知りませんが、これ以上やってもらちが明きませんので、次の全協までにこの辺をきちっと調べて御答弁をお願いしたいと思います。それを要望して私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に高橋和夫議員、お願いいたします。

20番（高橋和夫君） 通告に従いまして2点質問をさせていただきます。なお、1点ずつ区切って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

弥富市民が日常生活をする中で、知らないために市民生活に不利益をこうむることが多々あります。例えば、国民年金の納付が25年以上ないと受給資格が消滅しますとか、国民健康保険税を1年半未納が続くと国民健康保険証が利用できなくなりますとか、ただし分納により短期保険証の利用が可能だとか、そういう事柄を各分野にわたり各部・各課で調査、ピックアップして、知らないで損をし、知って得になる情報を毎回広報にシリーズとして情報公開すべきと思いますが、いかがでしょうか。このことは期限内納税の啓蒙にもつながりますので、ぜひ役所内に情報公開チームをつくり、いろんな条件を精査しながら公表していただきたいのですが、市長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 高橋議員にお答え申し上げます。

私どもとしては、情報公開ということは大変大事な問題だろうと常々思っておる次第でございます。そういった中におきまして、弥富市のさまざまな行政サービスを初めといたしまして、暮らしに役立つ情報であるとか、あるいは公共施設等の市政に関するいろいろな情報をわかりやすく1冊にまとめて、各家庭の方に配布させていただいているものがございます。その情報としては、「暮らしのガイドブック」というのを作成して、市内全世帯に配布して

おるわけでございます。来年度におきましては、各種さまざまな制度も変わってまいりましたので、これについての改訂版を作成するように考えております。また、市民の知る権利においても、広報であるとか、私どもが発信しておるホームページといったものを通じ、情報の提供に努めてまいりたいというふうに思っております。

議員の方から広報に対するシリーズという形のものを検討してはどうかということですが、これにつきましても一度部内の方でよく検討させていただきたいというふうに思っております。

そして、今後は情報公開の最大の武器になってくるんじゃないかと思う、いわゆる情報通信網の整備でございますケーブルテレビの媒体を通じて市民の皆様さまにさまざまな情報を提供していくことに努めていきますので、よろしく御理解のほど、お願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 高橋和夫議員。

20番（高橋和夫君） 市長より前向きな御回答がありましたが、やはり知らないで損をすることが非常に多くありますので、よく事柄を精査していただき、税金の控除に関する事項なども市民に喜ばれる情報公開をしていただきますよう、再度お願いいたします。

次に、現在の産業会館は弥富市の中心市街地に位置し、商工会関係はもちろん、各種団体、各種サークル活動に利用されています。この広い弥富市の一等地を文化の薫り高い新弥富市建設と産業文化発展の発信地に活用すべく再開発を提案させていただきますが、市長のお考えをお聞かせください。お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

議員御指摘の産業会館でございますが、こちらの建物は昭和51年12月に竣工して現在に至っているというふうに聞き及んでおります。31年経過をしておるという状況でございます。そして、その間さまざまな形の中で住民の皆様にご御利用いただいているということでございます。

新しい産業文化センターの建設をとということでございますが、あそこの面積が約4,500平米でございます。坪数にいたしますと約1,360坪という形になるわけでございますが、私は、産業文化センターという形においては駐車場等も考えますと少し手狭ではないかというふうに思っております。

そして、もう一つは今後の問題でございますが、国道1号線の拡幅工事予定もございまして、将来的にはあそこの場所でそういったようなセンターを建設することは大変不可能ではないかというふうに思っております。この本庁舎は、耐震性の問題で議員の皆様御承知のとおりでございます。そういった中で、今後は産業文化センターの建設は庁舎との兼ね合いの中で持っていったらどうかということを考えている次第でございます。御理解賜りたいと

思います。

議長（宇佐美 肇君） 高橋和夫議員。

20番（高橋和夫君） 市長より指摘がありましたけれども、現在の産業会館の建物は設備の老朽化が激しく、新弥富市の将来に向けての再開発を軸に建て直しを図ることも必要と考えておりますが、場所は今の場所が一番いいんですけれども、またいいところがあればそこに建設をしていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、1点目に保育行政についてお伺いをいたします。

まず、市民待望の弥富中学校の新設・移転に際し、市民とともに心より感謝を申し上げます。安全で安心な校舎において教育を受ける生徒及び親御さんの喜びはいかばかりかとお察し申し上げます。

さて、過去にも何人かの議員の方々より質問、提案がなされています保育所の施設について改めてお尋ねをいたします。

弥生保育所を初めとする老朽化が進んでいる建物についての対応は、現在どこまで進展がなされているのでしょうか。特に弥生保育所は昭和48年に建造され、34年が経過しております。昨年の保育所の統廃合により、施設においては建物や運動場が手狭であったりと諸問題が山積しています。何か事が起きたときの幼児・学童・生徒の行動特性を予想しますと、最も特性をつかみにくいのは保育所児ではないでしょうか。年齢が下がれば下がるほどパニックが起こることは目に見えています。特に現在の老朽化した、また耐震性に乏しい施設では入所児の安全が守られるかどうか、また子供を預けている御両親は安心して保育所に送り出せるでしょうか。この問題については、昨年の本会議で前市長より改築の必要はありとし、当面の課題である弥富中学校の新設・移転に傾注し、財政面において来年度、つまり今年度以降に進めてまいりたいとの御答弁でございました。

そこでお伺いをいたします。住民の切実な願いでもあります弥生保育所を初めとした老朽化、また耐震性に乏しい施設の早期改築をお願いするものでございますが、前向きな御答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

各保育所、あるいは小学校、中学校の耐震構造に対する強化策は、平成22年までに一応終えていきたいという中で計画を今後も進めていきます。児童・生徒に対する安心・安全ということをしっかりやっていきたいということでございます。

それから、炭竈議員の御指摘の弥生保育所でございますが、この保育所は昭和48年に建築されて現在34年経過しております、大変老朽化も進んでおり、改築は必要と考えております。限りある財産の中で、現在は耐震対策上急務となっております弥富中学校の改築を最優先しておりますけれども、弥生保育所の建設につきましては、保育所の場所であるとか、あるいは用地の確保ということを来年度の中で計画してまいりたいというふうに思っております。そして、財政的な状況もございますが、おおむね3年計画をもって進めていきたいというふうに思っております。そして、弥生保育所の建設に当たりましては、保育所の単なる機能のほかに、支援センターであるとか、あるいは児童館、児童クラブというような多機能を持ったことを今後は考えていかなきゃいかんだろうというふうに思っております。御理解を賜りたいと思います。

なお、一つの比較でございますが、現在の弥生保育所は2,613平米、そして一番直近のひので保育所は4,539平米という形で、ひので保育所の約60%しかないというのが弥生でございます。御承知してください。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁では3年計画の中で進めていくということでしたが、多機能を持ったということで、以前から北側の地域へも、今ひので保育所に併設されて大変好評である子育て支援センターの設置を要望しておりました。今、多機能を持った施設の併設もお考えということで御答弁いただきましたけれども、大変これはうれしく思いますけれども、それぞれの事業の構想、また施設との関連性についてもう少し具体的にお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

弥生保育所の件につきましては、先ほどもお話をさせていただいたとおりでございます。現在の考え方として、多機能という形の中で児童館であるとか児童クラブ、あるいは子供さんに対するさまざまな機能ということを考えていきたいということであります。全く今のところは計画案でございますので、御理解ください。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

今、案ということでございましたけれども、これが現実になるように、一日も早い改築をお願いしたいと思います。

今は弥生保育所の話でございましたけれども、弥生保育所以外の保育所の建てかえの構想もございましたでしょうか、お聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

弥生保育所よりも以前に建築されました白鳥保育所あたりも大変老朽化が進んでいるというふうに聞き及んでおりますので、計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 将来を担う子供たちの健全な成長を願ひまして安心して保育が受けられるように、用地確保等のお話もございましたけれども、弥生保育所を初めとする必要各所の早期改築を要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、近鉄弥富駅のエレベーター設置についてお伺いをいたします。

平成12年、バリアフリー法が施行されまして、交通バリアフリー化を初め、高齢者や体の不自由な人々に生活上の障害を取り除き、安心して通行、また移動できるように、歩行者を初めとして、鉄道、バス、船舶などの公共交通機関でも段差などの障害をなくすバリアフリー化がどんどん進められています。高齢者や障害者に優しいまちづくりは等しくみんなの願いでもあります。そこで、特に高齢者や障害者の皆さんが活動しやすい鉄道の駅についてお伺いをいたします。

私ども市の近鉄弥富駅は、市民の移動結節点としてとても重要な位置を占めていると思います。1日の乗降数もおよそ1万5,000人前後、障害を持つ方の利用も多いときでおよそ20人くらいとお聞きしております。利用人口も年々増加し、文字どおり市民にとってはなくてはならない生活に密着したステーションでございます。この弥富駅も近代的に改築をされ、一層明るく、利用しやすくなり、皆さんに大変喜ばれております。しかし、階段はおろかエスカレーターも利用困難な方々から切望されているのがエレベーターの設置でございます。この件につきましては、平成16年の3月議会において質問させていただきました。当時の御答弁では、何度か設置の申し入れを行っていただく中で、乗降客の多い停車駅から順次整備をしており、引き続き働きかけをしていきますとの御答弁でございました。そこで、その後の交渉及び進展状況をお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

基本的にはお答えすることが重複するような結果になってしまいますけれども、エレベーターの設置につきましては以前から御要望いただいているところでございます。乗降客も1万5,000前後と大変ふえてきている。また、身体の障害がある方についても少し優しい駅にしていきたいという御要望は住民の方からもいただいている次第でございます。そういうことを受けまして、私どもとしては近鉄本社の方に申し入れを行っておるわけでございます。しかし、そのときの答えはやはり乗降客が多い特急停車駅という形で、例えば桑名駅であるとか、あるいは白子駅を優先せざるを得ないという御返事をいただいております。

います。現段階においては大変厳しいところがあるわけですが、これからも安心して駅を利用できるという形に対して粘り強く交渉してまいりたいというふうに思っております。

ただ、一つの参考とさせていただきますけれども、事業という形の中で1階から2階に上げるエレベーターを2基、そしてプラットホームへのエレベーターを2基、これは5メートル以上の高低差があるという条件がございますので、そういった中で外部から2基、プラットホームへ2基つくりますと、概算の事業費として約2億かかるそうでございます。事業主体である近鉄さんの御負担が半分の1億円、そして国の補助金といったものが6分の1いただけるということでございます。これは平成22年12月までが国の対象期間になっておりますので、そういったようなことも利用していかなきゃいかんわけですが、6分の1、約3,300万円ほどであります。それから、県の補助金が市負担の4分の1という形になっております。それから、私どものこういった事業に対する市の負担金では、事業費に対する4分の1プラスアルファという形でおっしゃっております。約5,450万ぐらいのエレベーター4基に対する概算事業費でございます。経費としても非常に大きな経費がかかるということはひとつ御承知いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

平成22年に国の補助が打ち切られるということでございますけれども、実は先日、私も近鉄の電車を利用させていただきまして、そのときにこんな光景に出会いました。名古屋からの帰りでございますけれども、近鉄の階段をおりておりますと、後ろから軽やかに階段をおりてくる元気な女子高生がいて、当然私を追い越してトントンという感じでおりていったんですけれども、階段の下でつえをついたおばあちゃんがちょうど立っておりまして、階段をおり切ったその女子高生におばあちゃんが話しかけておりました。「すみませんが、上に上がりたいんですけど手をかしてもらえませんか」ということを言われておりました。女子高生は「いいですよ」と言って、おばあちゃんを抱きかかえるように、その手を添えてエスカレーターと一緒に上がっていったところに私はちょうど遭遇したんですけれども、何ともほほ笑ましくて大変感動いたしたわけなんですけれども、一方、そのおばあちゃんの気持ちになりますと、手をかしてくださる人を待たないとホームへ上がれないんだなあと、その不便さをつくづく感じまして、エレベーター設置はぜひとも早期の必要があるということを感じたわけでございます。これからは高齢者がどんどんふえる中で、魅力ある社会づくり、またまちづくりのために、高齢者の方や障害者の方にとって移動の連続性を確保することが何よりも大切であると思っております。国の補助は22年ということでございますけれども、再度申し入れをしていただきまして、早期の設置をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（宇佐美 肇君） 次に、大原功議員。

29番（大原 功君） 質問させていただきます。

小学校の建設についてお伺いいたします。

弥富中学校の移転跡に（仮称）ひので小学校をつくっていただけないかというふうに思っております。平島町は現在世帯数が約2,400あります。人口にしたら約7,000人近くの方が見えます。児童数にしたら570人の生徒が現在桜小学校で勉強しております。平島町には八幡神社、観音さん、大慈院さん、安法寺さん、お地蔵さん、秋葉さんという六つがあります。この自治区では、各家庭が1年当番で約250人の方に毎年手伝っていただいております。コミュニケーションを守るためにも大事な学校でありますので、小学校は平島によろしく願いをいたします。

2番目に、障害者世帯の負担軽減は、現在では負担上限が4分の1で年収600万以下までとなっております。弥富市も、障害者の方、家族、あるいは低所得者の方を市長として特別な税金免除はできないでしょうか。サラリーマンの方は、ここ3年余りで四、五十万安くなっております。年金生活は毎年所得が大きく目減りして大変とお聞きしております。各家庭で家族をサポートするには限界と聞いております。所得の多い方、あるいは所得の少ない方にとっても市民一体と考えていくことが弥富市の大事なことだと思っております。

11月に金婚式の式典を服部彰文市長のもとでいただきましたと、金婚式のお祝いの方がお礼を言ってみえました。出席者の方からは、ダイヤモンド婚式を金婚式と同席してお祝いをいただけないでしょうかという願いがありました。もしそういうことができれば、私たちも金婚式を迎えた中でもっともっと長生きして、次にはダイヤモンド婚式をいただきたいなあというふうに思っております。

近鉄駅南出口整備についてお伺いいたします。

パチンコ屋さんの裏がちょっと狭くて車の出入りができないというふうで、幅員を早くしていただけないかということでありました。パチンコ屋さんも経営をしてみえるので、できれば北側の地主さんなんかともよく相談をしていただいて、道路は生活道路でありますので、少しくらい曲がってもどうかなあとと思いますが、この点についてお伺いいたします。

現在の公共施設の周りは調整区域があります。現在では公共施設を年間約110万人近くの市民の方が利用されておると思っています。施設の周りを市街化にすることによって、公共施設に大きなメリットが上がるのではないかと考えております。事業や福祉の補助をいただくためには服部彰文市長にはいろんなことをお願いしておりますが、財源が多くかかります。弥富市には農地が約1,600町歩近くあると思っております。公共施設の周りを約200町歩の市街化にすると、約60万坪になります。例えば坪10万で計算をすると、約600億のお金になると

思います。この土地を開発業者が宅地にした場合、約60万坪の25%を市側に寄附されるということになると約15万坪、道路、側溝で市が受ける金額は約200億円ぐらいになると思っております。市の財産になり、約60坪の敷地で建物にする場合は約7,500軒の家が建つというふうになると思います。市に入る土地取得税、固定資産税、家屋税などを合わせると、約7億5,000万円ぐらいの金が入るのではないかと思います。市税等、市側が受ける税などを考え、また公共施設の利用者が250万から300万人ぐらい出ると思います。部分的に市街化をするのではなくて総合的な事業計画になるよう、今後、御家族が結婚されても、親元に住むことによって介護、防犯、安全対策というコミュニティ等もすべてできるのではないかと考えておりますが、この5点について服部彰文市長と、1点は副市長にお聞きいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 大原議員からさまざまな観点から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

小学校の建設についてお答えをさせていただきます。

これは全協の方でも今まで議員の皆様の方にも答弁をさせていただいておりますけれども、この春から、桜小学校のマンモス化を何とかせないかんとというもとで学校整備検討協議会を立ち上げさせていただいております。各方面の委員の皆様にお集まりをいただき、御意見、知恵を拝借している次第でございます。過去2回、その整備検討協議会を進めてまいりました。そして、地元の方にも説明をしなければいかんと、十四山西部小学校区の保護者の方、そして平島地区の保護者の方に地元説明会という形でこの桜小学校の問題を説明させていただきました。

そして、私といたしましては一つの案といたしまして、かねがね申し上げておりますように、十四山西部小学校に対して平島東の学区編成をいたしまして、そちらの方の方を西部小学校に移っていただくということが一つの案でございます。

もう一つは、平島地区を中心といたしまして、先ほど議員の方はひので小学校という形で、もう名前まで決まっているのかなあと思いましたけれども、私どもとしては一貫して第2桜小学校という形で言うておりますが、そういったものを建設するというのが一つの案でございます。

地元説明会のときに保護者の方に申し上げまして、出席できない保護者の方が大勢見えるということでございましたので、それぞれの学校区のアンケート調査をしていただきたいということで、先週の後半から今週にかけて、そのアンケート調査を実施している次第でございます。そのアンケートに対して整理をさせていただきながら、もう一度学校整備検討協議会の皆様に、今の予定では今月の19日にお集まりをいただき、今までの経過説明も含めまして皆様の方からまた御意見を賜りたいと。そして、今12月議会の定例会の最終日にその方向

性が議員の皆様の方に御報告できるというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

続きまして、身体障害者の負担軽減という形で障害者に対して減免措置をとということでございますが、私どもとしては、さまざまな角度でこういった世帯に対しては努力をさせていただいております。障害者世帯の税の負担軽減につきましては、地方税法、あるいは所得税法の制度の中で所得控除による負担軽減措置がとられております。また、住民税におきましては、所得控除として、障害者を抱える納税義務者の税の負担を軽減するため、療育手帳の表示がBないしCの人、そして精神障害者保健福祉手帳の表示が2級または3級の方、そして身体障害者手帳の表示が3級以下の人などにつきましては26万円ほどの障害者控除が受けられております。療育手帳の表示がAの方、そして精神障害者保健福祉手帳の表示が1級の方、あるいは身体障害者手帳の表示が1級または2級の方などにつきましては30万円の特別障害者控除が受けられておるわけでございます。こういった中において、所得税においても同様に27万円の障害者控除、または40万円の特別障害者控除が受けられております。御理解を賜りたいと思います。

続きまして、ダイヤモンド婚につきましてのお話でございますが、先月64組の方が弥富市では金婚式を迎えていただきました。大変おめでたいことだと思っております。私どもとしては、開催いたしましてことしで11回目となるわけでございます。来年は、平成の年から考えますとダイヤモンド婚を迎える方が対象になってくるということでございますが、私どもは、金婚式というのは社会的にも一つの区切りであろうというふうに考えるわけでございます。少子・高齢化の中で、ダイヤモンド婚を迎えられる方もこれから大変多くなってくると思います。そのことにつきましては大変おめでたいことではございますが、一応現在の考え方としてはダイヤモンド婚については考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。金婚式が一つの大きな節目だろうというふうに思っております。

それから、4番目といたしましては近鉄駅の南出口の問題でございますが、これは副市長の方から答弁をいたしますので、後ほどお願いいたします。

市街化区域の拡大についてということでございます。大原議員のさまざまな計算がございましたけれども、私どもとしては、土地の利用構想につきましては現在策定中でございます。弥富市の総合計画、あるいは都市計画マスタープランの中で反映するような形で検討を重ねている次第でございます。さきの議会でも答弁しておりますが、市街化区域というのは計画的な整備や開発によって市街化を促進する区域でございます。道路であるとか公園などを重点的に整備し、住みよい都市環境づくりを行い、いわゆる住居空間、商業空間、あるいは工業空間などの適正配置による機能的な土地利用という形で実現していかねばならないと思っております。今現在、弥富市といたしましては市街化面積が約1,000ヘク

タール、弥富市全体の20%に当たっておるわけでございますが、現実問題としまして、市街化区域の中にはいわゆる低未利用地という、まだ開発されていないというか、農地のままで残っているというようなところがたくさんございます。そういった中で、今市街化区域の住居区域を拡大するということは大変困難な状況であるということをお理解賜りたいと思います。都市計画区域として区分され、市街化調整区域は市街化を抑制する区域でございますが、法令との整合性を図りながら、私どもとしては、先ほど言いました弥富市の総合計画の中におきましては、名古屋港の臨海工業地帯の背後地を計画的な整備をしていけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。弥富市としての均衡した発展というのは、私は都市と農村がバランスのいい均衡を保ちながら発展することが必要ではないかというふうに思っております。単に市街化区域が多いから必ず発展するということでは決して思っておりません。今後の人口動態であるとか、あるいは仕事に対する就業率の変動ということをお十分考えながら、現在のまちづくりを基本に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

それでは、近鉄駅南口の整備につきまして副市長の方から答弁させます。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほどの大原議員からの近鉄駅南口の道路アクセスの関係でお答えをさせていただきたいと思っております。

この路線につきましては、平成4年から駅前広場の整備ということで進めさせていただいております。この広場から国道1号線までの、先ほど申し上げました交通アクセスとしての事業でございます。今日、いろいろ関係の皆様方と御協議をさせていただいておりますが、一部まだ未買収の区間がございます。この件につきましては、それぞれ議会の都度、皆様方から御意見をいただいております。特にあそこはそれぞれ一方通行になっておるわけございまして、駅を利用される方、また送り迎えの皆様方に大変御迷惑をかけておるわけでございます。そういったことから、少しでも早くこの整備に向けて進めなきゃならないということで、今の新体制の中でも服部市長も強くこの件については全力投球を注ぐようにということをお話をいただいております。地権者の皆様方といろいろ協議を過去においてもさせていただいておりますが、あの地で営業をしていらっしゃる等、いろいろな問題がございます。そういったことで、駅前の近くの代替地等も考慮して、地権者の方といろいろ調整をさせていただいて、一日も早くこの事業がすべて完成しますよう今後も精いっぱい努力をさせていただくわけでございますので、いましばらくお待ちいただくようお願いを申し上げたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 小学校の件ですけれども、十四山は今現在では148人、平島東だけ

だと240人、それから中六、小島の一部を入れると125人ぐらいになっております。平島が少なければいいんだけど、逆に十四山の方が少なくて平島の方が向こうへ行くというと、向こうからの抵抗もかなりあると思うんだね。例えば小島とか中六を弥生にするというならば、人口的に少ないから逆にそれほどの抵抗はないと思うんだけど、こういうところを一遍よくしていただきたいなあというふうに思っております。

それから障害者ですけども、障害者のあれが来年には今の600万が850万になるということで、2分の1になるというふうに聞いております。ということは、今現在、4分の1で30万の補助をするんだから来年だと60万ということになるのか、この辺のところを一遍聞かせていただきたい。

それから金婚式とダイヤモンド婚式ですけども、この間、市長は給料の値上げのときは、愛西市がこういうふうで、隣の市がこういうふうだから、それに沿って給料も近くの人に合わせていくというふうでありました。愛西市はダイヤモンド婚式があるということを聞いておりますので、そうすると市長が言っておることとやっておことは違うということになっちゃうんだから、金婚式を迎えられた方でも、長くしていただくことによっていろんなノウハウを我々に教えていただいたり、次の世代に引き続くということであるし、またそういうことをやっていただくことによって、これから10年、どうしよう長生きをしようかなあ、服部彰文市長に式典をいただこうかなあという要望があるので、ただやらんじゃなくて、それだったらこの間の給料のときはどうなるかということになっちゃうから、これでは今の一般質問をやったときの議会だよりはちょっとおかしいぞということになっちゃうから、それでは市長の方の心証も目減りするといかんの、私も市長を一生懸命応援しておりますので、その辺のところをひとつお答えいただきたい。

それから農地の件ですけども、農地が大事ということはよくわかります。だけど、今、日本は中国に150トンの米を輸出しておるわけね。その輸出をしておる間に、今度は逆に野菜や果物がその何十倍というぐらい日本に入ってくるわけ。農業が大事だったら、米の輸出をしないで日本でするようにすればいいんだけど、そのかわりに逆にもらっちゃうから農業がやれなくなっちゃう。こういうバランスがあるので、そこら辺のところも一遍お聞きしたらどうかなあと思うので、わかるところだけでいいですからお答えいただきます。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小学校の建設につきましては、再三くどいようでございますが、12月定例会の最終日に皆様の方に御報告させていただきます。そういった中で御理解を賜っていきたくと思います。アンケート調査を今回収しておりまして、そのきちっとした分析をしていかなきゃいかんということもございまして、そんな日程になるわけでございます。

それから、税の問題につきましては後ほど税務課長の方から答弁をさせていただきますが、

ダイヤモンド婚式を愛西市はやっているじゃないかということでございますが、これと私も弥富市とは行政区が違いますので別問題という形で考えておりますし、ましてや給与の問題であるとか報酬の問題につきましては、ダイヤモンド婚式とはあまり関係がないのではないかとこの形で御理解をいただきたいというふうに思います。

農政の問題でございますが、弥富市というのは本当に今までも農業を中心に発達してきました。農業に対する大事さということは、私も行政に携わらせていただきながら農民の声というのをよく聞いております。しかし、基本的には日本の農政がもう少し考えてくれなきゃいかん。いわゆる農業従事者に対して心が引きつけられるような農業政策を打ち出していただきたい。そういうことがまず根本にあるのではないかとこのように思っております。そういった中で、さきの参議院選挙における大敗で今後は日本の農政に対しても少なからず変わってくるだろうと期待をしております。再度答弁させていただきますが、私も弥富市としては都市と農村の均衡ということをおこれからも一つの方向性として考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

それでは、税の問題につきまして税務課長の方から答弁させます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 先ほど税の関係で大原議員が600万とか言われましたが、税法上ではちょっとありません、障害者についての。税法上じゃなくて、ほかの制度上の話じゃないでしょうか。まだ私の方にはその情報については入っておりません。

〔発言する者あり〕

それでは税法ではありませんので、民生の方からお答えさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） さっき市長が給料とダイヤモンドとは違うと言われたけれども、それは市長が隣の市と合わせてと言われてやられたから私はそう言っておるだけであって、お金のかかる問題とか給料の問題じゃない。とにかく市長が言われるように、ことしの5月に伊豆へ行ったときには、福祉に全力を尽くしてと言われて、約580の方が手をたたいて喜んでくれた。福祉と教育に対しては怠らないように必ずやりますということと言われたわけ。上に立つ人があいさつをするということは公約になってしまうんだね。その公約を守らないと、だれがいいんだということになっちゃう。その辺のところをよく聞いていかないといかんと思います。

それから、農業が大事だと言うけれども、今、年間1人当たり食べるお米は61キロということ。

それから、学校のことで21日に報告させていただくということになっているんですけど、報告は決定なのか、ただ地域でいろんなものを聞いて、そこでこういう報告をさせていただ

くということまで終わるのか、議員に報告したからもうそれでいいんだよということなのか、その辺のところを再度お聞きしたい。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

愛西市とさまざまな点で一致していかなきゃいかんということは毛頭考えておりません。子どもが愛西市に対してまさっている点はたくさんあるかと思えます。また、劣っているところもあるかもしれません。そういった中で、隣の市とはこれからも切磋琢磨しながら、お隣の市でございますのでお互いの協調路線も含めまして、連帯を深めながら皆さんと一緒に行政をつかさどっていきたいと思っております。

それから農業の問題でございますが、再三申し上げますように、子ども弥富市といたしましては農業に従事してみえる方が兼業農家で約1,600戸、そして専業農家も150戸ほどございます。非常に大事な社会資本である田んぼだとか畑を守っていただいております。こういったことに対して、子どもとしては先人の皆様の御努力に対して、今後も行政の立場からもこれをしっかりと堅持していかなきゃいかんということでございます。先ほどの議会の方でもお話をさせていただきましたけれども、今農業に従事してみえる方に対してアンケートをとるという形をお約束させていただいております。今その準備を進めております。兼業農家、あるいは専業農家に対してアンケート調査をして、実態調査をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

桜小学校の問題につきましては、先ほどから答弁を繰り返させていただいているとおりでございますので、21日に行政としての方向づけをするということでございますので、皆さんの方にこういうふうに行政は考えるという形で御理解を賜りたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 学校のことはよくわかりました。

農地のことについては、市長が初め立候補するときに新聞に公約として、農地も市街化をしていくことによってバランスよくできるというのがあることと、それからもう1点は、公共施設に人がよく入っていただくことによって、電気代とかいろんなものにメリットがあるわけね、フル回転するから。できたら、市街化しながらそういうところに住んでいただく。そして、地元の人と結婚していただいたり、農家の人でも新家のうちはいいいけど、次の息子さんはどうかということと、農地は使えないよということが出てくると、弥富市からだんだん離れてしまう。そうなると、前に言ったように、高蔵寺ニュータウンに38年から40年ごろはもうみんな行け行けと建てた。今あのニュータウンは高齢者の居場所となっちゃって、みんな市外に来ちゃった。これから弥富市にもそういう現象が出てくるんじゃないかなあと思って、市長は60、私は65ですけど、次に介護をいただくときに自分の子供や孫が近くにおれ

ば経費もかからんし、安心して見ていただける。それから、地震があったときでもすぐ手伝っていただける。そういうので、服部彰文市長が若いからよく動いてくれる、行政でも約束してくれるというみんなの期待で当選されたと思うんだけど、その辺のところを今後引き続きやっていただくようによろしくお願い申し上げて、もう答弁は要りません。終わります。

議長（宇佐美 肇君） 本日はこの程度にとどめ、継続議会をあすまた開きます。本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後4時25分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 渡 邊 昶

同 議員 伊 藤 正 信





|                |        |                |        |
|----------------|--------|----------------|--------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 服部 昭 男 | 教育部次長<br>兼図書館長 | 高橋 忠   |
| 監査委員<br>事務局長   | 加藤 重 幸 | 総務課長           | 佐藤 勝 義 |
| 企画情報課長         | 村瀬 美 樹 | 管財課長           | 渡辺 安 彦 |
| 防災安全課長         | 服部 正 治 | 保険年金課長         | 佐野 隆   |
| 環境課長           | 久野 一 美 | 健康推進課長         | 鯖戸 善 弘 |
| 福祉課長           | 横井 貞 夫 | 介護高齢課長         | 佐野 隆   |
| 児童課長           | 山田 英 夫 | 商工労政課長         | 若山 孝 司 |
| 土木課長           | 三輪 眞 士 | 都市計画課長         | 伊藤 敏 之 |
| 下水道課長          | 橋村 正 則 | 教育課長           | 前野 幸 代 |
| 社会教育課長         | 水野 進   |                |        |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |        |     |        |
|--------|--------|-----|--------|
| 議会事務局長 | 下里 博 昭 | 書 記 | 柴田 寿 文 |
| 書 記    | 岩田 繁 樹 |     |        |

7. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、栗田和昌議員と杉浦敏議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（宇佐美 肇君） 続いて日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山本芳照議員、お願いいたします。

6番（山本芳照君） おはようございます。2日目のトップバッターを私の方でやらせていただきます。

私は2点質問をさせていただきます。

まず初めに、第1点目であります。児童クラブの時間延長について質問をさせていただきます。

先月11月26日の全員協議会におきまして、9月の定例議会の一般質問の進捗状況についての御報告がありました。その中で、子育て、それから仕事の両立に悩む家庭のニーズに対し、児童クラブの時間延長を要望する質問があり、市の方から、平成20年4月から平日は下校時から午後6時30分まで、学校の長期休業日は午前8時から午後6時30分までと、開始と終了をそれぞれ30分間時間を延長しますという回答がありました。従来より30分長く子供さんを預かっていただけるということは大変いい内容で一定の評価をいたしますが、なぜ30分なのか説明を求めます。お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 前後それぞれ30分の時間延長につきましては、議員の言われるとおりでございます。

それで、さらなる延長につきましては必要性は感じておりますが、すべて臨時職員で行っておりますので、指導員の勤務条件、勤務体制も考慮する必要がございますので、今後の検討課題としたいということでございます。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） ただいま30分の延長の関係については現の職員の中で実行していきたいというお話でございます。私は、もう一度よく考えていただきたいと思っておりますが、現

在、弥富市の保育所の保育時間は、きのうも部長の方から説明がありましたけど、平日は午前8時から午後4時まで、土曜日は午前8時から正午までが基本となっています。ひので保育所以外は保育時間の延長を実施しています。一番長い保育所で午前7時30分から午後7時までと、共働きの家庭にとっては大変喜んでいただける制度となっていると思っています。それぞれ地域の実情にあわせて延長時間も設定がなされているというふうに私は理解をしています。

この時間延長している保育所に通っている共働きの御家庭のお子さんが、来年の4月には小学校に入学をいたします。一定の要件を満たしていれば、小学校1年生から3年生まで児童クラブに入ることができます。しかし、現行の運営時間では、親子3人の共働き家庭であるために今の状況の中では生活設計が成り立ちません。せめて保育所並みの午後7時までの時間の延長を求めたいと思います。服部市長も施政方針の中で、保育所、児童クラブの整備を述べられています。昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年の児童を預かり、父母が安心して働くことができる支援事業として子育て支援の充実に努めてまいりますと述べられておりますので、ぜひ父母が安心して働くことのできる回答内容をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

山本議員にお答え申し上げます。

先ほど民生部長が答弁したとおりでございます。しかし、改善するということについては、皆さんの御意見等も承りながら、本当に父母が安心して仕事をしていただける状況というもの改善という方向で探っていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 共働き家庭の若いお父さん、お母さんたちが安心して働くことのできる児童クラブが私は大切だと思っていますので、これからもさらなる努力をお願いしておきたいと思います。

19年10月7日付の愛知県の「広報あいち」 915号の中で神田知事は次のように訴えています。「子どもを生み育てることに夢を持てる愛知」と題しまして、今日、結婚や出産に対する考え方が変わってきてまして、未婚化・晩婚化が進んだことや、子育ての経済的な負担や精神的な不安が大きくなっていることから急速に少子化が進んでいます。経済的に不安定な若者がふえたことも原因の一つであるというふうに考えられています。しかし、だれもが安心して子供を産み育てることができ、その喜びを実感し、子供が健やかに成長し、次の世代の社会を担っていくということが私たちの切なる願いだと思っております。愛知県では平成19年4月から、県だけではなくて、事業者や県民の皆さんなど社会全体で少子化対策に取り組む

意識を共有するために、愛知県少子化対策推進条例を制定しました。また、総合的かつ計画的に少子化対策に関する施策を推進し、県民の皆さんと一緒に少子化の流れに歯どめをかけていきたいというふうに言われております。県民の皆さんが家庭を築き、子供を産み育てることに夢を持つことができる活力のある豊かなあすの愛知を実現するために、お互いに力を尽くしてまいりましょう。御理解、御支援をお願いしますというふうに述べられています。

子供の自主性や社会性は、さまざまな世代の方や地域とのかかわりの中ではぐくまれるものだと思います。そうした交流を深めるため、愛知県では放課後や週末の小学校の施設を活用した放課後子ども教室を支援しています。広報によりますと、現在愛知県内では24の市と町で実施がされているというふうに報告が出されています。これらの放課後子ども教室に対して弥富市はどのような考えを持ってこれから進めようとしているのか、市長の答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

私ども、子供さんに対する子育て支援、あるいは今後の学校教育等においては、次の世代の弥富を担っていただける子供、生徒だという形で思っております。そういった意味におきましては、愛知県の方向性と私ども市の方向性は全く同じでございます。今後とも子育て支援、あるいはさまざまな児童・生徒に対する環境整備は努力してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今、市長の方から努力したいというお言葉をいただきまして、さらに具体的に、めどとして平成何年ごろから実施する方向性を持っているのか、お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

さまざまな環境整備といいましても、それぞれの状況等も判断していかなきゃならない、あるいは財政的な状況というものをかんがみていかなきゃいけないということでございますので、今ここで、どういう項目について何年までに実行するかということはお答えできないというふうに思っております。いずれにいたしましても、改善努力していくということで御理解を賜りたいということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 少なくとも、少子化対策について弥富市も最大限の努力をしていただいて、子供がよい環境面の中で育つ地域づくり、市づくりに努力をしていただきたいと思い

ます。

次に、2点目の質問をさせていただきます。弥富市の公共下水道計画、日光川下流7号幹線の工事予定についてお伺いをいたします。

弥富市が発行しています「公共下水道のあらまし」に記載されていますように、下水道の果たす役割は大変大きく、家庭や工場からの排水が処理されずに直接川や海に流れ込むことがなくなるために、水が汚れたり、悪臭を放ったりすることがなくなり、川や海が大変きれいになり、魚などのさまざまな生物が住みやすい環境を取り戻し、水路や側溝のヘドロによる嫌なにおいもなくなり、まちの中を清潔で美しい快適な生活環境に変えるとあります。

そこで、市長にお尋ねします。市長の施政方針の中で、下水道の整備について平成22年の第1期供用開始を目標に事業認可区域を整備中であるが、今後も事業認可区域の拡大など、さらなる整備の推進を図ってまいります、このように述べられておりますが、この日光川下流7号幹線の工事予定を私は9月議会でも御質問させていただきましたけど、時期は今のところ明確でないという答弁を開発部長の方からいただいておりますけど、再度、この日光川下流7号幹線の工事を早急に実施していただきたいという地域の要望等々ありますので、お答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 山本議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

流域下水道の整備計画のめどはどうだということだと思いますが、先回もお答えをさせていただきましたように、今回の1期工事につきましては、おおむね全体の事業計画の3分の1を一つの第1期工事の区域とさせていただきます、市街化区域、市街化調整区域等、進めさせていただいておりますが、御当地の整備計画につきましては、日光川下流の下水道7号幹線というのが佐古木地内に該当する幹線でございますが、1期工事の現在の状況の中で、次に7号幹線がいつごろ整備されるか、そしてそれに伴う市の枝管の事業がいつごろ進むかというお尋ねでございますが、先回も申し上げましたように、1期工事の今の状況の中で次の工事の完成ということは現段階では非常に発言がしにくい状況にあるわけでございます。しかし、先ほど御指摘のように、現在農業集落が稼働しておるわけでございますが、弥富市全体を通して、あらゆる下水道が整備されているところとされていないところの年代的な差が大きくなればなるほど市民の皆さん方に対する不平等を生ずるわけでございますので、御指摘のように少しでも早く全地域が整備されるように今後努力をさせていただきますようお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今、副市長の方から7号幹線の期日については残念ながら明確にできない状況だという御報告をいただきました。

私は、9月議会で佐古木地区の排水路の実態について申し上げました。その中で副市長から答弁をいただきまして、市街化区域での農業との共存という排水路の取り扱いはなかなか難しい問題であり、よろしくお願ひしたいと、こんな答弁がなされました。市長からも今後の検討材料にさせていただきたいというふうにいただいております。365日、この用排水路に家庭、工場の汚水を流していることは事実であります。弥富市は排水路と認めているからこそ、その地区から出された要望に対し、用排水路のヘドロの除去に取り組んでいただいていると私は理解をしております。今の時期は田んぼに水を入れられない関係から、水路の水位は大変低くなっています。この低くなった状況の中でヘドロの除去に高額のお金をかけていただいて、市の方から水路の美化について御協力をいただいているところであります。しかし、市江川、宝川が、今の時期でも時々上流で雨が降ったり増水したりなんかしますと、ややもすると用排水路に川の水が逆流することが起きることも多々あるように聞いています。そういったときには当然水門の扉を閉めて、ポンプによって排水の水を川の方に送り出すということでもありますから、家庭の排水を排水機を使って川の方に流すという意味で365日使用している排水路等々含まれるこの排水機の扉が老朽化し、修理が必要になってきています。今回も同区員の方が業者4社ほどにそれぞれ見積もりをお願いして、一番安いところに工事をお願いするようなことも聞いております。こういった地域は大変苦慮していることがありますので、ぜひ一度これらの取り扱いについて、9月議会でもお伺いしましたけど、再度、こういった市民が使っている排水機について一定の援助をいただきたいというふうに考えていますので、御答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほど、御当地の用水・排水というものが兼用になっているということでございます。御当地は、御承知のように市街化区域という中で農用地が約4万3,000平米ほどあるわけでございます。昔ふうで言いますと4町3反と申しますが、それほど佐古木地区に農地があるわけでございます。そういった農地の稲作ということで考えてみますと、どうしても水の必要な季節と雨が降りやすい季節が季節的に重なるわけでございます。稲作にはやはり水が必要でございます。そういったことから、排水路をとめて用水がわりに使用していらっしゃる。そうであれば当然水位は高くなるわけございまして、そういった中で大雨が降るということになりまして、予測のもとに水門を上げたりということ御苦労いただいておりますが、水門を上げて対処ができない段階においては水中ポンプ等を整備されておまして、そういった中で市民生活に雨に対する悪影響のないようにということ調整されておるわけでございます。

この問題の、非常に樋門が老朽化していて、大変な状況にあるということございまして、先回も申し上げさせていただいたように、なかなか市街化区域での農地としての保管事業と

というのが難しいわけございまして、そういった中で共存していらっしゃるという状況でございますので、いろんな面を今後も検討させていただいて、お互いに地元の方といろいろ行政とが連絡を取り合っただけで対応していかなくちゃならないとは思いますが、現段階において先回申し上げましたとおりでございます。非常に厳しい状況でございます。今後、いろいろ協議して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今、副市長の方からなかなか納得しがたい答弁でありますけど、ともあれ、ここには間違いなく弥富市民が生活をしておりまして、排水を流している事実がある以上、やはり行政として一定程度のことはしなくちゃいけないというふうに私は思っていますので、これからも努力を重ねていただいて、ここに住む住民が安心して安全に暮らせるためにも、なお一層の御努力と内容のあるこれからの答弁をお願いし、私の発言を終わります。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に栗田和昌議員、お願ひいたします。

11番（栗田和昌君） 11番 栗田です。

私は通告に従い2点を質問します。

1点目として、南部港湾の現在と今後の動向を大筋で教えてください。川崎重工のボーイング787など港湾の現状を市民に知ってもらいたく、私も知っておきたいので、市長、答弁を求めます。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 栗田議員にお答え申し上げます。名古屋港臨海工業地帯の整備状況はどうなっているかということでございます。

名古屋港の果たす役割ということ、また港湾設備の充実ということにつきましては、弥富市の21世紀のまちづくりのことを考える上においては最重要課題の一つだろうというふうに思っております。御質問の港湾の埋め立てにつきましては、貯木場の埋立計画、約10.2ヘクタールが示されております。今後とも港湾地域や背後地における土地の有効活用ということを図っていかなくちゃいかんという意味での名古屋港の中核的な港として、私ども弥富市がその一翼を担えるような形で努めてまいらなくちゃいかんと思っております。愛知県企業用地の27ヘクタールをイケアさんにお使いいただくということは、もう既に議員も御承知のとおりでございます。今、その1期計画が着実に進行しているわけでございます。その建設工事は平成20年の8月には物流施設が完成し、そして9月には操業が開始の見込みでございます。また、2期及び3期の工事につきましても、日本全国に展開する予定の店舗との関連に伴いまして着手する予定というふうに聞いております。また、イケアさ

ん関連の雇用につきましては、第1期操業にかかわる社員採用の予定が約100名と聞いております。職種についても、倉庫内管理業務、国内輸送業務、品質検査業務、あるいは施設・機械のメンテナンス業務と多岐にわたっておりますけれども、募集人員という形の中で社員確保が難しい予測もありますので、私どもとしては企業の進出を支援し、市民の就業の場の確保という意味からおきまして、この1月の広報におきまして求人情報を発していきたいとも思っております。また、イケアさんは全国の出店ということに対して、中部・東海地区におきましても店舗用地を積極的に探してみえるということも私としては直接本部長の方から聞き及んでおるわけでございます。できる限りの情報を収集するとともに、私どもとしてお手伝いをしたいという意向もでございます。

続きまして、名古屋港のコンテナ取り扱いについてお話を申し上げます。

御承知のように、名古屋港は今、日本一の貿易港となってまいりました。日中貿易を初め韓国貿易という形で、非常にその数字が増加傾向にございます。毎年、前年比107%前後で今後も推移するということが計画として出されておるわけでございます。現在私どもとしては、現行の第2バースの取扱いは限界に達しているという状況の中で、国会議員を初めとする議員あるいは各種団体への陳情、あるいは名古屋港利用促進協議会を初めとするあらゆる場を通じまして第3バースの要望をしているところでございます。今現在、第1バース、第2バースの荷物のコンテナの取扱いは84万トンに達しておるわけでございます。私どもとしては、その税収といたしましてとん税というのが入ることは皆様も御承知のとおりでございます。今20円というとん税をいただいております。単純に計算していただきますと、1億6,000万強のとん税が入ってくるわけでございます。それにしても、まだ海の方で待機している船等がございますので、さらに回転を上げていくということが重要だろうというふうに思っております。現在のコンテナ取扱数は、名古屋港といたしましては日本では3番目の位置づけでございますが、バースを整備していただくということは、その自主財源の確保という意味からしても大変必要なことだろうというふうに思っております。そういった中で、名古屋港に関する計画の策定、あるいは計画の変更及び名古屋港利用促進に対する事項につきましては、各種審議会、あるいは検討委員会というところに私どもも参加し、積極的に提言を申し上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

そういった中において、港湾地域の背後地における土地利用ということになってくるわけでございますが、これは弥富市の今後10年の総合計画、あるいは都市計画マスタープランという形の中に織り込んで計画を考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 栗田議員。

11番（栗田和昌君） 市長の話を聞きまして、ますます湾岸地区のこれからの発展が夢のように見えてくるわけです。中部圏が発展できるために、ここ弥富湾岸のコンテナ事業、そ

して名古屋港が日本のど真ん中産業発信地になれるよう、また世界が認める中部・愛知、その中心に位置する名古屋市都市計画構想は、弥富市民の知恵の結集により、多くの意見の集約によれば大きな発展になるのではないかと思います。その一つとして、私は今住んでいる弥富トレーニングセンターの位置をちょっと説明させていただきます。

弥富インターをおりてすぐのところですが、イケアの工場ができるちょうど反対側になります。弥富インターすぐ北、トレーニングセンター西端に位置する場所です。東西に約500メートル、林の中に200から250メートルの空き地が現在あります。長年、手が入らず、もう数年草が生えている状態です。私は、いつもここを見て情けなく、また何もしないのもったいなく感じております。何とかこの場所を利用できないか。特に来年には東名高速と東名阪がつながります。ますます湾岸弥富が近くなります。そんな状況の中、湾岸をおりてすぐの位置に15ヘクタールの土地が現在遊んでおります。私は陳情書を19日に読みました。この中の4にある、まちづくりビジョンに見合った市独自の都市計画策定を要望するという項目です。この中に、弥富インター西にこの位置を利用してもらえないか、ビジョンの中に組み込んでもらえないかということを考えました。市長はこれを利用する計画を持ってもらえますでしょうか、それとも期待ができるでしょうか、ちょっとお話をお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 栗田議員にお答え申し上げます。

トレーニングセンターの件でございますが、私ども弥富市は、以前からこのトレーニングセンターの方から拠出金といたしまして税収を1億ほど授かっている時代もございました。現在では、いろんな項目の中において6,000万ほどの拠出金をいただいております。そういった中で、トレーニングセンターがますます御活躍いただくということが大前提だというふうには思っておりますが、土地の有効活用というお話でございますが、あそこの管理者というのは、たしか愛知県の競馬組合だと思います。そういった中で、トレセンに対する基本的な考えをお聞きしないことには、私どもとしてはどういう形で跡地利用を進めていくかということとはなかなか協議しづらいわけがございます。そんな中で、愛知県の競馬組合の基本的な大前提となるお考え方をお聞きしたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 栗田議員。

11番（栗田和昌君） 名古屋競馬場は、3年計画をもって黒字が出たときには競馬継続と、試験期間という形で3年間過ぎてきました。そして、11月にやっと新聞の発表により継続が決まりました。継続が決まったということは、これから競馬場振興にプラスになるような私案が作成されます。現在はまだそこまで入っておりませんが、弥富市があそこの場所に期待を持っていただけたならば、何か大きなプランの中にあそこの活用を何とかしてもらえる

んじゃないかと私は信じております。何とか商工会、また皆さんの協力を得て、あそこにかやらなければいけないという競馬場への訴えと熱意を送ってほしいんです。あその場所は絶対何とかなる場所だと私は信じております。湾岸へおりてすぐの場所、何とか刈谷、また長島に負けないほどの皆さん方の集まる楽しい施設をあそこにつくりたい、それが私の希望であり、そのためにこれからも頑張りたいと自分では思っております。しかしながら、名古屋競馬場の取り組みは実に遅いです、正直言って。そのために、あの競馬場が今ああいう状態になったと私は常々思っております。そのためにもあそこの活用を何とかして、弥富市の商工会にこれからあそこを目玉にしてもらって伸びていくことを願ひまして、次の質問に入らせてもらいます。

第2点として、桜小学校について質問いたします。

教育は、市の発展、人間形成に欠くことはできません。桜小学校のマンモス化解消と今後の対策について、議会での議論、市民説明会で説明がされてきましたが、特に11月13日は市民約400名が出席し、市民への説明、意見の集約が行われてきました。平島地区の皆さんは、新しい学校建設を望む声が多く、人々の意見があったと思います。大原議員もこのことについては発言していましたが、私からはそのことを市長にお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 栗田議員の質問にお答えいたします。

桜小学校の児童数は1,000名を超え、過大規模校となっております。現在、児童の一斉下校時の状況を見ますと、全児童が校庭に出るまでに20分から25分ほどかかっております。これは、先生の下校指導により低学年から順番に下校しているからでございます。また、緊急時には放送が流れたら静かに指示を聞き行動するように、毎年数回、避難訓練を実施しております。しかし子供たちには、緊急時になると先生が幾ら冷静に対応しても混乱することが考えられると思います。1,000名が昇降口に殺到することも考えられ、校庭に出る時間も長くかかり、危険な状況になることも考えられます。そのためにも、早くマンモス化を解消する必要があります。

桜小学校を分離し、第2桜の御意見もありますが、開校するまでには第2桜の建設を決定し、財政状況等の見通しもありますが、国の建築設計にのせてから最短でも3年、ですから平成24年開校。国の建築計画にのれない場合は1年延びるわけですが、平成25年、4年はかかるということでございます。したがって、十四山西部小学校区への通学区の変更も早急な解決になると考えられます。したがって、十四山西部小学校区の方の環境整備等についてもあわせて考えていかなきゃならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 栗田議員。

11番(栗田和昌君) 私も大原先生と同じような気持ちで、できることなら早くつくってもらいたいと思っております。ただ、今の話を聞きますと日にちがかかるということです。その間、桜小学校のマンモス化がどういう状況になってしまうのかということで、ちょっとそここのところの取り組みについてお答えいただきたいと思えます。

議長(宇佐美 肇君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 先ほどの栗田議員の御質問に対してと、私ども教育部次長が答弁したことについて、私の方から一部訂正をさせていただきたいというふうに思えますので、よろしく願い申し上げます。

今、学校整備検討協議会、並びに地元説明会等でこの問題についていろんな形で御意見を承っているところでございます。そして、今保護者に対してもアンケート調査の中でこの問題に対することを整備している状況でございますけれども、基本的な考えといたしましては、平島地区の東の方に西部小学校へ移っていただくという学区編成という形が1点でございます。もう一つの案は、平島地区周辺という形における第2桜小学校の建設でございます。この二つの案で保護者の方、あるいは地元説明会という中でやってまいっておりますので、今、次長の方が途中経過云々という形において答弁いたしましたけれども、訂正をさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、桜小学校のマンモス化の問題については、早く子供たちの環境整備をしていかなきゃいかんという前提の中で今後も努力してまいりますので、よろしく願いいたします。そして、最終的には12月定例会の最終日に皆さんの方に私ども行政としての方向性をしっかりと御報告申し上げていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長(宇佐美 肇君) 栗田議員。

11番(栗田和昌君) きょうの大原議員の答弁にもありましたように、21日のアンケート集計を見ないと私たち議員も先に進めないという感じもしますが、住民の声として、仮に転校という形になった場合に、児童の親の方から、学校をかわるなら学校に行きたくないと言われている人が私の耳に入ってきております。そういった児童の心のケアを十分していただくことを私は要望しておきます。とにかく子供の安全が第一ですので、そのことを忘れないようにこれから審議していただきたいと思えます。よろしく願いします。終わります。

議長(宇佐美 肇君) 市長。

市長(服部彰文君) 御要望でございますが、今栗田議員の発言の中で「仮に」とか、そういうような御発言がございましたけれど、桜小学校のマンモス化の解消問題については、「仮」というような前提で事を進めていないということをお伝えしたいと思えますので、答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(宇佐美 肇君) 次に小坂井実議員、お願いいたします。

3番（小坂井 実君） 3番 小坂井でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番に、弥富市の福祉行政についてと掲げておきましたが、昨日、共産党の三宮議員と安井光子議員が細部にわたりきめ細かな質問をされましたので、私は上滑りになるかもしれませんが、少しだけ質問をさせていただきます。

1番に、福祉の内容、範囲の説明は行き届いているのかということでお伺いをいたします。

福祉の恩恵を受けるために市民が納める健康保険税、介護保険税、あるいは市民税などの減額・減免・免除の規則が大変ややこしく込み入っていて難しい。高齢者、母子家庭、障害者など生活弱者に対する懇切丁寧な説明資料こそが真の福祉ではないかと思われませんが、弥富市アピールのためにも、住民福祉の誇れるところを市民に示すことにより、おのずと劣る部分も見えてくるような気がいたします。そんな冊子などを発行するお考えはありませんか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 小坂井議員の御質問に国民健康保険の関係からお答えさせていただきます。

国民健康保険税の減免制度につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、非常に複雑な制度でございます。直接的な表現で減免制度を周知しているわけではございません。新たに国民健康保険に加入された方や、または修正申告等によって税額の変更が生じた方、あるいは資格の移動により税額が変更された方というような方々に対して、「国民健康保険税の通知書について」というお知らせの中で、国民健康保険税の納付にお困りの方について納付の相談を受けていただきますように周知しております。また、本年度については、20年4月からの医療保険制度の変更があるために、2月から3月ぐらいに新しい制度の周知のためのパンフレットを配布する予定をしております。それから、窓口の負担減免制度も10月から行わせていただいておりますが、市内すべての医療機関に要綱を配布させていただいており、医療機関の窓口においてそういう相談がありますれば、保険年金課の方に連絡していただき、対応していこうと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 結局は市民からの申し出、あるいは要望があつてからの対応であると思われしますので、例えば市当局の方で年々刻々と変わる高齢者の状況などを把握するためにも、先日、福寿会を通じて独居老人、あるいは寝たきりの老人のお問い合わせがあつたと聞いております。それも大変結構でございますが、市当局といたしましても、そういうところをしっかりと把握するようにひとつよろしくお伺いをいたします。

それでは、次に移ります。

授産所の今後及び取り組みについて伺います。

今議会におきまして、議案第59号において「弥富市乳幼児等医療費支給条例」というのを「弥富市子ども医療費支給条例」に改めようとのこと、十四山村のときは「福祉授産所」ではなく「福祉作業所」と言っていました、「授乳所」と間違ふような名称があまり気に入りませんが、平成23年をめどに民営化になると聞いていますが、間違いありませんか。また、昨年4月に施行された障害者自立支援法に対する現在と民営化後の取り扱いについてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

福祉授産所につきましては、遅くとも平成23年4月からは新体系の施設に移行することとなっており、弥富市福祉授産所につきましては、現在の定員19名を11名ふやして30名とし、一般の企業等で就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援B型というタイプの施設、十四山福祉授産所につきましては、障害の程度が重い方が多く通所されており、就労継続支援B型の要件をクリアすることが困難なこともあり、定員を10名といたしまして、創作的活動、または生産活動の機会の提供や社会との交流を行う地域活動支援センターというタイプの施設に体制が整い次第、移行させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 定員30名という、どなたかのきのうの質問でありましたので、十四山を含めて30人と思っておりましたが、十四山は含まずに30名ということは今伺いましたので、今後3年間、佐織養護学校の卒業生はふえると聞いておりましたので、これで少しは安心をいたしました。

そして、十四山授産所は作業所が狭く、食堂は大変広うございます。そして、弥富授産所は食堂が狭く、作業所はかなり広いと。あまりうまくいきませんが、それはどのように対応していかれるか、お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

弥富市福祉授産所につきましては、ただいま御指摘のとおり大変広いところで作業させていただいております、定員を11名ふやさせていただいても十分対応は可能と思っております。また、十四山福祉授産所につきましては、現在作業室が大変手狭になっておりまして、食堂を一部作業のときに使用していることもあります。今後とも施設の有効活用につきましては指導員とともに協議をいたしまして、通所生の方に不便をおかけしませんように努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 授産所というのは、知的障害のある18歳以上の軽作業ならできる人たちが入所しているわけですが、送り迎えが必要でありまして、家族のだれかは正社員として働くことができず、不規則なパート勤め程度しかできない。そんな中で、送迎バスの運行計画等がありませんかという声が出ております。また、現在入所中の方の年齢は、上が三十五、六歳だったと思いますが、その方たちが年をとると同時に親も年をとり、不安が増すわけでございます。また、まだ授産所すら入れない重度障害の人もあるわけでございます。県営弥富寮のような利用の拡大を考えていただけませんか。私の娘は十四山の授産所でお世話になっております。大変感謝をいたしております。この場で質問をさせていただくのも最後になるかもしれませんので、一人の親としてお尋ねをいたします。市長として、人の親としてお答えをいただくと大変助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

私どもといたしましては、さまざまな福祉政策、あるいは子育てという形についてさせていただいております。しかし、こういう問題はこれでいいということは私も思っておりません。そういった中で、さまざまな福祉政策についても、現状からどういう形の中で改善をしていくかということについては今後も考えていきたいと思っております。まさに福祉の基本でございます自助・共助・公助という形に立って、それぞれの問題について考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） それでは、2番目の質問をさせていただきます。自主防災立ち上げについて質問します。

市長が危機感を持って、市民との会合があるたびに自主防災の設立をお願いされてみえますが、迫り来る東海地震、南海地震、ましてや二つ同時に起きることすらあり得ると。そのときの公設消防及び消防団のとるべき行動についてお尋ねをいたします。

地震発生に伴い火災が何カ所も起きたとき、住宅密集箇所の大規模火災、また人命救助などで人員を割かれ、1軒のみで延焼の可能性の低い火災には消防団すら駆けつけない。消防署と消防団の間の取り決め、統率はとれていると思いますが、それは事実でございますか、わかる範囲で結構でございます。よろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 小坂井議員の御質問でございますけれども、消防団の対応といたしましては、当然消防署との連携は必須でありまして、大規模災害等については当然連携のもと運営されるものと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） そのような危機がいつ来るかもわからないということで、ただ市当局への自治会からの申し出を待つのではなく、積極的に自治会の方へ出向いていただき、不安をあおるわけではないが、自主防災立ち上げについて説明に行かれる気はないですかと質問をしようと思っておりましたが、きのう、どなたかの質問で行かれるということをお聞きいたしましたので、その点は安心をいたしました。そして、区長、区長補助員さんたちが毎年かわられる、その冒頭をお願いをしてありますというお話でございましたが、本当を言ったら、1年間過ぎれば次の人に申し送るということではなく、最初からことし1年でやろうという危機感を持って皆さんで取り組むべき事柄であると考えましたのでそう申し上げましたが、非常によかったと思います。ぜひ出向いていただいて、危機感をあおることではないですが、本当にそのような事態が来るということを申し上げて、十分に御努力をお願いいたします。

その中で、弥富市には五之三に断層があるということを知っております。そして、十四山には防災の貯水槽をつくっていただき大変ありがたいと思っておりますが、十四山の場合は旧十四山の住民が3日間使用できる水量があると伺っております。しかし、弥富市外の、あるいは栄南、桜、はっきりわかりませんが、その辺も3日間の貯水量があるかどうかを御質問いたします。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 現在、十四山地区を含めまして6地区、40トン級の耐震性貯水槽を設置しております、1日当たり4,400名で3日分ということで1万3,200人、そのぐらいの対応はできるということでございます。ただ、市長も言っておりますとおり、人口の多い弥生学区とか桜学区については今後さらに1基設置していくということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 十四山だけが3日間というのはちょっと心苦しいものですから、お尋ねをいたしました。東海、南海、東南海地震が一緒に来たような場合には、20近くの都府県が被害をこうむるということになりますので、せめて3日ぐらいの飲料水の確保はどうしても必要ではないかと思いました。

それから、五之三断層というのがございますが、その点はいかがでしょうか。その対応というのはございますでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げますけれども、私も五之三断層がどういう形で走っているかということについてはほとんど知識がございません。しかし、木曾川水系の中でそういう断層があるということは聞き及んでおりますので、そういった中での関連性があ

る断層ではないかというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） さきの質問で、密集地の、あるいは延焼中の隣の家へ燃え移りそうなどころを消すのであって、1軒のみの、よそへ移らないような火はほうっておかれるんですかというところをひとつお答えいただけますでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 優先順位というのはいろいろあるかと思えますけれども、ただ火元が当然中心になりますけれども、類焼とか、その程度によりまして1軒省略したり、そういうことはあるかと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 地元消防団があっても、情勢によってはほうっておかれると。大規模な火災の方へ駆けつけなければいけない。その状況になってみないとはっきりはわからないかもわかりませんが、そういう事態が起こり得ることが迫っておるということで、市当局の方も改めて各自治体を回っていただきまして、自主防災の立ち上げということにひとつ御尽力いただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） ここで休憩をいたします。11時20分に会議を開きますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議に入ります。

次に三浦義美議員、お願いします。

14番（三浦義美君） 議長の許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

まず、弥富市は東南海地震地域に指定されていますが、国交省のシミュレーションによりますと、木曽川左岸、特に旧立田村付近で決壊すると、洪水時には3メートルから4メートル、地震ですと2.7メートルぐらい水が浸水します。そのときに、避難所で5メートルぐらい水が入っても大丈夫なのは弥富市で何か所あるのか、お聞かせ願います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

5メートルという高さになりますと非常に限られた場所しかないというふうに思っております。多くの地域がゼロメートル、あるいはマイナスというような状況でございますので、パーセンテージにするとごくわずかなパーセンテージだろうと思っております。大変申しわ

けございません。具体的な数字が申し入れ上げられなくてお許しをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三浦義美議員。

14番（三浦義美君） 今の市長の答弁ですと何ヵ所もないという話ですけど、10月に各学区でタウンミーティングが行われました。その席で、市長は各学区に防災公園をと提案されました。防災公園の規模の基準はどこから来ておるのか。また、面積、規模の内容とか高さとか、そういった国、もしくは県のマニュアルがあると思いますけど、それをちょっとお聞かせ願います。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 大規模な広域的な防災公園等になりますと大体1ヘクタール以上ということで、これは主に火災上の、関東大震災を受けて公園とかそういうところが指定されると思うんですけども、基準は大体1ヘクタールとっております。

あと、それぞれの一時避難所とかにつきましては、各市町村の実情に応じて人口規模とかそういうものによって決められてきますので、うちの避難所につきましては、水がつかないよというところで鉄筋コンクリート造とか堅固なもので2階建て以上ということで避難所を決めております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） 今のお答えですと1ヘクタールと言われましたが、例えば人口密集地域、いろんな形がありますけど、水害の場合どのくらいの人がそこに入れるのか。緊急避難して、一時的ではありますが、ある程度の人数を教えてください。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 一時避難的なことでいけば1平米当たり1人という計算になりますけれども、時間が長引いてきた場合は当然2平米、3平米とか、それぞれ必要になってくると思います。

議長（宇佐美 肇君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） 今、1平米当たり1人と言われましたけど、大体1ヘクタールですと1万人。それはちょっと無理だと思いますけど、例えば弥富市で新しい総合計画の中で防災公園をつくるとか、きちっとした予算づけをするのか、そのところを一度聞かせていただきたい。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

基本的な考え方は今述べるまでもないわけですが、私も、議員おっしゃるとおり、タウンミーティングの中で各コミュニティに1ヵ所は、いわゆる防災公園というような形の中で皆様の安心・安全ということに対して設置をしていきたいというふうに思っておるわけ

でございます。そういった形の中ではさまざまな要件を考えていかなきゃいかんと思っております。一つは公共用地の利用計画が考えられないか、あるいは道路等のネットワーク、あるいは交通アクセスがどういう形でその場所と結びつけられるか。あるいは、先ほどからおっしゃっております人口の密度がどうなのかということを考えながら防災公園を決定していかなきゃいかんというふうに思っております。現在では、施工中の平島区画整理事業の中でお願いしておるわけでございますが、約1.4ヘクタールの公園予定地を平成21年度に防災公園ということも考えながら着手をしていきたいというふうに思っております。この計画におきましては、地域の方とよく相談しながら、先ほども言いましたように防災機能を兼ね備えた多目的な公園ということを考えていきたいと思っております。

それから、それぞれコミュニティの段階では6地区あるわけでございますが、私としては、やはり条件が悪いところから着手すべきだろうと思っております。今後、そういった計画の中には用地の選定、あるいは取得ということが一番大きな問題になってまいらると思っておりますので、各議員におかれましては側面からの御協力をお願いする次第でございます。今後は6地区において早く整備をしていきたいという基本的な考え方を持っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三浦義美議員。

14番（三浦義美君） 各地区の学区に一つという話ですけど、私の住んでいる白鳥地区は、公共施設というと中学校、小学校、コミュニティセンターが確かにあります。ただ、人口の密集地域、例えば佐古木地区は本当に低い所ですが、また人口密集地でございますので、皆さん強く要望されて、これは本当に住民の願いです。行くに行けない、遠くばかりですので、もっと近くという形で白鳥地区に一つ早くつくってほしいという要望でございます。

第2点目としまして、弥富町時代の昭和48年に都市計画街路と発表されたとき以来35年経過しましたが、いまだ本当に進展しない状態です。弥富都市総合計画、通称白鳥線はどうなっていますか、ちょっとお答え願います。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 街路の話でございますけれども、通称白鳥線と言っている路線につきましては、ちょうど佐古木神社がございます。その西側の道路と。要するに、水路がございますけれども極めて狭いということで、それが都市計画決定された白鳥線でございます。これにつきましては、地域の事情により、夏場はちょっと水を張られるという事情で水位が高いということで、その水路を維持・管理する上にも地権者とか地域の協力がどうしても必要だということでございます。ですので、この路線につきましても拡幅ということでございますけれども、その白鳥線をつなぐ弥富名古屋線の計画がございますけれども、子宝愛西線までは一応計画されておるんですが、それ以南につきましては、楽平の土地改良とともにや

るという計画でございます。その土地改良もまだちょっとめどが立っておらない状況でございますので、白鳥線につきましては、今後やるというのはちょっと長いスパンで見てくださいというところでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三浦義美議員。

14番（三浦義美君） 今の話ですと楽平の土地改良の関係からと言われましたけど、現時点で農業排水路であって生活排水路であります。また道路がありますけど、本当に幅が狭く、車もいっぱい状態です。佐古木地区はどっちにしたって市街化区域ですので、今の排水路をボックス化して、環境美化のために生活道路として、本当に皆さんが使えるようなきれいな水路として、また防災面で緊急車両なんかが入ってきます。また、そういう面でもう早くやってほしいという皆さんの要望でございますので、そのようにお話しさせていただきます。

もう一つ、同じ道路でございますけど、弥生通線も一緒です。服部市長が市長選のときにポプラの方で演説されたときに、地元の住民から、本当にポプラの方は何にもやっていない。境の方も本当に道路が狭く、道路はありますけど路肩が崩れてしまって、本当に人も歩ける状態じゃないし、自転車に乗れば田んぼの中へ落ちていく。自転車ばかりじゃない、自動車もよく落ちます。そのところで都市計画路線といっても先の長い話ですので、本当に人が安心して通れる歩道帯の設置ということで、ちょっと何とかできないでしょうかということで市長に答弁願います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

確かに道路整備というのは、私どもの弥富市の総合計画の上においても、今後のまちづくりにおいても大変重要な問題であるということは十分認識をしております。しかしながら、平成17年度の行財政改革のときに、そのときの町長さんである方が行財政改革を進めなきゃいかんと、道路の整備であるとか、あるいは管理費という形の中で相当額の削減をされております。そういったようなことが私どもとしては財政力が回復したことになるわけでございますが、そういったことで少し道路の整備がおくれたかなあという考え方を私は持っております。今後は皆様の負託にこたえるよう、あるいは地域の安心・安全にこたえられるように道路計画を策定してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） ありがとうございます。

服部市長のお答えで道路作成を早くするというので、皆さん喜ばれると思います。

次に移ります。

では、続きまして名古屋弥富線、通称八田線ですけど、進捗状況をちょっとお願いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 名古屋弥富線の御質問でございますけれども、これは海部土地会館から県道子宝愛西線までの400メートル区間、現在は用地を90%取得しております。これにつきましては、交差点改良等、公安委員会やJR等の関係機関と協議しながら進めておるといってございます。早期完成に向けて県の方へ働きかけたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三浦義美議員。

14番（三浦義美君） 通称名古屋八田線ですけど、本当に白鳥学区と目と鼻の先にあります。川を越えると、緊急車両、普通の車でもそうですけど、1分で到達します。西の方から入ってくると踏切が2本あります、中学校のところと県道のところに。それだと大体3分から4分かかります。国道1号線ですと、電車の関係でやっぱり3分から4分かかります。地元の佐古木、白鳥、楽平の地区は、八田線を県道まででいいですので早くつくってほしいと。これは本当に地元住民の願いです。これはだれが見ても目と鼻の先にありますので、もうこれを早くつくってほしいという要望でございますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に伊藤正信議員、お願いします。

10番（伊藤正信君） 10番 伊藤でございます。

私は、通告に従いまして4点ほど質問いたします。

最初に、市街化区域と農業地区の用排水の問題であります。

先ほど来、市長、さらには議員の皆さんから、弥富市の農業と都市化の問題のバランスについて、用排水の問題は住環境整備と、さらには市街化問題で大きな課題となっております。そんな状況で、私は市街化区域における今日的な問題点について一つは質問したいと思っています。

市街化では、それぞれ住環境、耐震問題などが私どものまちとして大切な問題です。特に中六なんかは、常に市街化の中では水路に水がたまっています。そのために、水路の側面に居住する建物が、地盤が軟弱化して、耐震にさらに危険度を増しているという状況なんです。先日も大原議員から駅前整備などについての質問もありました。私どもも、今まで副市長が答弁されているように、全力投球されていると、その対策をされているということを知っていますけれども、この問題と同時に国道の拡幅、4車線ということが、数年来いろんな形で市民と議会と行政が水路の確保という一つの課題を投げかけてきたと思っています。私は、とりわけそんな状況の中にある一つは中六地域、さらには五明地域で東名阪の下、あそこは

すり鉢状況の地形をとっています。市街化をされていく状況の中で住宅がますますふえて、例えば地面がコンクリート化されていくという状況の中で一気に大雨などが降ると、このすり鉢の中へ水が入ってくる。そのために、一つは先ほど来、山本議員の質問に答弁ありましたが、農業の用排水と雑排水の用排水をかねているという状況。だから、水門をあければその水の対策はできると言われています。しかし、そのこと自身の問題だけではなくて、やはり地域の環境が変わることによって、東名阪が通ったことによって、さらには地形の舗装だとか拡幅によってそういう状況が生まれてきている。佐古木の龍頭の付近もそうでしょうし、それぞれそんな状況にあります。その中で、一つは市街化におけるところの雑排水に対する今後の対策と同時に、下水道の完備が早期に望まれます。ですから、それぞれの推進状況について今後どうされるのか、お答えを願いたいと思います。まず第1点目です。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、市街化区域の排水路につきましては、生活雑排水が貯留し、悪臭が一部地域で発生しておるとい現状でございます。こういうところにつきましては、緊急的な状況といたしまして、排水路のヘドロしゅんせつなどで対応しております。先ほども言われましたように、公共下水道につきましても、我々としても全力投球で整備するよう努力させていただきたいということでございます。また、雨水対策に対しては、農業関連の施設がございます。そういうところにつきましては、大雨時、要するに集中豪雨のときなどに対応がおくることがないように、関係者との連絡をとり、対処してまいりたいということでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 答弁いただいたわけですが、これは失礼な言い方だけど、通常の答弁だと思っています。なぜかといいますと、こういう課題は少なくとももう何年来も議論されてきているわけですね。私は、あえて強く要望だけをしておきます。この問題について、このようなことが議会で議論があったこと、市民の生活圏をどのような形で行政の中で守っていくのかという視点に立つことを十分配慮していただきたいと思っています。特に大雨が降ると、合併浄化槽もそれぞれもう機能を果たしません。これは大変な問題ですから、きょう言ってきた解決できない問題だと思っています。ですから、それぞれそのことを含んで、早く下水道についても都市下水についても、そういう箇所の問題を十分配慮しながら対応されるということをお願い申し上げておきます。

次に、農業地区の排水路の問題であります。

弥富市は農業が重要な産業基盤だということを行政も市民も感じています。そのような状況の中で、農業の環境の変化はここ数年著しいものがあるわけです。地域で環境、水保全を

しようという中で政府も直接払いだと言われていました。しかしながら、その状況の中で特に農業排水路が今、除堤の破壊といいますか、崩壊といいますか、農業機械の大型化によって崩される。さらには、用水路の整備の仕方によって水路機能が違っていく。そういう中で環境、水を守らなければならないということは、それぞれの土地改良区の中において、さく板が3枚のところと2枚のところがあるわけです。大雨が降りますと、2枚のところは除堤を切って水が水路へ流入していくと。このことは普通考えられますね。機械化によって、水を張らなければ田んぼが直せない。その勢いでもって除堤を崩していくと、こういうことなんです。

それで、この問題について、さく板整備は今後どのように考えられるのか、どういう対策をされるのかということが一つ。

もう一つは、床張りをされるわけですね、農業水路の。農業水路の床張りは水を早くはかせるためのものであるという位置づけが一つだろうと思っています。しかし、水は浸透しながら循環型の水の保全管理をしているわけですね。地盤沈下地帯における水は、水がその地盤を維持している。そして、さらには循環型の水をどうしていくかというのが、緑と水と木と土の課題なんですね。とりわけ底張りをすることについてどんな研究がされているのか。弥富市として、農業基盤と同時に底張りの施策はどのような方向で今後進むのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 伊藤議員の方からお尋ねの、まず水路の除堤の問題等もございました。それから板さくの問題もございましたが、まず板さくの問題でございます。

水路について2枚のところもあり、3枚のところもあるということですが、従来は2枚でやっておりました。というのは、のり面のところというか、畦畔のところは土で覆われておったわけですが、そこまでの水での管理ということですが、通称これ、私どもの言っておるのは複断面でやっておったということですが、これについては、今現在は板さく3枚に切りかえまして、今まで土のところまで板さくでやるという対応をしております。

それから、もう1点は今の環境面、いろいろ各地区でお願いしておるわけですが、そうした中で底張りの問題、水路の下をコンクリで打っておるといった、環境面とそぐわんところもあるんじゃないかということだろうと思いますが、現実としまして、そういった指定排水路は農業面の中でいろいろな問題点もありますが、今現在の手法として私どもが行っておるのは、防災上と申しますか、農業面での被害防除の面から少しでも迅速に対応をするということで底張りを行っておる状態でございます。そういったようなことで、除堤等の機械の大

型化といったもので崩れているということが指摘をされたわけですが、私どもとしましては、先ほど言いましたような板さく3枚のものに今後については切りかえていきたいというふう
に思っておりますので、ひとつ御理解がいただきたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） ありがとうございます。側面については3枚に今後順次切りかえ
ていくということでございます。

ただ、底張りの問題については環境面とそぐわない面もあるとか、いろんな形で御答弁あ
ったんですが、弥富市として水とのかかわり合いについてももう少し研究していただくことが
望ましいと私自身は思っていますので、今後の課題としてこの問題について取り組んでいた
だきたいということをお願いして、この2点については終わります。

続いて、私の質問事項であります備品管理の問題について質問いたします。

いわゆる管理の中には備品と消耗品は大きな連帯を持っています。各所における備品とい
うと、いろんなものがあると思います。机、いす、そしてさらにはスポーツ、文化、それぞ
れ諸設備の中にあるものが備品なんですね。10月から市長の計らいによりまして使用料が安
くなりました。市民は感謝をしてみえるのはそのとおりだと思うし、利用者は喜ばれている。
しかしながら、もう一つ大切なことは、それを利用する備品なんです。備品が導入されてそ
のまま、例えばカラオケの例をとりますと、私は歌が下手ですので、そういうところに興
味あって興味ないんですけども、CDとか8トラとか、そういう関係のものが備品なのか
消耗品なのかわからないんです。当初、カラオケを利用するときについていたものは、平成
3年に備えたよと。今年、19年になるよと。同じものなんですよ。例えば、それが壊れた
からひとつ修理をお願いしたいがと言うと、あるところでは、ここの施設はそんなもん備わ
っておらんで、次の施設へどこか行ってちょうと。これは行政として言えることではないと
思うんですね。やはり備品であるとする耐用年数が決まってくるよ。だから、市の方と
しても、それぞれそういう状況で市民の皆さんに親切にこたえていただきたい。このこと
が大切ではないのかと。健康福祉増進のためにいろんな諸設備があるが、入れたままで、それ
が最後どうなっていくのかと。備品台帳に残っておるのか残っていないのか。消耗品は消耗
品、当初から消耗品なんですよ。備品はあくまで備品なんですよ。こういう状況で管理をす
る。管理について、そういう点はあったのかなかったのか。あったと思いますが、備品に対
する考え方。そして、特に今私が申し上げましたそういう設備について、点検をされるのか
されないのか。多分されるとおっしゃるでしょうが、この点について質問します。

議長（宇佐美 肇君） ここで1時30分まで休憩いたします。再開してから答弁させます。
よろしく願いいたします。

~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1 時30分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） 質問にお答えします。

各社会教育施設等のカラオケ機械の備品管理につきましては台帳で管理をしていますが、施設利用者の皆様に有効かつ有意義に利用していただくよう努力しております。CD等の購入につきましては、今年度の予算状況を見まして早い時期に購入していきたいと考えております。カラオケの機械においては、現在通信カラオケがかなり普及しておりますので、今後はそのような機械の整備を考えております。なお、カラオケ機械等の故障や修理に関しましては迅速に対応するよう心がけております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） ただいまの答弁は全く的確だと思いますけれども、今日まで15年も18年も放置されてきて、ここでの確な御回答をいただいたというふうに判断せざるを得ないと思っています。備品というのは、それぞれの施設に備わった、そして市民の憩いの場所と同時に、喜びを与えていただく問題だと思っていますから、それぞれ今後の管理については、少なくとも機械が故障したら、これは耐用年数が何年ありますと。これは随時どういう形で補充をしていますと。皆さん方が御利用いただくには、その状況の中で御理解を賜るという手順をきちっとしていただきたい。今お答えいただいたことについてはそのとおりやっていたとということと同時に、私が申し上げましたことをしっかりと受けとめてほしいと思います。

もう一つ、備品と問題点がよく似ているわけですけど、きのう佐藤議員がおっしゃいました用排水の問題の中に三十何年間モーターが放置されたと。これは備品の耐用年数と同時に資産管理の問題にかかわってくるんじゃないかと。大体私どもが聞いてきたことは、農業用排水のモーターなどは20年で国と県から補助金が出て、それを交換していただいて、この地域の水なり安全が確保されている。私が聞いたことが間違っておれば訂正いただいて結構ですけれども、そういうように市におけるところの幾つかの設備、施設、備品を、弥富市の場合は少なくとも国の会計監査、指導に基づいた資産管理運用がされていると思うんですね。ですから、そのことが本当に今どんな状況下にあるのか。今の地方財政は苦しい。苦しいから、その対応を延ばすことも一つの施策かもしれん。しかし、命と暮らしを守る最大の課題については、少なくとも決められた枠の中で資産管理、運用管理をやっていただきたいと思いますが、私が今質問いたしましたモーターの管理について御回答いただけたらありが

たいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） ただいまの御質問は、排水機場における機器の管理面でのことだと思えます。

ポンプ場、いわゆる排水機場の管理につきましては各土地改良区の方がやっておるわけですが、事業中のものにつきましては管理委託という格好で運用がなされております。御承知のように、排水機場の耐用年数につきましては、上屋とか中の機械設備、電気設備等々あるわけがございます。そうした中で、ポンプ等の耐用年数につきましては20年というふうにお聞きをしております。これは法定耐用年数等々の兼ね合いからだと思いますが、建物については鉄筋コンクリートのもので50年、電気設備についてはおおむね10年というようなことがございます。これにつきましては、日々の利用の状況、または管理、メンテナンスによりまして少しでも延命を図るといような努力もなされておるのが事実でございます。そうした中で、特に耐用年数が過ぎるといようなこともございますが、こういったものについては逐次事業の中で整備を図っていきたいというふうにしておるわけでございます。ひとつ御理解が賜りたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 20年ということは明白になりました。

それで、特に今お答えいただいた管理権と通常の業務指示権の部分が少し私は納得がいかない。それはなぜかといいますと、管理権、国の税金など使ってそれぞれ土地改良は、はっきり言って市の中の機関であります。だから、これは執行権と管理権とが一体と考えていいのではないのかと。私がいつも質問をいたしますと、何か私も皮肉を言うようですけども、特別会計みたいに、行政執行権、管理権は委託をしておるから委託場所だと、こういう話じゃないと思うんです。やっぱり市があって、市の中にそれぞれの基本的な管轄が行政区の中にあるというように私は理解をし、ここで質問をいたしておるわけですけども、今も少し土地改良区の責任のように聞こえる。そのことについては、質問するよりも、今後そういう部分において、国の会計検査院、あわせて特別会計とのかかわり合い等がございますし、市の行政執行権とのかかわりがありますので、もう少しそれぞれ私ども議会がそのような方々に質問をしなくてもいいような、さらに執行としての執行権をきちっとしていただきたい。このことを強く申し上げておきます。

続いて私の質問は、道路管理について御質問をいたします。

昨日浅井議員に答弁された、弥富市は延長550キロ、3.5メートル未満は189キロという道路、その中で道路の管理については管理台帳で掌握をしているというお話がありました。まず、お伺いします。救急車を呼んだときに何分以内で要請があったところへ到着すれば救急態勢

をかなえることができるか、防災安全課長お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 資料的にもございませんし、確認はしておりませんので、この場ではちょっとお答えできません。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 私が質問を申し上げたのは、道路という物流、生活、住環、それぞれを来す基盤は大切な問題です、命を守る。今までも新聞では35分。海部郡の中で35分で到達できるかできないのか、道路等諸設備は整っておるのかどうかということ。特に心臓などは40分を切ると命を落とすと言われていきますね、医療体制が。そういうことを考えたときに、道路の定義は、そこに住む人たちの重要な生命を守る財産だと思っています。ですから、防災安全課長に尋ねたのは、今3.5メートル未満の道路が189キロある、舗装道路がある、新設をしなければならない、拡幅をしなければならない道路がどうなっているのかということが質問になるわけですけれども、3人ほど質問は聞いておりますから、今日の市の実態は私もわかりました。しかし、このような問題を考えたときに、道路の定義と、行政内執行体制の土木課、開発課、民生課、防災安全課、総務課も含んだ横のつながりと縦の流れの組織体制に一つは課題があるのではないかということで、今の課長に対する質問は、今後横のつながりを強く持っていただきたいということを申し上げておきます。

さらに、道路という定義は、路肩から路肩までが私は道路だと思いますが、土木課長お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 土木課長。

土木課長（三輪眞土君） お答えさせていただきます。

道路につきましては、天端認定して、うちは管理しておりますけど、道路の管理につきましては、道路敷までが一応管理の区分だと認識しております。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） では、側溝についてお伺いします。

側溝は道路の中の設備であると思います。これは後で御回答いただきたいと思いますが、側溝について、住民の皆さん方から清掃管理について多くの要望があります。過日のタウンミーティングのときに清掃の補助のお願いがあったわけですね。そのときの御回答を見ますと、簡単に申し上げますと、危険な箇所は市がやります。それ以外のところは、自治会でできるところはやってくださいという話なんですね。この要望が出されたのはできるものについてですが、高齢化をした団体とか自治会が、もうここは私どもには少し手が回りかねない。そのためにお願いをしたいと。少なくとも汚泥処理費を、清掃の補助をお願いしたいと、こういう話なんです。そうしますと、道路の敷地の中における側溝は、施設管理権と管

理することは当然市の責任の範疇であると思います。ここで疫病が出たり、オーバーフローしたりしたとき、それぞれの状況をどうするのか。それは市民も今日まで協力をしてきました。しかし、危険な箇所だけでなく、高齢者等、少子化対策も含んで優しいまちづくりをするとするならば、1年で550キロをやってくださいというわけじゃありません。新設もありますから、汚泥に対して、例えばそれぞれの人は何度か協力をしますが、処理費はお願いしたいということです。

それで、環境課にお伺いします。例えば側溝における汚泥処理費は4トン車で幾らなのか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

環境課の方では業者による汚泥処理をやっておりませんので、把握いたしておりません。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） そこが問題なんですよね。私が調査をしましたところ、4トン車で汚泥処理費は11万ほどかかるんですよ。市が雑排水を流すことも許可をし、用排水の肩がわりをすることも認めてきた。それぞれ歴史的な市の行政の運用はあったと思います。しかし、冒頭申し上げましたような環境下にあって、さらには今、都市下水を早期に完成を望むところにあって、例えば環境課が答弁されたのは、清掃費の補助に予定はございませんという話。まさに何の策もないんじゃないのかと。約1キロ側溝掃除をすると、少なくとも11万何がしの金が要るわけです。だから、すべてのところでなく、例えば今までも汚泥が堆積をしたら何センチぐらいのところは許可をして、危険な箇所は市が負担をし、それぞれ対応されてきた。ここ数年来、この汚泥処理費は環境問題と同時に大変な費用がかかっているわけですよ。ですから、管理は土木課、そして汚泥の処理は環境課ですね。一体これをどうしていただけるのか、御回答いただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 土木課長。

土木課長（三輪眞士君） お答えさせていただきます。

水路もありますけれど、側溝のしゅんせつに関しましては、うちが地元から申請をいただきまして、それに基づいて現地精査いたしまして、流れの悪いところとかをピックアップいたしまして、年度計画で行っている事情でありますけれど、あと地区に環境美化で御協力願うところにつきましては、管理者が市全体でこれから汚泥処理をどのようにしていくかというのを検討させていただく方向で調整しておりますので、御理解をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 調整をされるという答弁であります。調整でなく、それぞれ今後の予算化をして、そこをすべてという議論を私はしているわけではないんですよ。私ども市

民が歩んできた筋は、できるところは協力をし、危険なところとはということも一つは申し上げてきていますし、例えば大掃除など指定をしてやってくる場合もあるわけですね。汚泥処理について1軒が7,000円から1万円かかっているんですよ、本当に。福祉も大切です。しかし、住環境整備がそういう状況の中で生活を維持していくということは7,000円から1万円かかる、1軒当たりが。少し計算してみますと、42軒で費用は14万ほど、人件費、機械借り上げ。ただ、本当の汚泥処理だけで11万何がしなんです。このことはやっぱりきちっと受けとめてほしいと思うんです。税金もそうですけれども、どういう使い方をしていくか。ですから再度、調整をするというよりも、今ある考え方も御回答される部分で、先ほど申しましたできるものについてはやっていたかという考え方と、補助の考えについてもう少し、市長どうですか、お答えいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

いわゆる生活環境整備に対する経費負担というようなことになるのではないかと思いますけれども、私どもとしては、やはり生活環境というものも住民にとって非常に大事なことであろうと思っております。特に側溝等の清掃につきましては、縦横の関係じゃございませんけれど、一度よく検討しながら、次の段階で新しい方向が探れるかというようなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 先ほどの質問につけ加えて申し上げておきますと、市民の皆さんは協力をすることは惜しまないと。しかしながら、施設における汚泥の処理費が本当にこれだけかかる。特に言えることは、水は高いところから低いところへ流れると。たまるところは流したところじゃないんですよ。側溝の完成度は今や80%近くになってきておるわけですね。そういう充実した設備と同時に、それぞれ今起きてきている問題点なんですから、そこはそれなりに、今市長がお答えいただいたように早急に対応していただきたいことを申し添えたいと思います。

さらに、道路の管理について毎年10月ごろに土木事務の申請事業がありますね。この申請事務について、舗装や拡幅ですけれども、毎年同じように新しい区長さん、新しい区長補助の皆さん方が申請されます。私は、少なくとも今日の管理の仕方からして、出ていないところ、新たに発生をするところ、新たに要望されるところについて、土木事務の申請事務についてももう少し検討していただいて、来年以降、きちとしたそれぞれの考え方を示していただけないかどうか、開発部長、質問いたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 毎年、今の時期でございますけれども、区長さん方に道路の拡幅

とか側溝ということで申請していただいております。この申請箇所につきましては、計画等を明確にし、年度内に施工できるものにつきましては施工させていただきまして、施工できないものにつきましては区長さん方にできないと意思表示させていただいて、申請していただいたものにつきましては重複しないように、1回申請していただければそれを次年度に生かすという方法でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） ただいま御回答いただいたのは私の思いと同じなんですけれども、現実にはそうはいいませんので、ひとつ御答弁いただいたように今後の対応の仕方をお願いして、さらによい道路づくり、まちづくりをお願いしていききたいと思います。

続きまして4点目であります。

市長にお尋ねをするわけですが、市長も1月に当選されまして今日まで約11ヵ月たつて、私どものこの議会、さらには市民との信頼関係については、自信と確信をもって深められているとは思っていますが、市長、簡単に総括をしてお話しただけならありがたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

総括するには余りにもまだ短い期間ではないかというふうに思っておるわけでございますが、2月に就任をさせていただきまして、早いもので10ヵ月経過いたしました。その間、多くの市民の皆様と直接お話をさせていただき、さまざまな御意見、あるいは要望をお聞きし、大変うれしくも思うと同時に、責任の重大さというものを改めて認識しているところでございます。また、この10ヵ月間常に思うことは、常に問題提起がある、あるいは問題が発生するというので、時には想定外というようなこともございまして、そういった連続の日々でございまして。こうしたことから、いろんな問題が私の方に届くということは、職員から正しく情報が伝わっていると認識しております。それと同時に、おかげさまで自分自身も元気で行動させていただいていると思っております。そんな毎日の日々ではないかというふうに思っております。また、さまざまなことを判断していかなきゃいかんことがあるわけでございますが、人間は一人で判断すると間違った判断をする場合もありますので、私としては幹部会等の合議制の中で判断、決議してまいりたいと思っております。しかしながら、まれにはスピードを持って判断しなければならないというような状況もございまして、そういったときには私自身が判断をして、行政に滞りがないような形でしていきたいというふうに思っております。今後におきましても、市民の目線、あるいは市民の皆様の御意見を伺いながら正しく情報を公開し、努力を重ねてまいりたいと思っております。議員の皆様

様におかれましても、よろしく御指導をお願いする次第でございます。

どう変わったかということにつきましては、私自身お話しすべきことではないというふう
に思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） どうもありがとうございました。

私が、この11ヵ月間をなぜ御質問申し上げたかということ、これは私だけの判断になるかもし
れませんが、私は一議員として市長に申し上げたいと。

失礼ですけれど、本当にいろんな形でもってよく勉強されて、行政運営に当たられている。
しかし、私ども議会で議論をするときに、私たちが一つの課題について議論をした経過、例
えば昨日もありましたが、行政評価にどう取り組むかということに、地方分権の中に出され
ている国の課題、地方の課題など私どもが議論をしていないことを御回答いただいております
ことが時にあるわけです。議会は行政と信頼関係を持って進んでいるわけですから、少なくと
もまだきっちりした審議のされていないことだけはお答えをいただかない方がいいんじゃない
のか。課題別に審議をしていただきたいということ、こんなことを私はこの場で申し上げ
たかったというよりも、市長の今日までの10ヵ月間に対して期待とこれからの要望を申し上
げて、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 続いて、渡邊昶議員。

9番（渡邊 昶君） 渡邊でございます。

議長の許しをいただきましたので、私は本日3点の問題についてお尋ねをいたします。

その前に皆様方に、私は本年の2月からきょうまで10ヵ月、私自身の健康を害したために
本当に皆様に心配をかけ、迷惑をかけてきました。今でも療養は続けておりますが、痛みが
あることによって、痛みをとめる療養をしながら続けていますが、このように立ってお話が
できるようにもなりました。2月から12月、私どもの任期は12月のこの場で最後になるわけ
でございますが、一生懸命皆さんと一緒に市民のために勉強しながら前向きに考えていきたく
いと思っております。大変御迷惑をおかけいたしました。

それでは、本日の本題である私がお世話になろうとしておる議題についてお話をさせてい
ただき、市長の考えをいただきたいということと、市長には絶大なる御協力がいただけたと
いうふうに関心から思うわけでございます。

最初の1点は、本当に市民からの切なるお願いで質問を出させていただきました。それと
いうのは、私ども十四山の一番東に亀ヶ地と善太橋というバス停がございます。これは三交
バスでございます。現在、この2ヵ所の停留所は使うことができません。市民は大変困って
おるということです。一日も早くできることなら復活して、使えるようお願いしたいとい
う切なる思いでございます。

この地域は、市の中でも一番東にございます。そして、昔は弥富町操出、飛島村、旧十四山、そして蟹江と結ばれた地域で、私どものこの東の地域は近鉄蟹江圏という生活圏にございます。十四山は、地域、経済圏、いろんなものは三つに分かれます。弥富にお世話になる弥富圏、佐古木でお世話になる真ん中の佐古木圏、そして飛島、操出、鍋田等が通ずる蟹江圏という三つに分かれる地域でございます。今では9月より市長の配慮によって福祉バスの巡回経路、並びに時間、本数等もふやしていただいて、市民は本当によかったと言って喜んでおります。だが、この近鉄蟹江駅につながる蟹江圏で通勤、そして通学、日常生活の足として利用しておるバス路線でございます。バスは現実に毎日通っております。だが、この二つの駅にはとまりません。そのために、市民は20分、30分歩いて蟹江町のバス停を利用しておるとい現状がでございます。バスは通っています。だから、ぜひ御検討願いたいということでございます。

参考ですが、このバス全体の停留所の数は従来は19ございました。これが二つ減ったことによって17になっております。その内訳は、蟹江町で6カ所、飛島で10カ所、今十四山では1カ所です。3カ所あって1カ所消えたんじゃないんです。3カ所あって2カ所消えて1カ所であるということです。

それから、三交バスの存続について、当時十四山、飛島、弥富、蟹江の南部4町村で三交と協議したときも、従来は非常に利用者が多かったと。だから自活できた。だが、利用者が生活環境、道路環境等の変化によって減ってきたと。だから、経営損失が多くなり、少しずつ補てんがお願いしたいというお話がでございます。そのときに、旧弥富町のときは参加しないという結論になって、操出がなくなったわけです。その分、飛島は負担を多くしてでもいいから数がふやしたいということで、独自努力によって10カ所になりました。私どもの方は、3カ所あったのが2カ所減って1カ所になったわけです。いろんなことがございます。私も、むちゃな無理は申しませんが、ぜひ市長におかれましては、今すぐここでやってやるよという答えがいただけるなら最高ですが、いろんな事情があることは私はわかっておりますので、将来に向けてでも結構ですから、実現可能な検討がお願いしたいということで、市長のお考えをまず最初にお聞かせいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

バス停の復活という御質問でございますが、この件につきましては、昨年の9月議会におきまして安井議員の方にお答えをしておりますとおりでございます。三重交通より平成17年度2月14日付で路線バス廃止についてのお願い文書が提出され、旧十四山村においては苦渋の選択をされ、平成17年4月1日より路線バスに対する補助金の支出廃止を決定したところでございます。いわば解決済みの問題と言わざるを得ないわけでございます。再度復活と

というようなことになりますと、さまざまな問題が発生してくるということでございますので、まずは御理解をいただきたいというふうに思います。

現行の飛島蟹江線は、飛島村が運行委託するものでありまして、運行経路上、弥富市内を通過せざるを得ないというものでございます。飛島村の許可や、あるいは自前負担のバス停等もありますので御理解をお願いいたします。そちらの地区の方におきましては、現在、巡回福祉バスという中での停留所を設けております。そういった形の中で、現在の両バス停におきましては、福祉バスの停留所を御利用いただければと思います。なお、将来的にはさまざまな問題がこれから行政区間の中であろうと思います。こういったことも過去の既成の事実として正しく認識し、またそういうような状況のときには生かしていけるようになるように、いろいろと検討の材料にはさせていただきますけれども、現状としては、なかなか復活というのは難しいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 渡邊昶議員。

9番（渡邊 昶君） 今、市長からお考え等をいただきました。私は、17年からこの問題がいろいろと検討されてきたということをお聞きしてわからんわけではございません。だけど、人間これから生きていく上においても、絶対だめだという言葉はまずないということと、できないことはいつからやるかと。難しければ時間をかけよと、いろいろな言葉がございます。私がやらなんだからだれがやるというぐらいの考えも持つこともできると思います。

そういうことはやめて、この問題を以前に安井議員が質問されたということも今わかってなんですが、一つだけおもしろい話ですが、上流にある蟹江町の議員の方とお話したときの話がございまして。これは聞き流してください。蟹江町の方とお話したときに、昔から蟹江駅を利用される方々が、奥の方から来ていただくんだと。バスを使って来られますと。町自身の活性化は、まず人が集まることから始まります。皆さんにまちとして利便性を与えるのは、まちの仕事である。もし十四山さんの2ヵ所が復活できることによって利用者がふえるということは、三交さんについても経常利益損失の多少なりとも前向きな明かりが見える状況になろうかとは思いますが、だが、今市長は、今後も検討をするときもあると。そうあってほしいと私はこの場をお願いをしておきます。きょうは今の答弁で結構です。だが、でき得る限り市民の切実なる心を酌み取って、前向きに夢を持って迎えるような考えを持っていただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

続いて伺います。

この後の2件は、これをやってくださいとか、こうしなさいという質問ではございません。道路の関係の質問も今まで各議員から出ました。それから管理の問題だとか、いろんな問題が出ました。私が市長にお尋ねするのはそういう問題ではございません。

まず最初に、まちづくりの一番基本になるのは道路だと思えます。家で例えるなら柱。柱

には小黒も大黒もございますが、道路においても、ハードな、上位の機関にお世話になって
つくる国道、県道、そして私どもの市道、いろいろございます。それで、これからもっと多
様化に対応し、市の発展のためにもどうしても考えていかなければならないのは、一番もと
は道路だと思います。だから、先ほど同僚の伊藤議員が聞いておらんことは答えるなよとい
うようなこともありました。そうじゃなく、私がボールを投げますので、大きい器ですが、
部分に絞って市長にはボールを投げるつもりでございますので、それについて思い切った枠
組み、考えの組み立てをお示し願えれば最高かと思えます。

そこで、まちづくりの基本である道路建設構想についてということで問題を上げました。
道路の問題は将来のまちづくりの基本になる、間違いございません。最も重要な課題である
と私は思います。道路計画の成否は、将来の生活環境や産業構造に大きくかかわる重要な問
題だと私は思います。市長は、この問題、将来の長期にわたって理想とか構想とかビジョン
をどのようにお考えになってみえるか、お尋ねします。これがまず1問です。

そして、まちの将来の発展の基本となるのは間違いなく道路であり、加えるとするならば
インフラの整備である。これらは非常にプロジェクトも大きくなり、多大な予算を必要とし
ます。財源の確保が大変です。そのためには、10年、20年と先を見た先見性が必要です。難
しいこと、だから時間が必要です。時間をかけてでも今から検討していくことが大切である
と私は思います。

そこで、最初のちょっとしたボールでございますが、私は市長のお話を聞く前に絶対考え
ていただきたい2点がございます。それは、私ども旧十四山村と弥富町が合併したことによ
り、新しい市ができました。そこで、両地域がいかに早く融合し、一体化するかということが
大切です。それには、まず道路を整備することが大切である。1本で結構です。基本にな
るものが通じる。今までは弥富町、十四山の真ん中にボーダーがございました。それによ
って、部分の市道等の計画がなされております。上位部の県道、国道については流通性がござ
いますので通っており、全部これは東西線ばかりで、縦は今は1本しかございません。だ
が、我々の海の部分には、これから西部臨海工業地帯が限りなく発展をしていくすばらしい
ものがございます。今現在ある湾岸道、23号、名四、国道1号線、名阪道は全部横の線でご
ざいます。京都の町は十文字だということも言われておりますが、縦で結ばれる線が少のう
ございます。十四山名古屋線、並びに縦につながる国道155号の南進、これは市の予算を必要
とする事業ではございません。だからこそ、上位にしっかりとした理念を持って結ばれる幹
線として、早期に完成に向けて努力をしていっていただきたいと考えるわけでございます。
隣の飛島村は横ばかりであったが、縦がなかった。302号が一気にできることによって緩和さ
れ、なおかつ立体化することによってクロソイドになったということを目の前で見えておりま
す。私どもの南部との兼ね合いは、中央道は間違いなく南まで通じております。もう1本、

この155号の早期実現をかなえるならもっともって利便性はふえるということと、将来に向かっては非常に明るい好材料になるうかと思しますので、あえてこの二つを加えて市長の思いと見解をお聞かせ願いたいと思います。市長、お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

まちづくりの基本である道路建設構想ということでございますが、この構想につきましては、私は渡邊議員と同じ考え方をするものでございます。そういう中におきまして、平成20年度から平成30年度まで、たびたび申し上げておりますけれども、弥富市総合計画の中における主要課題として道路の基盤整備ということをして上げておるわけでございます。先ほども渡邊議員おっしゃいましたけれども、私ども弥富市の道路のネットワークといたしましては、いわゆる主要幹線道路といたしまして国道1号線、そして国道23号線が東西に走り、あるいは市の南部におきましては伊勢湾岸自動車道、そして北部におきましては東名阪自動車道という、いわば非常に高機能自動車道があるわけでございます。しかしながら、これらの主要幹線道路を南北に結ぶ幹線道路、先ほどおっしゃいました国道155号線、名古屋第3環状線、市道である中央幹線道が整備されておらず、道路ネットワークの整備不足ということによります交通渋滞等、地域住民の日常生活に大きな支障を来しておるというのが現状でございます。こういった中におきまして、私も9月、10月とタウンミーティングの中で申し上げてきております、道路整備をしていこうと。そして、東西に走る基幹道路に対するアクセス、ネットワークという形の中で早く整備をしていかなきゃいかんという思いでいっぱいでございます。

また、十四山地区との均衡ある発展という中で、名古屋十四山線の整備のお話をされましたけれども、これは全くそのとおりでございます、今現在進めております十四山地区における公共施設の有効活用といった形の委員会におきましても、この問題は提起されておるわけでございます。そういった中で、これは十四山地区の公共施設のみならず、旧弥富町の公共施設も互いに有効活用していくということが、私は道路の整備にも起因するだろうというふうに思っておりますので、こちらの方も急いで整備をしていきたいと思っております。

したがって、こういったことに対しては県、または国に対して要望してまいらなきゃなりません。国土交通省の中期計画の策定に当たっての意見として、弥富市の地域活性化や物流のための交通拠点をつなぐ幹線道路整備及び市町村合併の効果を支援するための地域の基幹道路整備、あるいは老朽化した橋梁の計画的なかけかえなどの道路管理の充実、このような3点を中心に道路特定財源の確保をしていただくよう要望しておるところでございます。今後の道路政策や道路の整備につきましても、総合計画、都市計画マスタープランの策定に反映し、国・県に強く働きかけ、市の発展に貢献していきたいと思っておりますので、議員

の方の御努力も一緒をお願いを申し上げたいところでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 渡邊昶議員。

9番（渡邊 昶君） ただいま、市長が本当に前向きな思い切った考えをお持ちであるということがよくわかりました。

これは飛んだ話になりますが、道路実施に向けてやろうとする、これはソフト面です。これは大切な問題です。私が見た感じで、これは失礼な言い方になるかも知れませんが、弥富町の温度と十四山が対応している温度と多少開きがあるように私は見受けております。その問題はまたちょっと別にして、道路実施に向けて私は方法は四つあると思います。まず一つはハードな事業、上位機関で行う国道等の国の事業、それから県にお願いし実施する県営事業、それから私ども弥富市が県等の協力により補助をいただいて行う補助事業、それから一番細部の、市民のいわゆる日常生活道路の改良、補修、道路建設など市道の市単独事業。方法はこの四つで、市民に対して与えるのは、この四つに境界を引いて説明するというのではなく、市民の受益は皆平等です。どれでやっても一緒なんです。あえて言えば、国営、県営、一部補助事業については、市が予算書に予算化することによって実施する事業ではございません。だが、受ける受益は市民です。そこで、市執行部において一番大切なことは、国がやるからいい、県がやるからいいという考えは一切捨てて、私ども旧十四山のときは、今ここに所長がおりますが、本当に貧乏な村であったがために、国や県に補助事業等のお願いをして、極力補助にかけて道路改善、道路改良をやってきました。買収、物件移転等も、市民の立場に立って我々は交渉をし、契約書をもらったら間違いなく県に渡す。そして、一日も早く県にやっていただくという仕事をしてきたつもりでございます。

当市においても、非常にハードな事業を間違いなく一日も早く進めるためには、皆さん方が力を合わせることによって、関係者はもう市民全員になるわけですので、早くできるか否かは市民との信頼・信用関係のほか何ものもございませんので、だから市長がテレビでいうプロデューサー的な考えを持って、政策責任者の考えを持って姿勢を示していただいて、市長にかわり、職員が一生懸命動けるような体制をつくっていくということが一番大切だと私は思います。その考えについては市長はいかがですか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

道路の種類におきまして、いわゆる国道であったり県道であったり、あるいは市道という区分けがあるわけでございますが、市民の目線では道路という形の上においては変わらないということでございます。全くそのとおりだと思います。しかしながら、行政区間の役割の分担ということにつきましてははっきりしたものがございまして、先ほども答弁をさせてい

ただいたように、国・県にかかわる道路につきましては、やはり陳情をお願いしてまいらなければなりません。今現在は、道路特定財源がいろいろと不足しているような状況でございます。そういった中で、今後も国道・県道につきましては陳情申し上げていきたいというふうに思っております。また、私どもの市道という形においては、市の財政状況、あるいは自主財源の状況に応じて考えていかなきゃいかん。先ほども言いましたように、少し道路整備がおくれているというような状況もございますので、今後はこの道路整備に対して一生懸命努力してまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 渡辺昶議員。

9番（渡辺 昶君） ただいまは市長から中身あるお答えを聞き、本当にありがとうございました。まちの将来を見据えた先見性を持って道路計画を考えて、市民の皆さんの意見を聞いて、そして市当局におかれましても優先順位はございます。だから、意見を一生懸命聞いていただき、そして順位を考えて今後も進めていただきたいというふうに思います。この問題については本当にありがとうございました。

続きまして3問目でございます。

弥富市の将来は、どのような基幹産業が張りつくことによって、まちにどのような姿を創造するかということは大切だと思います。そこで、弥富市の将来の基幹産業はということで、ちょっと広く窓口があいておりますが、中心となるものはどのようなものだろうというふうに考えていただければ結構かと思えます。そこで、現在の市の基幹産業といえば、鍋田地区、旧十四山地区の市街化調整区域、それから弥富市内の市街化区域と分かれておりますが、今まではほとんど農業と点在する商工業ということで、農業と商工業だということになっておると思えます。これは今では非常に厳しい現状にある業種で、市民は大変苦勞し、また各人が努力してみえることは言うに及びません。だからこそ、今から将来の産業構造がどのように変化していくか考えていく必要があると思えます。

そこで、私は少しボールを投げます。今後、この地域で最も有望な産業として考えられる産業はと申しますと、既に私たちの目の前にある航空機宇宙産業と、これに関連し、鉄にかかわる炭素化学繊維産業であると私は思います。このほかに流通だとかいろいろなものもございしますが、まずこの問題を取り上げてボールを投げておるわけでございます。航空機宇宙産業を中心にするためには、今からこれに関連する企業が進出できるように、まず第一に道路と、あえて言えばインフラの整備を進めると。そのためには国や県の力を必ず必要とします。彼らに当たるには大きな象にネズミが向かっていくようなものかもわかりませんが、だからこそ国や県の上位計画と整合性を考えて、上位計画に私どもの市の考えをもしも提供するときがあるならば、提供できるようにすると。私どもの限られた今の現状では専門的なことはわかりません。だから、もしも市長が必要とされて、できることなら協議機関を同時につく

ってでも、もしくは知恵をかりてでも結構です。そうしていくことが大切であると。研究機関ということになれば、専門のシンクタンクの力を必要とします。専門的で難しく、時間がかかります。だから、今から検討していくことが必要であると思いますがいかがでしょうか、市長のお考えを聞かせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

弥富市の将来の基幹産業はという御質問でございますが、新しい基幹産業もちろん大変重要なことではございますが、私といたしましては、木曾川、あるいは善太川の肥沃な土壌といった環境に恵まれた立地条件で基幹産業としてやってまいりました本市の農業ということもやはり非常に大事な問題であろうというふうに思うわけでございます。また、今まで地域の活力を支えてきた商工業等についても、今後も支援をしてみたいというふうに基本的には考えておるところでございます。しかし、地方の独自性であるとか、あるいは自主財源の確保が求められ、一方では産業構造が急速に変化をしております。このような状況の中で弥富市の将来をしっかりと見据え、どのようなまちづくりを目指し、産業の振興を図るかということは大変大事なことでございます。こういう観点からいたしましても、西部臨海工業地帯における企業誘致は大変重要な問題であることは、私どもとしては議員ともども共通の認識であると思っております。

また、弥富市は名古屋市に隣接し、鉄道三線であるとか伊勢湾岸道路を初めとする高規格道路路線が通る交通要衝でございます。名古屋市の背後地として中部国際空港にも隣接しております大変恵まれた地域でございます。将来、大変発展する可能性を秘めた地域であると認識しておるところでございます。そうした中におきまして、私たちといたしましては基幹産業をどう位置づけしていくんだということを県の方からも御指導していただいているところでございます。そうした中におきまして、弥富市の将来を展望する伊勢湾岸道路、あるいは弥富・鍋田ふ頭の港湾整備、あるいは中部国際空港セントレアの開港等が着実に進んでまいりました。そうした形の流通業務の拠点地域としても、これからは発展していくことと思われまます。

また現在、川崎重工においてボーイングの機体の一部が生産されておることは皆様も御承知のとおりでございます。このボーイング787という機体は、三菱重工、そして川崎重工、富士重工の3社で胴体部分の40%近くがつくられておるわけでございます。現在は、ボーイング社から既に700機の受注があるというふうにも聞いております。そうした中における川崎重工の工場の拡張計画が今進められておるところでございます。私どもといたしましても大変魅力のあることでございます。また、中部地方におけます過去の歴史的な条件を考えてみても、渡邊議員のおっしゃる航空宇宙産業の基盤というものは既に醸成されておりますし、

私ども弥富市がその地域の中心にある立地条件とも相まって、今後ますます発展していく産業であると私も確信しております。あわせて関連産業、特に鉄にかわる新素材ということが言われておるわけでございますが、こういう産業の進出もたくさん可能性としては考えられるだろうというふうに思っております。

現在、本市の楠、いわゆる第7貯木場の埋立地でございますが、この企業進出が既に14社決まっております。そのうちの2社が航空機の組み立て関連企業でございます。平成18年12月に設立していただきました株式会社エアロスペースシステムズ、これが1万平米の規模で航空機の組み立て企業としてございます。そしてもう一つは、平成19年5月に設立されました東明工業株式会社、これもやはり1万平米の規模で工場が稼働しております。こういったような工場は、いわゆる航空機産業に対する関連企業でございます。議員もおっしゃいましたように、地理的な優位性を生かして、ますます航空宇宙産業等の誘致をするにも、今からそのインフラ整備をしていかなきゃいかんということでございます。私どもとしても、さまざまな関係部署との協議の中でこのことをやっていきたいというふうに思っております。いろんな条件づくりをやっていかなきゃいかんわけでございますが、シンクタンクというところまでは今現状としては考えておりませんが、さまざまな関係機関とよく協議をいたしまして、また私どもの都市計画プランとして御指導もいただきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほど、お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 渡辺昶議員。

9番（渡邊 昶君） ただいまは市長から非常に幅広いお考えをお持ちであるということで、お話を聞きました。私も自分で思ったことを網羅しておったわけでございますが、間違いのない、私も思っておることと同じことでございます。そして、港湾の整備等を伴えば、また物流の拠点として、その産業も必ず膨らんでくるというふうにも思います。この問題は、今の弥富を根本的に変えていく非常に大きなものになります。市長は、この地域の将来性について非常に高い見識と先見性をもってこの地域の発展に努力をしていこうという姿勢をお持ちであり、なおかつわかりました。私たち議員も、この地域の発展と市民の幸せ、また市民に見せた夢が実現に向かうよう、最大の努力を必要とされるわけでございますので、皆さんと一緒に執行部に対し協力体制を整えて、弥富市のためにお互いに努力していこうではございませんか。本当に市長、ありがとうございました。よくわかりました。これで終わります。

議長（宇佐美 肇君） ここで2時50分まで休憩といたします。

~~~~~

午後2時40分 休憩

午後2時51分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

まず、杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 通告に従いまして3点質問いたします。

まず1点目は、消防の広域化についてであります。

9月議会の全員協議会でこのパンフレットをいただきまして、副市長から簡単な御説明がありました。副市長からは、広域化しても大きな変更があるわけではない。消防署の数が減るわけではないというようなお話がありました。広域化しても何も問題がないという趣旨でしたので、今回の質問は本当に問題がないのかといった立場から質問をいたします。

消防庁の広域化に対する基本指針では、平成20年度から広域化対象市町村による広域消防運営計画の策定、24年度末までに広域化の実現ということがうたわれております。県が示した枠組み案では、現在愛知県内に37ある消防本部が9に削減されると。海部郡の場合は、広域化の対象が海部南部消防組合、蟹江町、津島市、愛西市、海部東部消防組合の五つの消防本部が一つになると。人口は33万7,000人になるということです。このパンフレットにもありますように、キャッチフレーズとしては「強くなる地域の消防力」と書いてありますが、既に広域化を実施した地域では、広域化によってさまざまな問題、住民の中の不安というのも出ていと聞いておりますが、まず第1に、このパンフレットでは例えば 番で広域化によって住民サービスが向上するとうたわれております。消防活動に取りかかる体制を強化できると書いてあるわけでありましたが、例えばある地域で火災が発生した場合、119番通報を受けた消防本部がまず消火活動を行います。火災の規模が大きければ、周辺地域の消防本部に応援を要請しますが、出動にはおくれが生じてしまいます。しかし、消防本部が統合され、広い地域をカバーしていれば、最初の通報の段階から必要な規模の出動を早く行うことができますと書いてありますが、この問題ですけれども、本当に広域化して、ここにありますが、最初の通報から迅速な消防活動ができるのか。例えば、広域化によって、この地域ですと飛鳥、十四山、弥富の地域の地の利に詳しい消防職員がいない場合、他の地域で通報を受けて本当に迅速な初動態勢がとれるのかどうか心配されます。

また、二つ目には人員配置の効率化と充実がメリットと書いてありますが、このメリットの内容は、消防本部には災害現場で消防活動を実際に行う仕事のほかに、事務的な仕事や、119番通報を受けて指令をする仕事などがあります。広域化により複数の消防本部を統合すれば、これらの仕事が効率化されるため、事務職員や指令員であった職員を消防隊員として現場で活動させることができます。こういうメリットとして書かれておりますが、例えば既に広域化をしております衣浦東部広域消防は、広域化前は関係市町村の合計で412人いました消防職員が実際には402名に減っていると。10名も減っております。ですから、ここで言われておりますように、必ずしも広域化によって現場で活動する消防隊員を増強することができます

いないという事実もあるわけでありませう。

また、三つ目には消防体制の基盤の強化と書いてありますが、より高いレベルの設備を計画的に整備できます。組織の活性化や職員の能力の向上ができませんと書いてありますが、よく消防体制の基準を示す基準消防力というのが出ておりますが、この充足率がどれだけ満たされているのか。全国平均でいきますと約70%ぐらいと言われておりますけど、例えばこの海部南部消防の場合でも、設備の方は比較的そろっておるわけでありませうが、人員の方は合計で151名が必要であるにもかかわらず、現在の職員数は102名ということで、49人足りないというのが現状であります。こういう充足率の足りていない消防本部がたくさん集まっても、基本的に消防力が果たして向上するのかどうかという問題もあるわけであり、非常に問題であると考えます。この問題は今、国の方針として進められようとしているわけでありませうが、国側が言っておりますメリットというのが本当に期待できるのかどうか、このことについてこれからきちんと検証していく必要があると思うんですが、市としてどのようなお考えでやっていくおつもりでしょうか、御答弁お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

また、後ほど防災安全課長の方からも答弁をさせていただきます。

広域消防の考え方でございますが、これは今後5カ年の間に整備をしていくということでございますので、まださまざまなことが問題点という形ではなくて、協議をしていかなきゃならない段階でございます。そういった段階の中で、職員の数が減るとか、あるいは経費の負担はどうするとか、そういう基本的な問題がまだされておりませう。今後の課題という形で、先進市町村の例もありますけれども、我々としてはこれからの課題という中で消防の広域化を進めていくということでございます。基本的には行政コストの削減、あるいは事務効率の改善ということが当然求められると考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 杉浦議員にお答えいたします。

御存じのように、総務省、消防庁では災害の複雑多様化、広域化に対処するために、平成18年当初に国及び都道府県が市町村消防を補完するというところで、そういう仕組みづくりが必要だということで位置づけまして、消防組織法の改正を踏まえた市町村の消防の広域化に関する基本指針を告示しました。愛知県の方では、これに伴い、基本指針に明記されました広域化を推進する機関のスケジュールに従い、検討及び会議を開催しております。そして、ことしの9月6日に消防広域化枠組み案が提示されました。それによると、議員も言ってみえますけれども、20年度からは広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成が始まってまいります。広域対象市町村の組み合わせについては、30万人以上の人口規模が望ましいと

されておりまして、当地域では海部津島の枠組みが示されておりまして、30万人以上の根拠については、一般火災対応、それから予防体制、車両整備、大規模災害対応の観点からの検証によりまして、救急業務や救助活動の充実・強化、組織面での活性化等の効果が見込まれます。

先ほど杉浦議員がおっしゃいました衣浦東部広域連合というところにつきましては、平成6年9月に消防庁から出された消防広域化基本の策定指針及び平成9年3月に策定されました愛知県消防広域化基本計画に基づくものでありまして、広域化により特に人件費とか車両等の経費の削減が目的でありまして、今回の改正はあくまでも住民サービスの向上ということが主眼でありまして、根本的にはちょっと違うと思います。

御質問の消防職員の人数が減ったということでございますけれども、先ほどの衣浦の例でいきますと、人的削減を目的として広域化しておりますので当然のことでありまして、現行の示されている職員数については、減らずにそのまま現行の職員が維持されるというふうになります。

次に、設備とか人員の充足率が改善されないということですが、これにつきましても救急車とか消防車は現状のままの維持でございます。ただし、消防力の基準により算定されるはしご車とか特殊作業車というのは基準に基づいて減になりますけれども、その分、経費削減となります。また、総務部門とか通信部門の効率化によって満たされた人員につきましては、災害対応とか、救急とか、予防要因として専任化できますので、消防体制の充実・強化につながります。

広域化により、他の地の利を得た対応ができなくなるのではという御質問でございますけれども、これにつきましては高度な機器によりカバーできるため、その心配はないと思っております。既に桑名消防署では四日市と一本化して実施をしております。例えば救急車両や消防車にはGPSとかカーナビ搭載による対応によって、だれでも目的地に時間を短縮して到達できることになっておりますので、よろしく申し上げます。

いずれにしましても、先ほど市長の方から答弁があったように、現在は枠組み案が示された段階でありまして、今後は首長とか海部南部消防本部、それから関係部課長による会議等で協議されてきますので、こういうものを中心にいろいろな角度から調整・検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 先ほど伊藤議員が、救急車のことで何分で着くんだという話をされておりましたけれども、やはり市町村の消防というのは最終的には首長がその責任を負うということになっておりまして、伊藤議員が言われたように、道路が狭くて例えば消防車が入れないと。こんなことも消防の一つの非常に大きな問題点になるわけでありまして、広域化に

よって僕が一番心配するのは、本当に地域に密着した消防、先ほど大規模災害云々という話があったんですけれども、統合されることによって、その地域をよく知っている消防職員さんが本当にきちんとした働きができるのか、この辺が一番心配だと思っております。今市長のお話にもありましたように、24年をめでに計画をつくっていくということで、まだまだ先の話だというふうに聞いておるんですけど、実際にはもう来年度からこの計画をつくらなきゃいけない時期に来ておりますので、一つ確認しておきたいのは、広域化というのは国から言われてどうしてもやらなきゃいけないものなのか、それとも市町村が広域化する必要がないと考えればそこから抜けることができるのかどうか、それだけ確認したいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 広域化ができなくてもペナルティーはないというふうに思っています。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 消防の問題につきまして、現実はどういったことが問題になってくるのかということを中心にきちんと精査していただいて、本当にメリットがあるものであれば広域化していくのは必要であると思いますが、やはり心配されることの方が多いようであれば見合わせることも必要ではないかと考えております。

次に、二つ目の質問をいたします。航空機騒音についてであります。

航空機の騒音につきましては、6月議会、9月議会と質問いたしまして今回3回目なんですけれども、私も日本共産党の議員団、弥富市と飛島村、木曽岬町の議員3名と弥富市の有志の市民が2人、合計5名で10月19日に中部国際空港株式会社セントレアへ航空機騒音についての申し入れをしまいいりました。夏場の南向き運用の場合の騒音の実態を訴えるとともに、とりわけ大きな問題となっております夜間の運用についての改善を申し入れてまいりました。

まず第1は、現在23時となっている昼間の運用時間を可能な限り早く切り上げること。この問題は、一般市民の生活感覚として、夜9時、10時、11時までが昼間の時間帯だとは到底考えられないとして、私も議会で再三取り上げた問題であります。

二つ目は、この問題に関連しまして、夜11時以降着陸する航空機は、気象条件が悪天候である場合を除いては弥富の陸域上空を通らずに、伊勢湾上空を旋回して着陸すると決められております。しかし、ことし夏場の南向き運用が始まってから、複数回、住民からの指摘もあり、日時がはっきりしておりますだけでも6月17日の23時45分ごろ、9月21日の23時23分の2回、天候も良好で視界もはっきりしているにもかかわらず、伊勢湾上空を旋回して目視による着陸をすることなく、弥富の上空を通して誘導電波によって着陸したという事実が確認されております。これはいずれも深夜の便で大型の貨物ですが、9月21日は私自身も夜遅

くに飛んでおるなあと私の耳でも確認できました。

複数回と言いましたが、今確認している以外にも何度もこういったことが行われているということでもあります。国土交通省では、飛行場の運用に当たって、気象条件を「好天時」「やや悪天時」「悪天時」の三つに分類して実際の飛行機の離着陸の経路を決めておりますが、このうち「悪天時」、雲がかかって視界が悪い場合に限って弥富の上空を通過して着陸するとされております。当初は、国土交通省のホームページにも公開されておりますように、全体の運用の中で「やや悪天」は0.6%、「悪天」は0.6%の運用比率と見込まれておりましたが、実際には、昨年4月からことしの3月の1年間では、深夜時間帯の「やや悪天」「悪天」合わせて4.2%に上ると回答がされております。つまりは、当初予想されていたより南向き運用、夜間でも弥富の上空を通過して着陸する可能性はるかに高いということです。

今お話ししましたセントレアが認めております2回の場合には、セントレアからの回答では、「当日の天候は良好だった。6月17日については視界が20キロあって見通しがきいた。しかし、上空に雲が点在した。パイロットからの要求があって、弥富上空からの進入を許可した」とされております。このように、非常にわかりにくい基準で弥富の上空を通過ということが決められておるということで、大変問題があると思います。そして、さらに問題なのは、こういった問題に対して住民からの指摘、クレームがあった後は、この2回の場合よりもはるかに天候が悪かったときでも弥富の上空を通らずに、海上を旋回して着陸をしているということです。つまりは、文句を言えばもう飛ばさないというように言われても仕方ないと思います。個々の場合につきまして、セントレアの方でいろいろ理屈をつけて正当化していますが、きちんとした基準があって飛行経路を決定しているのか、パイロットの要求があれば飛行経路の変更を安易に認めてしまっているのか、住民からの文句が出れば飛ばないのか、大変疑問に感じております。飛行経路の変更の乱用がないのかチェックをする体制が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

その前に、まず中部国際空港株式会社に対して騒音対策の申し入れをしていただいたということでございます。大変感謝申し上げたいと思います。

過去におきましても何度も、私ども住民の生活環境の保全を図るために、その対策としてさまざまな形で要望書を提出させていただいております。また、環境対策の申し出をしてきたところでございます。

私も平成19年8月24日に国土交通大臣、そして愛知県知事、中部国際空港株式会社の三つの機関へ直接出向き、この要望書を提出してきたわけでございます。その内容といたしましては、離発着については深夜・早朝用飛行経路の運用時間帯、先ほどおっしゃいました午後

11時以降翌朝6時までをさらに拡大する。すなわち、海上旋回方式による飛行方式の時間帯を拡大し、騒音に配慮していただきたいということを申し上げてきました。そして二つ目におきましては、市内全域に飛行機による電波障害が発生しているのに、電波障害対策に取り組んでいただきたいということを要望書として提出してまいりました。また、こういったことに対する運行経路、あるいは離発着の問題につきましては、各航空会社に対しても徹底をお願いしていきたいということで、お願いをしておるわけでございます。また、私どもとして今年度からやっておりますCATV事業に対して補助金を出していただきたいということも要望してまいったわけでございます。今後とも引き続き、住民の皆様の生活環境の保全を図るために、航空騒音対策に対しては継続して要望してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 今市長がお答えになりました中で、深夜の11時から翌朝6時までの時間帯を拡大するというのを要望していただいたということで、それは本当に必要なんですけれども、私ちょっと調べましたら、伊丹空港が夜間の差しとめがありまして、その後開港しました関西国際空港で飛行機をさばかなきゃいけないということで、このことで当初の予想を超える発着数になったと。そのときに大阪府の方は、騒音の環境基準だけでなく、環境面の特別の配慮もしてほしいということで、六つの項目を国土交通省に求めました。今市長言われました早朝・深夜用経路の運用時間帯の拡大措置ということも要望したわけなんですけれども、その折には国の方から、午後11時から翌朝6時までの時間帯で運用し、昼間用の飛行経路との切りかえについては、その前後の午後10時台及び6時台に行く。ただし、当面、航空交通量の少ない午前6時台における昼間用への経路の切りかえについては、航空交通や気象状態の状態を勘案しつつ、原則として6時台の後半、要するに7時に近いところまで夜間として運用すると、このような回答は出ておりますので、今市長が要望されましたことがどのような回答が出されたか知りませんが、やはり要望を出すだけでなく、これは騒音という具体的な問題ですから、きちんとした回答をとる必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

議員がおっしゃるとおりでございます。私どもはセントレアへ8月に要望しております。そういった中で、近々そういった形に対する向こうの回答書を確認していきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） では、よろしくお願いたします。

さらに申し上げますと、パイロットと航空管制とのやりとりで、どのようにして夜間の飛行経路の変更がなされているかということについて、なかなかその基準がはっきりしてなくて、ともすると乱用されるのではないかというような心配もあるわけでありまして、その辺についても引き続き、市としてきちんとした対応をとるように働きかけをしてほしいと思います。

次の質問に行きます。

三つ目ですが、八穂クリーンセンターの溶融スラグの問題について質問いたします。

聞くところによりますと、来年度、クリーンセンターでできます灰溶融のスラグを弥富市分として1,200トン廃棄処分するというのを聞いておりますが、まずこの1,200トンというのは何年分のスラグで、どのように各市町村で分担をするのか、その点をお聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） 八穂クリーンセンターから出ます溶融スラグについてお答えをさせていただきます。

焼却残渣、いわゆる焼却灰でございますが、平成20年度、組合全体としての発生見込み量は1万1,971トンでございます。そのうち環境事務組合として処分いたします量が、知多市の新舞子、通称アセックと言っております財団法人愛知県臨海環境整備センターの処分場と、美和町にある処分場で3,800トン进行处理いたします。残りの8,171トンにつきまして、それぞれの市町村のごみの搬入量、いわゆる焼却量に応じて市町村返還分として返される量でございます。ちなみに弥富市は平成20年度は1,242トンでございます。最も多いのが津島市の1,600トンぐらいだったと思いましたがけれども、津島市、愛西市、弥富市の順で返還されることになっております。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 弥富の分で1,242トンあるということですが、搬出先は今2社の場所を聞きましたが、この処分にかかる費用、その搬出先などについてどうなっているのでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） 搬出先でございますが、先ほど申しました1万1,971トンのうち知多市と美和町で3,800トン、これは組合で処理する分でございます。残りの8,171トンにつきましてそれぞれの市町村に振り分けられます。

そして、この処理費でございますけれども、組合が処理するものにつきましては、アセックは公社でございますので、運搬費を含めてトン当たり1万3,000円程度。それから、あと残りにつきまして、それぞれ市町村の最終処分場で引き取るか、あるいは組合に別途処理費を支払って、組合に処理をゆだねることになっておりまして、搬出先につきましてはトン当た

り平均3万3,000円となっておりますが、愛知県大府市、三重県上野市、長野県小諸市、群馬県草津市にある処分場で分散処理をいたしております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） そうしますと、トン当たり3万3,000円ということですか、平均。そうすると、弥富の場合1,242トン掛ける3万3,000円ということですか、処分代は。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） 処分費につきましては、組合に処分をゆだねた場合、先ほど申しましたように、大府市とか、あるいは長野県小諸市で処理をしておりますので、それぞれ運搬費が違う関係上で単価は一定ではございません。したがって、平均で3万3,000円ということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） スラグですが、この先どういったペースで搬出されていく予定なのか、計画をお聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） 先ほど申しました焼却残渣の発生例でございますが、焼却ごみのおよそ13%ぐらいが発生すると組合の方は考えておられて、先ほど申しました組合として処分できる量、いわゆるアセック等の搬入割り当て量に変化が生じない限り、ここ数年は弥富市の場合1,200トン程度の返還量で推移すると考えております。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） ここの八穂クリーンセンターができましたときに、私も稼働する前に視察にお邪魔いたしまして、いろいろお話を伺ったんですけど、最終的にできました灰溶融スラグの現物を見せてもらったんですけど、ビニール袋に入っていて、砂のようなさらさらしたものなんですけど、当時、あそこのメーカーさんの三菱重工の職員さんのお話を聞きましたら、このスラグというのが将来的には路盤材とかに製品化できるから、非常にコストダウンにもつながると聞いておったんですけど、この問題は実際にそういうふう利用できるものなんでしょうか、どうでしょう。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） 八穂クリーンセンターでつくっております溶融スラグでございますが、平成15年度よりこういった溶融スラグをリサイクル、資材、いわゆる原料の一部として使うというお話がございまして、平成18年度、海部地区環境事務組合としては、道路の再生路盤材、あるいは埋め戻し材、あるいはコンクリートの2次製品へ入れる原料といたしまして11.13トンをこういった関連業者に販売したと報告を受けております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番(杉浦 敏君) 今のお話を聞きますと、1,200トン毎年出て、去年処分できたのは11トンということで、もうほとんど残っちゃうわけですね。この処分費についても非常にお金がかかるということで、もちろんいろいろ問題はあるわけですが、やはり一番問題なのは、ごみそのものを減らしていくということが必要だと思うんですが、この辺について現状いろいろ市の方としても御努力されていると思うんですが、もう一歩、何か進んだ新たな取り組みが必要ではないかと感じておりますが、この辺はいかがでしょうか。

議長(宇佐美 肇君) 環境課長。

環境課長(久野一美君) ごみの減量、特にこういった焼却残渣を少なくするには、当然のことながら、議員御指摘のように焼却するごみをいかに少なくすることに尽きるわけでございます。したがって、これは弥富市だけではございませんが、組合の加入市町村で従来からの生ごみ処理槽、いわゆるコンポスト、それから生ごみ処理機の一層の普及はもちろんのことでございますが、さらに弥富市では本年の10月より広報等を通じまして、燃やされるごみを減らす努力といたしまして、現在、市の古紙回収をやっておりまして、新聞だとか段ボール、雑誌というものを中心に回収しておるわけでございますが、それだけではなくて、いわゆる菓子の箱だとかチラシ、封筒、メモ紙に至る小さな紙まで、これは今雑紙という表示で、雑誌に挟んで入れていただいたり、あるいは紙袋に入れていただいて古紙回収の日に出していただければ回収するというので、広報、あるいはホームページ、さまざまな機会を通じて呼びかけをさせていただいております。これが定着して、市民の皆様方の御協力により少しでも焼却ごみを減らすことができれば、あるいは溶融スラグの発生量を減らすということにつながりますので、よろしく御協力をお願いいたします。以上でございます。

議長(宇佐美 肇君) 次に原沢久志議員、お願いいたします。

31番(原沢久志君) 原沢でございます。

私も議員になってから現在29年目を迎えておりますが、次期の選挙では健康上の関係もありまして立候補しないという立場に立っております。きょうは、こういった本会議の場で発言できる最後かと思っておりますが、議会の活性化、また地域の暮らしや福祉、医療や教育などを守るために、私は市民の負託を受けて議員として頑張ってきたところでございます。きょうが最後となりますが、そういった市民の願いを受けて、また市政の革新のために、最後の一般質問を2件させていただきます。

最初に、全国一斉学力テストについてでございます。

本年度の平成19年4月24日、犬山市を除く全国の公立小・中学生、小学6年生、中学3年生を対象に行われた全国一斉学力テスト(学力・学習状況調査)の結果が、予定を1ヵ月もおくれて半年後の、この10月24日以降にようやく公表されました。そして、子供のもとに個

表などが返されてまいりました。基礎知識や計算力はおおむね達成できているが、読解力や知識を実生活に応用する力が足りない。今回のテストではこんな分析がなされましたが、これは全員対象の今回のテストをするまでもなく、一部の子供を取り出して行う抽出の調査で十分わかることではございました。この実施に関しては、準備からの費用を換算いたしますと約100億円というような血税がここにつき込まれました。なぜこれほどまでに莫大な費用を使う必要があったのでしょうか。そして、文部科学省の当初の意図に基づき、全国の都道府県順位を発表いたしました。この結果は今後ひとり歩きを始めかねず、異常な競争が教育現場にもたらされる危険性が増すと予想されます。現在のところ、父母、教職員に加え教育委員会の不安や危惧も相まって市町村ごとの結果発表はとめられておりますが、今後、我先にと市町村間、学校間ごとの競争が増せば、さらに大きな困難と破壊的影響が教育現場にもたらされることは目に見えております。この件、その他関連質問をいたします。

まず第1点目といたしまして、弥富市教育委員会では全国一斉学力テスト実施についてどのように、いつ議題にされ、論議、意見、質問がそのとき出されたのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） ただいまの原沢議員の質問にお答えいたします。

全国学力テストの実施に向けての議論についてでございますが、今回の全国学力・学習状況調査は、実施に向けた本年2月、3月の教育委員会で集中的に話し合いを行いました。その内容といたしましては、一つ、現場の教職員の反応についてはどうか。これについては賛成意見が多く、反対はなかったということでございます。それから二つ目としまして、教員の負担にならないように配慮してほしい。それから三つ目として、テストや学習状況調査は有効に活用してほしい。これについては、県教育委員会の指示に従い、有効に活用したいということでございます。それから四つ目としまして、ほかの市町村の参加状況についてはどうなっているか。これについては、犬山市が不参加であるが、ほかの市町村の全部が参加することになっていきますと。また、海部地方の市町村がこぞって参加するということから、弥富市不参加の意見はありませんでした。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 弥富市の教育委員会では、ことしの2月、3月の教育委員会でこのことにつきまして協議をされたというふうに今教育部次長の方から説明がありましたが、私が教育委員会の方にどのような意見が出されたのか、発言があったのかを確認いたしましたところ、説明者は、そういった議論はなかったと。報告事項として説明がされ、それで意見が出なかったと了解されたと、このように伺っております。

そこで、この件につきましては、愛知県では63の市町村がございまして、41の市町村がこ

ういった全国一斉学力テストについて議論、また意見などが闘わされなかったという結果が愛知県の教職員労働組合協議会の調査の中で発表されております。このことからわかりますように、本当にこの全国一斉学力テストについて、文部科学省が言うことだからというような上意下達の意識が反映したのではないかと感じられますが、教育委員会制度に代表される教育自治というものが形骸化してきているというふうに見られるわけですが、その点についての認識はどうか、いま一度お伺いいたします。

義務教育は地方公共団体の自治事務であり、地域の住民の自治にゆだねられるべき内容のものであります。したがって、国は総合的教育施策を策定・実施する場合に、教育の地方自治を侵害させることがあってはならないのであります。今回の学力テスト実施・不実施の決定は、各市町村教育委員会の決定にゆだねられており、教育自治を実践する絶好の機会であったと思いますが、そういった内容には残念ながらなかったというふうに見受けられますが、この弥富市ではどうであったのか、再度お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 御質問にお答えしたいと思います。

市教育委員会としましては、一応テストや学習状況調査を有効に活用する中において、これについては県の教育委員会の指示に従って、今後有効に活用していきたいとございます。

それと、海部地方の市町村は3市6町村あるわけですが、その海部地域の市町村においてもいろいろ教育委員会等と協議し、県教委との協議もありますが、その中で海部地区の市町村についてはこぞって参加するという事になって、弥富市としても不参加ということではできないということで参加したということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 今教育部次長さんの方から、県の指導に従って、このテスト結果につきましては有効に活用したいということが言われましたが、弥富市の教育委員会では全国一斉学力テストの結果を受けましてどのような評価をしているのか。また、この結果を受けた中で実際にその内容について議論をしてきているのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） テスト結果についての評価ということでございますが、まずは、この全国学力・学習状況調査で測定した学力は特定の一部であり、学校における教育活動の一側面を測定したととらえております。各学校には生徒の得意・不得意な領域を把握しながら、今後の学習の参考にしてほしいと指示をしております。重要なことは、

調査結果を今後いかに活用するかにあると考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） この全国一斉学力テストの内容を調査し、生かすというふうに言葉では言ってくれているんですが、実際に生かされるのかどうか。私、先生に聞いたんですよ。今回、個表というのが返ってきました。そうしたら、それぞれの問題について合っているところは、できなかったところは×、×しか返ってきていないんですよ。それも6ヵ月もたって答えが返ってきているでしょう。そんな6ヵ月も前のことを覚えていないですよ、ほとんどの方は。特にできない人は余計そういうことについては忘れてしまうと思うんですね。ですから、そういう点では本当にこの学力テストというのは何の効果があるのか。やはり教育というのは、私は先生ではありませんけれども、聞きかじりの部分もあって失礼なところもあるかもしれませんが、その子が今どこでつまづいているのか現時点で対処してあげることが、その子の芽を育てる一番大事なことなんですよ。ですけども、この全国一斉学力テストは半年もたって返ってきている。そして、どういう答えを書いたのか、どういう記述をしたのか、それがさっぱり個表には返ってきていないもんですから、答案用紙ではないので、×の答案用紙ですのわからないわけですね。ですから、今後の教育に生かすと言葉で言っても、生かしようがないんですよ。現場の先生たちも、そのことは指摘しているわけなんです。その点について一つ、もう一度後でお聞きしたいのと、ついでに、今回のテストは学習の知識の部分だけではなく、もう一つ学習状況調査というのをやっておるわけですね。これは、子供と学校の校長先生に対してそれぞれ質問用紙を配布して、調査しているわけです。小学校の子供で99項目やられております。そして、テストの結果と、そういった質問項目とのクロス調査という形で、例えば学習塾で、家庭教師を含む勉強をしている方は正答率が高いと。当たり前といえば当たり前ですよ。よく勉強して、教えてもらって、努力しているからできる。そういうのに一つはこじつける。それから、宿題をする、読書をする、朝食をとる子供の方が正答率が高い。朝食をとると成績がよくなると、こういうような関連もしておるんです。それからもう一つ、こじつけかなあと思うのは、学校の決まりを守っておる、人の気持ちがわかる人間になりたいと思っている子供の方が正答率が高い。一部そういうのは当たっていると思いますよ。ですけど、全部それが当てはまるということではないんですよ。皆さんもそのとおりだ、そのとおりだと言うけれども、全部にそれを該当されたらたまったもんじゃないですよ。だけど、こういうことを文部科学省は一律的に自分たちの御都合主義でやってこようとしている、そのことが私は非常に危険な動きだというふうに感じておるわけです。そういう点で、そういうことについて教育委員会としてはどのような認識をしているのか。言葉ではないんですよ。県の指導に従って有効にテスト結果を活用したいと言っておるんですけども、具体的にどう活用できるのか、その返ってきた内容

でわかるように説明してください。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） ただいまの原沢議員の御質問についてでございますが、私もまだ勉強不足でございますので、その辺のことに、申しわけないんですけども理解等もまだ薄いと考えておりますが、ただ学習環境、それから生活習慣のどちらも含めて、各学校、今後の取り組みをやっていこうと思っております。

それから、先ほどの分析の関係でございますが、一応県から分析プログラムが届きましたので、学校の方にはお配りしております。それで、学校の方としましては、冬休み中に分析を学校なりでしまして、いつでも発表ができるように資料をつくっていく準備をするように学校の方にはお願いしているという状況でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 次長に一言確認しておきたいんですけども、教育部次長は個表というのは実際に現物は見ておられるのかどうか。もし見ておられるとするなら、そういった個表でどのような指導ができると思われるのか、その点について簡潔にお答えいただきたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 私としましては個表は見たことはございません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 次に移ります。

今回の全国一斉学力テストというのは悉皆調査ということで、全員を対象に調査しているわけなんです。こういうことやっていくと、どうしても人間というのは順番を見たいし、つけないというのが人間の心理だと思うんですね。ですから、そういう点でこういった悉皆調査というのはやめていくべきだと考えています。そして一番大事なものは、結果の公表ということにつきましては弥富市では非公開というふうに聞いておりますけど、再度その非公開の内容、また保護者の方から情報公開等を出された場合どのような内容で答えていくつもりなのか、その辺の内容について対応をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

結果の公表についてでございますが、結果は数字としては一切公表いたしません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） これ以上の競争をあまり、格差を広げないために、各市町村、学校

ごとの平均点等の公表は絶対にすべきでないと考えておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

また、学力テストの実施につきまして、十分議論の上、賛否を問うことは教育委員会の重要な責務であります。本当に子供らがつけるべき学力につきましては、地域の特性を考慮した上で教育委員会が主体的に考慮すべきです。この点からも、来年も行われる予定の学力テストにつきまして、その意味を改めて問い直してほしいと思います。全国一斉学力テストの有害さについて、一層の議論を深めることが求められておりますが、この点について教育委員会としてどのように議論されるのか、お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 原沢議員からの、来年も行う予定のテストについてはということですが、御指摘のとおり、本当に子供らがつけるべき学力を教育委員会としては執行していくべきであると思います。そういう意味で、全国学力状況調査は本当に子供らがつけるべき学力の特定の一部しかわからない調査です。この調査結果を十分吟味いたしまして、国語、算数、数学における児童・生徒一人一人のつまづきを分析することから始め、各学校の教育指導全体が適切であったかを見直し、改善に生かしてほしいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） ありがとうございます。

12月4日に公表されましたOECDの国際学習到達度調査（PISA）は、義務教育終了段階の15歳児が持っている知識や技能を、実生活のさまざまな場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するものとされています。調査は2000年から3年ごとに実施をされ、今回が3回目になります。前回2003年の調査では、日本は数学的応用力や読解力が低下しているという結果が出ました。これに対して文部科学省は、学力向上策として習熟度別学習の推進、授業時間数の確保などを進め、40年ぶりの全国学力テストの実施を決めて、各地に一斉学力テストブームを起こしました。しかし調査結果順位は、読解力は14位から15位に下がり、数学応用力も6位から10位、科学応用力は2位から6位と前回よりすべて順位を下げしております。今回の調査結果は、学習指導要領からの重要な学習事項を削減した問題とともに、文部科学省のこうした競争と詰め込みの対策が効果を上げていないことを示していると言えます。

そこで、質問いたします。

世界と日本のすぐれた教育実践の流れは、今広がりつつある学力テスト体制の方向とは正反対です。学力世界一で注目を集めるフィンランドは、授業時間は短く、少人数学級にして一斉テストなどの競争的なやり方をやめ、子供同士が学び合うこと、助け合いを大切にされ

ております。教育内容について国のガイドラインはありますが、教員に大幅な自主性が認められております。20人学級などの手厚い教育条件の整備にも熱心です。子供の成長のため、全国学力テストの中止、教員増や少人数学級などの条件整備、教員の自由、自主性の確保を実現することが求められていると考えますが、この点につきましてはどうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） ただいまの原沢議員の学力テストの中止等についての御質問等でございますが、御指摘のとおり、高い学力を身につけるためには、学び合い、助け合いを大切にする教育活動は大切でございます。市としましても、豊かな心を大切に、児童・生徒の学び合い、助け合いの気持ちをさらに高め、教師とともに学んでいく学校づくりを目指しております。

また、教員増や少人数学級などの教育条件整備でございますが、国への要望を行うとともに、市単独では各学校に特別非常勤講師の配置や英語指導助手の派遣を行っております。教育活動においての教員の自主性でございますが、校長先生のリーダーシップのもと、各学校それぞれの地域に応じた独自の取り組みを行っていると思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） ありがとうございます。

今回の国際学習到達度調査（PISA）の結果では、フィンランドは読解力は2位、数学的応用力が2位、科学的応用力1位でございました。平均得点で日本はそれぞれ49点、25点、32点下回っております。OECDが生産的活動に従事していけるとする習熟度に満たない生徒の割合は依然1割を超えており、フィンランドの倍となっております。科学的応用力では意識調査もあわせて行われましたが、30歳時に科学に関連した職についていることを期待するというふうに答えた生徒の割合は8%にとどまり、OECD平均の25%を大きく下回ったと報じられております。このような状況でございます。やはりフィンランドのような少人数学級、また子供たちが助け合い、学び合う、そういう学校現場、教育の環境整備を進めることが大事だと考えます。

そこで、市長に一言だけこの点についてお伺いいたしたいと思いますが、30人学級などの少人数学級や教職員増などの教育条件の整備ということにつきましてはどのように考えておられるのか、その点について市長から一言お伺いいたしたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員にお答え申し上げます。

議員の思いと同じでございますが、児童・生徒に対する学習環境というものは環境整備をしていかなきゃいかんというふうに思っております。また、30人学級、35人学級という人数における切磋琢磨した教育環境ということについても、今後も弥富市としての教育環境づく

りの中で導入してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。
議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） ありがとうございます。

弥富市では今、桜小学校のマンモス化の解消を初め、あるいはまた保育所などを新校舎にするなど、課題がメジロ押しでございます。そういった点も考慮しながら、本当に伸び伸びと学びやで学べる環境をぜひつくり上げていただきたいと思います。

次に、桜小のマンモス化の解消、校区の見直しについてお伺いをいたします。

11月26日に行われました議員全員協議会で、一般質問で進捗状況報告がなされ、その報告書の中で桜小学校の件についての報告が市からありましたが、これに関連して質問をさせていただきます。

まず第1に、桜小学校、十四山西部小学校の保護者の皆さんに対してアンケート調査を行おうとしておりますが、いつごろの計画かということでございます。そしてまた、平島地区の保護者の声をきちんと分けて把握できるようにアンケート調査を行っていただきたいとお願いをしているところでございますが、このアンケートのとり方はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、今平島では、ひので保育所、あるいはまた桜保育所の方に通う若いお父さん、お母さんたちがございますが、こういったお父さんやお母さんから私たちの子供の将来を決める学校問題については私たちの声も聞いてほしいという切実な声が私どものところに寄せられておりますが、さらに平島地区の関係者などにつきましては対象者を広げていくというような考えはあるのかどうか、その点についてまずお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 桜小のマンモス化の解消に対する、さきの全員協議会での進捗状況の関連質問ということでアンケート調査の件でございますが、アンケート調査につきましては、12月5日に児童を通じて保護者をお願いをいたしました。桜学区全員の保護者、それから十四山西部小学校区の児童全員の保護者をお願いしました。それで、今月の12日と13日に回収を行います。また、アンケートの設問の中にどこの地区でお住まいか聞く項目を設けましたので、把握をすることができると思います。

それから、対象者を広げるという御意見でございますが、この件につきましては考えておりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 市長の方からは全員協議会の場でも、この12月議会の最終日の12月21日には市としての方向性を報告できればということで、方向性を明確にしたいという態度を表明されております。

そこで、問3で出した問題なんですが、この間いろいろと市民の皆さんや、また学校整備検討協議会の委員の方たちと話をしておりますと、第2桜小学校の建設には国・県の補助金が一円も出ないというように教育委員会の方では説明をされているというふうな声が寄せられておりますけれども、これの事実関係はどのようになっているのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） ただいまの御質問にお答えします。

そういう事実関係は一切ございません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 事実関係がないということですが、私もじかにそれに近い言葉で聞かされたことがあるんですね。そうすると、整備検討協議会の委員の方でもそういう説明を受けたという錯覚を持っておるといことで、それに近いような言葉が発せられていたのではないかというふうに考えられます。

それで、今委員の中でも心配されているのは、第2桜小学校を本当に建設とした場合、補助金が出てくるのかどうか、その辺のことが非常に心配だと言うんですね。平成17年度のときに弥富町は20億円削らないと財政が破綻するといって、大幅な財政削減を断行いたしました。こういう中で、弥富町は金がないという認識が町民の中に広まっておりまして、今でもそういう認識の方が随分見えるんです。それで、第2桜小学校の隣に十四山の西部小学校があって、隣の小学校は少人数という中で、本当に第2桜を建設した場合に、今建設費が約33億円ほど見込まれているという説明がされておりますけれども、33億円のうち幾らぐらいで結構でございますので、補助金が見込まれると想定されているのか、その点について説明をいただきます。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） どちらの方向性でいくかということは、いろんなアンケート、説明会等、それから整備検討協議会の中で総合的に考えて21日に方向性を出すということです。現在のところはどちらということはいえませんが、ただ、県は国の予算の枠の中で決定するので、現在のところはわかりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 一番これは大事なところなんですよ。今、第1案がいいか、第2案がいいか市民、関係者に問うときに、十四山の西部小だと補助金が出ますよと。第2桜だと補助金が出ませんよという話がそれなりに出ておるんです。その辺が本当にどうなのかということを明確にしてほしいということなんですね。

それで、一つはまだ県ともヒアリングもしていないし、それから国の方の補助額があるも

んだから、採択を受けないとももちろん補助金は来ないんですけども、そういうことで話も全然同時進行でしていないもんですから、西部小だって一緒なんですよ。西部小については、まだ県とヒアリングを一度もしたことがないんですよ。そうしたら、答えとしては、補助金が来るか来ないか県と話したこともないんだから答えることができませんというのが現状の立場のはずなんですよ。片方だけできません、こちらはできるというのはごまかしなんですよ。その辺を一度ははっきりさせていただきたいんです。県との話し合いはどこまでしているのか。していなかったらしていないで結構ですので、していないと。そして、今後については、いつの時点から県とヒアリングを進めていこうとしているのか、その点について説明をお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 今の原沢議員の御質問にお答えします。

現在のところ、県との話し合いについてはしておりません。ただ、もう一つの質問でございしますが、これについては一応財政状況等も見まして、いつからということについては、現在のところお答えすることはできないと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 逆算の仕方がおかしいと思うんですよ。まず第1段階は、桜小のマンモス化をどうやって一日も早く解消するかというのが基本にあるんですよ。それで、あと3年以内にはマンモス化を解消しないと、特別教室をみんな桜小の方ではつぶさなければ教室ができなくなるということで、本当にもう一日一日待たなしの状態だというのが桜小なんです。それで、その解消のためには今からヒアリングをしておかなかつたら、先ほどの教育部次長の話ですと、21日に結論を出しても、あと3年間かかる可能性がある。しかし待てよと。国がまだお金の枠がないと言え、今度は4年かかりますよというふうに言われているわけで、これでは本当に弥富市は桜小のマンモス化の解消のために汗水たらしているかどうか疑わしくなるんですよ。市長は本当に汗水たらして解消しようと思われていると思うんですが、その辺、同時進行でやらなかったら私はどんどんおくらせてしまうと思いますが、この点について市長の方に、県との打ち合わせについてはどのように考えておられるのか、市長からも一言答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員にお答え申し上げます。

桜小のマンモス化の問題については、本当にスピードを持って、なおかつ慎重に事を進めている次第でございます。補助金等の問題につきましては、補助金の額はこうありたいと、これくらいはお願いをしていきたいという試算の額は持っております。しかし、今現在そういった形の中で、県の方とも直接的な交渉をしているわけではございませんので、この

場で具体的な数字を申し上げることは差し控えていきたいという答弁でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） ある程度の金額は持っているということでございますが、市長にお尋ねいたしますが、国の補助制度というのは、総額の何分の1とかということで大ざっぱに、2分の1以内とか、そういう言い方で幾らにでも振れるようになっておりますので、そういう何分の1以内というような形ではどの程度、第2桜をつくった場合に来るといふふうに見ておるのか、説明をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

31番（原沢久志君） お答え申し上げます。

私たちが試算をしている補助金の額といたしましては、その投資額に対する20%をお願い申し上げていきたいという試算を持っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） それから、教育委員会の方にお伺いしたいんですが、この間、学校整備検討協議会の委員の中でも、先ほどの補助金が出る出ないという問題が出されております。そういうことで、私は、そういう問題について少なくとも教育委員会の中では詰めた議論がされていてしかるべきだといふふうを考えるわけですが、どうもいろいろな話を聞いておりますと、教育委員会の中でもそういった細かい部分につきましては議論が全くされていないような感触を私は受けておるんですが、教育委員会として、こういった問題についてどのようにお互いに議論されておるのか、理解し合っているのか、その点について説明をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 教育委員会事務局の職員の中では、ゆとりのある学校生活を送っていただきたいということで、いろいろ先ほど市長の方からも補助金のあれもあつたわけでございますが、ただ、教育委員会として、事実、今の国・県補助金のあれで言った覚えはございませんので、誤解のないようお願いしたいと思っております。先ほどの第2桜小学校の建設の国・県の補助金は一円も出さないということ、教育委員会の方からとか、そういうあれで聞かれたということでおっしゃいましたが、教育委員会としましては、そういうことを言った覚えは一切ございませんという確認でございます。

それと、いろいろ補助金等についても私の方としても、県とか国どちらの方向になったとしても、我々職員の中で事務的なあれはやっていきますが、いろいろ期間はかかるということも私の方も認識はしております。ただ、一日も早く桜小学校のマンモス化を解消したらどうかということ、教育委員会、それと職員の間でも話し合いはしている段階でございます。

以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） はっきり言って、個人の名前を出すわけにはいきませんので、個人の名前は省きますけれども、そういう点で意思疎通が十分にされていないということだけは指摘しておきたいと思います。ぜひ、教育委員会の中ぐらい、せつかく市長も風通しのよい弥富市をつくろうということで努力されているわけですので、皆さんが思ったことが発表できる、また意見交換できる場にしていだきたいということをお願いいたしておきます。

それから、通学区域等の境界の地域につきましては、「弾力的な運用に努める」という文言が合併協のところで入っておるということで、これは学区の基本的な問題点でございます。大変重要な問題を含んでおります。それで、あえてこれを出してきたのは、第2回目の学校整備検討協議会の中で第3案という形で、三百島を白鳥学区に編入するというようなものが突然出てきて、また突然しりすぼみでどこかへ行ってしまっておるということで、通学区域等の境の地域は弾力的に運用に努めるというふうなことが言われているわけですが、言葉がひとり歩きしてもいけませんので、具体的にどういうふうに弥富市としては今後検討されていくのか、またどういう立場で進もうとしているのか、この点についての説明をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） ただいまの通学区域等の弾力的な運用についての御質問でございますが、区域を超えて選択制にした場合、児童・生徒数は均等にすることが困難となりますので、現在のところは考えておりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） アンケートにつきましては、1案、2案という形でアンケートをとられていると思うんですが、3案というのを第2回学校整備検討協議会で文面にして出されたわけですが、この第3案の取り扱いというのはどういうふうに説明されているのか。要するにたたき台としてそれは検討協議会で議論されることでしょうけれども、ただ第三者的に見ておりますと、アンケートもいろいろやるというんですけれども、第3案という形で示されたもんですから、その辺の内容がどういうふうになるのか、市民の皆さん、関係者の皆さんにもわかるように説明していきたいと思うんですが、もう少しわかるようお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 第3案の件でございますが、第1回の整備検討協議会の委員の中からはいろいろな案をとりあえず出してほしいということで、いろいろ検討したんですが、もう1案、要するに先ほど議員が言われました三百島を白鳥小学校に、

中学校については北中という案もどうだろうと。ほかにもいろいろな案がございました。だけれども、確かにいろいろな案を出せばまた混乱になるということもありまして、それを避けると言ったら御無礼があるかもわかりませんが、一応第3案という形でその案を出させてもらいました。ただ、第2回の学校整備検討協議会の中では、その案について御意見等は一切なかったということでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 私そこで思うのは、教育委員会として整理されて、案というのは1案だ、2案だ、3案だということで本来なら出されてきていると思うんですが、どうもその辺が、教育委員会の中で絞り込んで、こういう案も必要だからということで第3案という形ならわかるんですよね。ですから、いろいろ意見がある、それはわかるんです。いろいろな意見につきましては、こういった進捗状況の報告のところでも、その報告の仕方としては賛成の案、反対の案、賛成の案、反対の案というような形で交互に並べるという、いろいろな見方があるということで、意見は意見でいいんだけど、案としたということについては、普通だったら検討して出すというのが基本だと思うもんですから、その辺のことが理解できないもんですから、そういったことについては教育委員会で一つ一つ議論されて、煮詰められるようにならなければならないと私は思うんですが、その辺についてどうでしょうか、再度お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 第3案の関係でございますが、整備検討協議会のいろいろな意見の中で、十四山地区の方に東平島の子供さんをとという御意見もありました。十四山地区の方でも白鳥小学校等への通学等が近いという中で、いろいろ教育委員会等と調整させていただいて、第3案という形で三百島の件は出させていただいたということでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 時間でございますので最後でございますが、やはり教育委員会のかなめとなるのが教育長でございます。そういう点で、今回の桜小学校のマンモス化の解消といったことにつきましても、教育長の責任というのは本当に大きいものがあると思います。また、最初に質問した一斉学力テストの問題でも、教育委員会の自主性という立場から言いましても、そういったことに対してきちっと説明責任を果たしていく大事なかなめでございますので、教育長にそういった自覚をぜひ持っていただいて、今後の教育委員会の指導に力を注いでいただきたいということお願い申し上げまして、私の本当に最後の質問を終わらせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後4時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 栗田 和 昌

同 議員 杉 浦 敏



平成19年12月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 佐藤 博   | 2番  | 武田 正樹  |
| 3番  | 小坂井 実  | 4番  | 佐藤 高清  |
| 5番  | 立松 新治  | 6番  | 山本 芳照  |
| 7番  | 村井 邦彦  | 8番  | 新田 達也  |
| 9番  | 渡邊 昶   | 10番 | 伊藤 正信  |
| 11番 | 栗田 和昌  | 12番 | 杉浦 敏   |
| 13番 | 炭竈 ふく代 | 14番 | 三浦 義美  |
| 15番 | 浅井 葉子  | 16番 | 中山 金一  |
| 17番 | 前田 勝幸  | 18番 | 安井 光子  |
| 19番 | 佐藤 良行  | 20番 | 高橋 和夫  |
| 21番 | 立松 一彦  | 22番 | 水野 博   |
| 23番 | 高橋 清春  | 24番 | 木下 道郎  |
| 25番 | 宇佐美 肇  | 26番 | 久保 文哉  |
| 27番 | 黒宮 喜四美 | 28番 | 四方 利男  |
| 29番 | 大原 功   | 31番 | 原 沢 久志 |
| 32番 | 三宮 十五郎 |     |        |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 13番 | 炭竈 ふく代 | 14番 | 三浦 義美 |
|-----|--------|-----|-------|

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

|                   |       |                   |       |
|-------------------|-------|-------------------|-------|
| 市長                | 服部 彰文 | 副市長               | 加藤 恒夫 |
| 総務部長              | 北岡 勤  | 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 大木 博雄 |
| 開発部長              | 横井 昌明 | 十四山総合福祉<br>センター所長 | 平野 雄二 |
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 村上 勝美 | 十四山支所長            | 平野 瞳  |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野 茂雄 | 総務部次長<br>兼税務課長    | 佐藤 忠  |
| 民生部次長<br>兼市民課長    | 加藤 芳二 | 開発部次長<br>兼農政課長    | 早川 誠  |

|                |        |                |        |
|----------------|--------|----------------|--------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 服部 昭 男 | 教育部次長<br>兼図書館長 | 高橋 忠   |
| 監査委員<br>事務局長   | 加藤 重 幸 | 総務課長           | 佐藤 勝 義 |
| 企画情報課長         | 村瀬 美 樹 | 管財課長           | 渡辺 安 彦 |
| 防災安全課長         | 服部 正 治 | 保険年金課長         | 佐野 隆   |
| 環境課長           | 久野 一 美 | 健康推進課長         | 鯖戸 善 弘 |
| 福祉課長           | 横井 貞 夫 | 介護高齢課長         | 佐野 隆   |
| 児童課長           | 山田 英 夫 | 商工労政課長         | 若山 孝 司 |
| 土木課長           | 三輪 眞 士 | 都市計画課長         | 伊藤 敏 之 |
| 下水道課長          | 橋村 正 則 | 教育課長           | 前野 幸 代 |
| 社会教育課長         | 水野 進   |                |        |

#### 6．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |        |     |        |
|--------|--------|-----|--------|
| 議会事務局長 | 下里 博 昭 | 書 記 | 柴田 寿 文 |
| 書 記    | 岩田 繁 樹 |     |        |

#### 7．議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第6 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第9 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第12 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

- 日程第16 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第69号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第70号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第71号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第72号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第73号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第24 議案第74号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について
- 日程第25 発議第10号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第26 発議第11号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書の提出について
- 日程第27 発議第12号 看護職員確保法の改正を求める意見書の提出について
- 日程第28 発議第13号 地方税財源の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第29 閉会中の継続審査の件

午後2時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と三浦義美議員を指名いたします。

日程第2 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

日程第3 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第6 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第7 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第8 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について

日程第9 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

日程第10 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第11 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について

日程第12 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第13 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第14 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第16 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について

日程第17 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について

日程第18 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について

日程第19 議案第69号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第70号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について

日程第21 議案第71号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算について

日程第22 議案第72号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算について

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第52号から日程第22、議案第72号まで、以上21件を一括議題とします。

本案21件に関し、審査結果の報告を、まず総務常任委員長、お願いいたします。

総務常任委員長（伊藤正信君） 10番 伊藤でございます。

総務常任委員会に付託されました案件について、御報告を申し上げます。

総務常任委員会は、12月19日、委員全員の出席で、付託されました議案7件を1件ずつ審査しましたが、その内容について御報告を申し上げます。

議案第52号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定は、選挙公報の発行に関して必要な事項を定めるものであります。

さらに、議案第53号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正は、共同研修として設置された愛知県市町村振興協会へも職員を派遣する内容であります。

この2件につきましては、全員一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第54号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正は、主に地域手当の支給割合の内容であります。この件につきましては、ラスパイレス指数が低いという意見等がありました。しかし市側から、今年度からさらに基本的な給与の見直しを含み、他の類似する市町村等への水準に給与を上げていくという内容等の答弁がありました。討論の中で、一部反対の討論がありました。しかし、結果は賛成多数で原案が了承されましたことを御報告申し上げます。

次に、議案第55号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件、さらに議案第66号平成19年度弥富市一般会計補正予算を個々に審査し、採決した結果、2件とも全会一致で原案を了承いたしました。

続きまして、議案第69号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第70号平成19年度弥富市一般会計補正予算は、国家公務員の給与改正に伴い給料月額を改正する補正予算であり、個々に審査し、採決をした結果、全会一致で原案を了承いたしましたことを御報告申し上げます。以上であります。

議長（宇佐美 肇君） 次に建設経済常任委員長、お願いします。

建設経済常任委員長（村井邦彦君） 7番 村井邦彦、建設経済常任委員会報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第66号平成19年度弥富市一般会計補正予算の外3件であります。本常任委員会は、去る12月14日に開催し審査を行いましたので、その審査結果を報告申し上げます。

議案第66号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件を審査し、採決したところ、全会一致で原案を了承いたしました。

続きまして、議案第70号平成19年度弥富市一般会計補正予算、議案第71号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第72号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算を審査し、採決したところ、全員一致で原案を了承いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に厚生常任委員長、お願いをいたします。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 厚生常任委員会に付託されました事項について、委員長報告をさせていただきます。

厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第58号弥富市総合福祉センター条例の一部改正について外11件です。

本委員会は、去る12月11日に開催し審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第58号弥富市総合福祉センター条例の一部改正の件から議案第65号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件まで8件を一括審査しました。

議案第58号弥富市総合福祉センター条例の一部改正は、現在のゲートボール場をゲートボールに限らず他用途に使用できるようにするためのものであり、議案第59号弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正は、条例の名称を「乳幼児等医療費支給条例」から「子ども医療費支給条例」に改め、母子家庭医療または障害者医療の受給者は年齢要件を削除し、受給者の不利にならないようにしたものであり、議案第60号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正及び議案第62号弥富市障害者医療費支給条例の一部改正は条文整備です。議案第61号弥富市老人医療費支給条例の廃止は、愛知県福祉医療費支給事業補助金要綱の一部改正に伴い廃止するものであり、議案第63号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正は、期間要件を廃止し、精神障害者医療の通院医療費を現物給付するものであり、議案第64号弥富市国民健康保険税条例の一部改正は、年金から国民健康保険の特別徴収の規定を改めるものであり、議案第65号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更は市町村によるものであり、審査の結果、全会一致で原案を可決いたしました。

次に、議案第66号平成19年度弥富市一般会計補正予算、議案第67号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算、議案第68号平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算及び議案第70号平成19年度弥富市一般会計補正予算、以上4件を一括で審査いたしました。

一般会計補正予算で主なものは、保育の広域入所者の数に伴う保育所運営費委託料2,000万円、18年度の精算に伴う生活保護費国庫及び県費負担金過年度分返還金1,117万6,000円であり、国民健康保険特別会計補正予算で主なものは、高額療養費の増額が主なものであり、介護保険特別会計補正予算の主なものは、介護サービス、介護予防サービスの実態に合わせ

た予算の組み替えであり、一般会計補正予算は、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものです。審査の結果、以上4件は全会一致で可決了承したことを御報告させていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 次に文教常任委員長、お願いします。

文教常任委員長（浅井葉子君） 文教常任委員会の報告をさせていただきます。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第56号弥富市立学校設置条例の一部改正についての外3件であります。

本委員会は、去る12月13日に開催いたしまして審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

文教常任委員会に付託されました議案第56号弥富市立学校設置条例の一部改正については、弥富市立弥富中学校を来年1月1日から、平島町西新田1244番地4から、鎌島7丁目52番地2に移転をするため住所を定める必要があり、改正するとの市側の説明があり、委員全員の賛成で原案を了承いたしました。

次に、議案第57号弥富市運動広場条例の一部改正については、弥富中学校の移転に伴い現在のテニスコートを一般開放するため、名称を「おみよしテニスコート」とする必要があるため一部改正するとの市側の説明がありました。採決の結果、委員全員の賛成で原案を了承いたしました。

次に、議案第66号平成19年度弥富市一般会計補正予算ですけど、その中で文教常任委員会に付託されました主なものは、歳出の1項教育総務費、2目事務局費、13節委託料の式典委託料100万円については、弥富中学校竣工式に伴う記念品の購入及び竣工式典関係委託等に係る増額補正でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、小学校修繕等工事請負費450万円でございますが、内訳といたしまして、緊急用修繕費100万、現弥富中学校にある備品等の移設工事といたしまして200万円、十四山東部小学校の給食室のボイラー取りかえ工事等による増額補正でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費300万円の内訳は、電気料270万円、これは新しい弥富中学校の電気料の基本料金の変更に伴う増額であり、水道料30万円は、現弥富中学校の武道場及び屋外トイレの3ヵ月分の基本料金と使用料に伴う増額でございます。

最後に、15節工事請負費、中学校修繕等工事請負費1,800万の内訳でございますが、緊急用修繕費100万、移設工事費100万、弥富北中学校駐輪場増設工事費1,600万の増額補正であります。

委員から、弥富中学校竣工式典の委託料100万円の内容と、水道料30万円の内容による質疑があり、市側から、竣工式委託内容については、式典会場設置等全般に係る委託料であり、

水道料は、現弥富中学校にある武道場と屋外トイレの水道料であるとの答弁がありました。

また、委員の中から、弥富北中学校駐輪場の台数はどれくらいになりますかとの質疑がありました。市側から、現在、駐輪場台数は162台で、今回の工事による駐輪場の台数は130台分を予定しており、全体で約300台収容できるようになりますとの答弁がありました。

採決の結果、委員全員の賛成で原案を了承いたしました。

次に、議案第70号平成19年度弥富市一般会計補正予算のうち、文教常任委員会に付託されました主なものは職員の給与関係の補正であり、市側から、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い給料等の額を補正するものとあり、当初予算編成時において配属予定の職員に支給する給料等で積算した額と、実際に配属した職員に支給する給料等の差額を補正するものであります。

採決の結果、委員全員の賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

〔「議長12番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） まず杉浦敏議員、お願いいたします。

12番（杉浦 敏君） 私は、議案第54号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について反対討論をいたします。

今回の条例改正は、弥富市職員の地域手当を現在の100分の8から100分の3に引き下げるものでありますが、私どもは、かねてより弥富市の職員の給与が他の自治体に比べて相対的に低い水準にある、改善すべきであると申し上げてまいりました。一般行政職の給料のレベルをあらわすラスパイレス指数が平成18年4月の数字では87となっており、この数字が示しておりますように、県内の自治体、とりわけ市の中では最下位となっております。今回の問題に関しまして、こういった事態は職員の労働意欲にもかかわることであり、早急に改善すべきであるというお話をしてまいりました。今回、市側からこの問題で、現行の給料表の運用の改善などで、平成22年に向け、この数字を95に近づけていきたいというお話があったわけではありますが、この条例改正の地域手当が8から3に引き下げになれば、実質的な給与の改善がわずかなものにとどまり、到底市の責任を果たしたとは言えないものとなってまいります。よって、今回の条例改正には反対をいたします。

〔「議長32番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 次に三宮十五郎議員、お願いいたします。

32番（三宮十五郎君） 私は、議案第64号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について賛成討論を行わせていただきます。

今回の改正は、国の後期高齢者医療制度に75歳以上の方と一定の障害等を持ちます65歳以上の方を国保加入者等から移行させることに関連いたしまして、65歳以上74歳までの国保加入者に対して、国保税を年金から天引きを行うことを初め、さまざまな負担増と医療への制約を行うことを前提とした一連の措置の一つとして行われるもので、本来ならとても賛成できるものではございませんが、今日まで国民健康保険制度を市民に役立つようにと努力をされてまいりました市の努力及びこの間の議論を通じて、全体としては制度は改悪をされてきますが、少しでも市民の負担を軽くするための努力をしていこうという市長と担当者の構えをさらに確かなものにしていただいて、市民の皆さんに喜んでいただけるものにするために賛成をするものであります。

その第1は、この10月から実施をされました国民健康保険法44条に基づく国保加入者の医療費の自己負担の軽減措置です。これは、生活保護基準に比べて、前の3ヵ月の実収入が生活保護基準の1.3倍以下であり生活に困っている場合は、申請をして認められれば、病院の窓口負担、3割とか1割の自己負担分を支払わなくてもよい制度でありまして、1.1倍以下の方は全額免除、1.2倍以下の方は半分に減額をする、1.3倍までの人は、その全額を病院に払うのではなくて、市と相談しながら分割して市に納めるというもので、国保税を払ったらその月は医者に行くお金もなくなるなどという人を救済するもので、市の減免制度では、市長が言われる「必要な人を救済する」という考えに見合った、これまでのものに比べて画期的なものでございます。ぜひ市民に広く知っていただき、これは活用を広げていただきたいと思います。

その後、さらに市税、国保税、介護保険料と利用料等につきましても、来春をめどにさらに見直しをしていきたいとの表明が行われました。国保から後期高齢者医療制度への移行の中で、65歳以上74歳までの障害者医療対象の方は、来年4月からの半年の間に国保と後期高齢者医療制度の中でどちらが自分に有利になるかを判断して、みずから選択することになります。既に国保税、大都市は国保料と言っておりますが、大きく変わることが法律で定められております。そのためにも、新年度のなるべく早い時期に市の国民健康保険税をどうするか定めることが求められております。

その一つは、よく滞納などで問題になりますが、最低生活に食い込む、払い切れない国民健康保険税の課税を是正することです。医療費一部負担金の減免のような現実に即した減免制度に改めていただくことです。

もう一つが、極端な過重負担の起こる資産割課税の改正です。現在、私どもは市内の全世帯に暮らしについてのアンケートをさせていただいておりますが、国保税が高過ぎて払えな

い、何とかしてという声が寄せられており、お伺いして驚きました。所得割が13万円、資産割が40万を超え、介護納付金と合わせて61万円が課税をされておりますが、年金と農業所得の方で所得金額が約280万、年金の非課税の部分を含めると実収入が約400万であります。固定資産税は110万円を超え、所得税、市民税、介護保険料などを合わせますと、収入の約半分がこういう税と、それと同じようなものの負担に消えてしまいます。家族総ぐるみで働いて、まるで税金を払うために生きているようなもので、いつまでもこんなことが続けられるとはとても考えられない、何とかしてくださいという訴えに私は心が痛みました。

また、先ほど全員協議会で県の後期高齢者医療に関する条例の概要の説明がございましたが、この中で、私は厚生常任委員会に参加をさせていただいてお尋ねをしましたら、国民健康保険法とか、こういう中にあります、実際に全員を加入させる保険制度の中で、どうしても必要な、最低生活に食い込むような負担だとか、あるいは医療費の自己負担を減額や免除するという仕組み、考え方は全くないものであります。そのことを考えたら、弥富市としても、また県下の多くの市町で今この国民健康保険法第44条に基づく最低生活に食い込むような負担をさせないという制度が広がっているときに、後期高齢者医療制度というのはまだそういう詰めがされていないという説明がございましたが、本当に多くの困難な暮らしをしている皆さんを裸でほうり出すようなものでありまして、一日も早く国保法第44条と同じような考え方が国や県の制度としてこの中に盛り込まれるように御尽力をいただくことと、それができるまでは市としても、既にひとり暮らしの非課税の方に対しては、県がやめた福祉給付金を市として独自に継続するということを決めたことが発表されておりますが、こういう形で、できる支援をしていただくことを強く求めるものでございます。

大資産家は、株の配当や譲渡益は10%の分離課税で済みます。西部臨海工業地帯に新たに入る市内では超一流企業は、創業から実質4年間は固定資産税は全額免除になります。地方や弱者に多大な負担を求めるこういうやり方と、額に汗して働く庶民の暮らしというのは余りにも大きな違いが出ております。こうした市民の皆さんの願いや暮らしの実態にしっかりと目を向け、心を寄せられまして、本当に市民の皆さんが安心して住める弥富市にさせていただく御尽力を市長や職員の皆さんに強く求めて賛成討論といたします。

議長（宇佐美 肇君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第52号、第53号の2件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号、第53号の2件は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第54号は原案どおり可決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立26名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、議案第54号は原案どおり可決決定いたしました。

次に、議案第55号から第72号までの18件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号から第72号までの18件は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第23 議案第73号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について

日程第24 議案第74号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第23、議案第73号、日程第24、議案第74号、以上2件を一括議題といたします。

服部彰文市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） お許しをいただきまして、追加提案をさせていただきます。

本定例会におきまして追加提案申し上げ、御審議いただきます議案は予算関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第73号平成19年度弥富市一般会計補正予算につきましては、民生費、介護保険特別会計への繰出金を計上したものでございまして、歳入歳出それぞれ235万円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億6,225万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第74号平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,737万3,000円とするものでございます。このたびの補正予算の内容といたしましては、国の介護保険制度の改正に伴い、平成20年3月までに電算処理システムの改修が必要となり、介護保険事務処理システム改修委託料300万円を計上するものでございます。これに対しまして、歳入といたしましては国庫補助金65万円、一般会計繰入金235万円を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 議案は説明を省略させ、これより質疑に入ります。

質疑の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は原案どおり可決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第25 発議第10号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

議長（宇佐美 肇君） 日程第25、発議第10号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の佐藤良行議員に提案理由の説明を求めます。

19番（佐藤良行君） それでは、発議第10号弥富市議会委員会条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

この案は、来年2月に施行されます市議会議員選挙から定数が18人となるため、常任委員会を現行の4委員会から3委員会とし、その名称及び定数、その所管を改め、議会運営委員会の委員定数を現行の8人から6人に改めるものであります。皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

~~~~~

日程第26 発議第11号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書の提出について

日程第27 発議第12号 看護職員確保法の改正を求める意見書の提出について

日程第28 発議第13号 地方税財源の拡充を求める意見書の提出について

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第26、発議第11号から日程第28、発議第13号まで、以上3件を一括議題とします。

本案3件は議員提案ですので、提出者の佐藤良行議員に提案理由の説明を求めます。

19番（佐藤良行君） それでは、発議第11号から発議第13号まで、3件の意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

発議第11号は、全国で医師不足により地域の病院や診療科が休止され、必要な医療が受けられないという深刻な事態が起こっており、愛知県内でも62の病院がこのような状況にあります。国においては、医師の養成を大幅にふやし、勤務条件の改善を図るため、医師確保に向けて必要な法律を制定し、予算措置をとることを求めるものであります。

発議第12号は、現在全国の医療施設で看護職員の不足が深刻な問題となっており、安全で行き届いた看護を実現するために、増員と離職防止は切実な課題となっております。国においては、看護職員を大幅に増員するため夜勤を月8日以内に規制するなど、看護師等の人材確保の促進に関する法律を改正することを求めるものであります。

発議第13号は、現在国は地方間の税源の偏在是正の観点から、地方法人二税を見直し、都市部の税収を地方に振り向ける議論を進めているところであります。このため、国に対して、まずは大幅に削減された地方交付税の復元・充実を行い、安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化に向けて取り組むことを求めるものであります。

以上3件、皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） これについて、質疑の方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案3件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案どおり可決決定をいたしましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第29 閉会中の継続審査の件

議長（宇佐美 肇君） 日程第29、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、許可をいたします。

市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきまして、平成19年12月議会閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

12月3日から21日までの19日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決承認をいただき、まことにありがとうございました。

弥富市も、合併から1年8ヵ月を経て円滑に市政を推進することができ、一つのまちとしての体制が整ってまいりましたことは、議員各位の御尽力のたまものでございます。私も市長に就任してはや10ヵ月を経過いたしました。これまで多くの市民の皆様の力強い御支援と御協力をいただきながら、市政運営に全力を傾注することができましたことを心よりお礼申し上げますとともに、改めてその責任の重大さを痛感する次第でございます。

さて、今や地方分権の流れは加速しており、今までの国の主導による地方行政から、公共サービスのあり方を自分で決める本格的な地方自治の時代となりました。その一方で、財政破綻する市や、財政再建団体になる可能性を示唆されるまちもあられ、税などの住民負担、公共サービスのあり方が問われています。まさに、自治体も自己決定・自己責任が厳しく問われる時代となりました。限られた予算で活力と希望あふれるまちをつくるには、選択と集中の行政経営が求められます。そうした中、企業誘致や港湾整備に力を注ぎ、税収のアップと将来の安定した経済基盤の確立に努めてまいりました。また、乳幼児医療費助成の対象年齢の拡充や、弥富中学校校舎移転改築工事、あるいはケーブルテレビ整備事業、道路・公共下水整備等の都市基盤整備も進み、まちづくりも順調に推進することができましたことは、御同慶にたえない次第でございます。

さて、明けて2月17日の市議会議会選挙に立候補予定の各位におかれましては、全員が当選の栄を得られ、市議会において引き続き山積みしている諸問題の解決と諸事業の推進に当たっていただくことを懇願いたします。

いよいよ厳寒に向かいます折、皆様には切に御自愛くださいませ、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます。私の12月議会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） では、私からも、年末に際し一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方、並びに服部市長を初め市当局の皆様方には、本日まで極めて円滑な議会運

常に格別の御理解と御協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

本年も、残すところあと10日となりました。寒さも一段と厳しさを増してまいりました。2月の市議会議員選挙を控え、議員各位におかれましては何かと御多忙のことと存じますが、健康には十分留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますように御祈念申し上げ、年末のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

これをもって、平成19年第4回弥富市議会定例会を閉会といたします。

~~~~~

午後2時43分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 三 浦 義 美